

# 羽村市環境とみどりの基本計画

～環境・みどり・生物多様性を包括的に進める はむらプラン～

2014 — 2023

平成26年度

平成35年度

# はじめに

本市は、四季を通じて、市民の生活にうるおいを与える多摩川の清流をはじめとする自然環境にも恵まれた職住近接のまちとして発展してきました。

平成 13 年には、多くの市民で組織された市民会議の提案に基づき、「羽村市環境基本計画」を策定し、未来に向かって健康で安全な都市環境を創り上げるための総合的・基本的な計画として、市民・事業者・市が一体となって、施策を推進してまいりました。

また、平成 24 年 3 月には「第五次羽村市長期総合計画」を策定し、「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」を目指し、環境・都市整備の分野では「ひとと環境にやさしい安全で快適なまち」を基本目標に、さまざまな基本施策を推進しています。

市制施行から 20 年を経過した今、引き続く世界的な景気の低迷、東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故など、環境をとりまく情勢は激動のさなかにあります。

こうした社会状況の変化の中にあっても、地域の特性を生かして、自主性と自立性を高め、総合的かつ計画的に住みよいまちづくりを進めていくためには新たな指針となる計画が必要であると判断し、環境とみどりの基本計画 ～環境・みどり・生物多様性を包括的に進める はむらプラン～を策定いたしました。

この計画では、前計画の理念「川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村」を受け継ぎ、緑の基本計画と生物多様性地域戦略の要素を新たに取り入れ、一つに融合させ、現代社会のニーズにあった計画として、さらなる飛躍を目指しています。

これからの 10 年間、市民の皆さま、事業者の皆さまとともに手を携え、絆を深め、英知を結集して、すべての市民が明るくいいきと輝き、それぞれが持てる力を発揮し、本計画の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議を重ねていただきました「環境審議会」、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました「地域懇談会」や市民・事業者ワーキンググループにご参加いただきました皆さま、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

羽村市長 並木 心



# 羽 村 市 環 境 方 針

## 1 基本理念

羽村市は、清流多摩川に生まれ、武蔵野の面影が残る水と緑に恵まれたまちです。

この貴重な財産を、より豊かにして未来の市民へと伝えていくためには、市民・事業者・市が一体となって、環境に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

今日の環境問題は、社会全体で取り組まなければ解決できない課題となっており、地球規模で考え地域から活動していくことが重要です。

このため羽村市は、環境マネジメントシステムを導入することによって、率先して環境問題に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

## 2 基本方針

羽村市は、環境に配慮した事務・事業を推進し、継続的に環境の保全・改善に取り組み、将来の世代へより良い環境を継承します。

- (1) 市の環境保全等に関する計画を推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、リサイクルを推進します。
- (3) 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- (4) 環境関連法令を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的・環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- (6) 環境方針に沿った活動を継続的に推進するため、職員に対して、環境に関する研修と周知を行うとともに、職員の自発的な環境意識の高揚を図ります。
- (7) 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。

平成 15 年 4 月 16 日

羽 村 市 長

並木 心

※ この環境基本方針は、羽村市が ISO14001 環境マネジメントシステムの取得運用を図るために定めたものです。

# ◆ 目 次 ◆

第Ⅰ章 基本的事項	1
1 計画の名称	2
2 計画の関係と構成	3
3 計画のフレーム	4
第Ⅱ章 策定にあたって	9
1 羽村市の概要	10
2 人口、世帯、産業構造	11
3 羽村市を取り巻く状況	13
4 第五次羽村市長期総合計画に係る市政世論調査結果	15
5 環境問題の取り組み（平成10年以降）	18
6 本計画の策定に際して	21
第Ⅲ章 理念と目標	25
1 計画の基本理念	26
2 キーワード	26
3 基本目標	27
4 分野別項目と個別目標	28
5 施策の体系	30
6 行動方針のページの見方	32
第Ⅳ章 1 計画実現に向けた行動方針 ～都市環境分野～	33
1 都市環境分野における環境情勢等の状況と体系	34
2 都市環境分野の行動方針	36
2-1 地域環境保全	36
2-2 生活環境	42
2-3 循環型社会	47
第Ⅳ章 2 計画実現に向けた行動方針 ～自然環境分野～	51
1 自然環境分野における環境情勢等の状況と体系	52
2 自然環境分野の行動方針	54
2-1 樹林・緑化	54
2-2 田園	57
2-3 公園緑地	59
2-4 水環境	60
2-5 自然景観	62
2-6 生物多様性	64
第Ⅳ章 3 計画実現に向けた行動方針 ～地球環境分野～	71
1 地球環境分野における環境情勢等の状況と体系	72
2 地球環境分野の行動方針	74
2-1 地球温暖化対策	74
2-2 エネルギー対策	75
2-3 スマートライフ	77
第Ⅳ章 4 計画実現に向けた行動方針 ～環境情報分野～	81
1 環境情報分野における環境情勢等の状況と体系	82
2 環境情報分野の行動方針	84
2-1 環境学習	84
2-2 環境活動	85
2-3 人材育成	87
2-4 情報発信	88
第Ⅴ章 推進体制と進行管理	89
1 推進体制と進行管理	90
2 国・東京都・その他自治体との連携	91

# 第 I 章

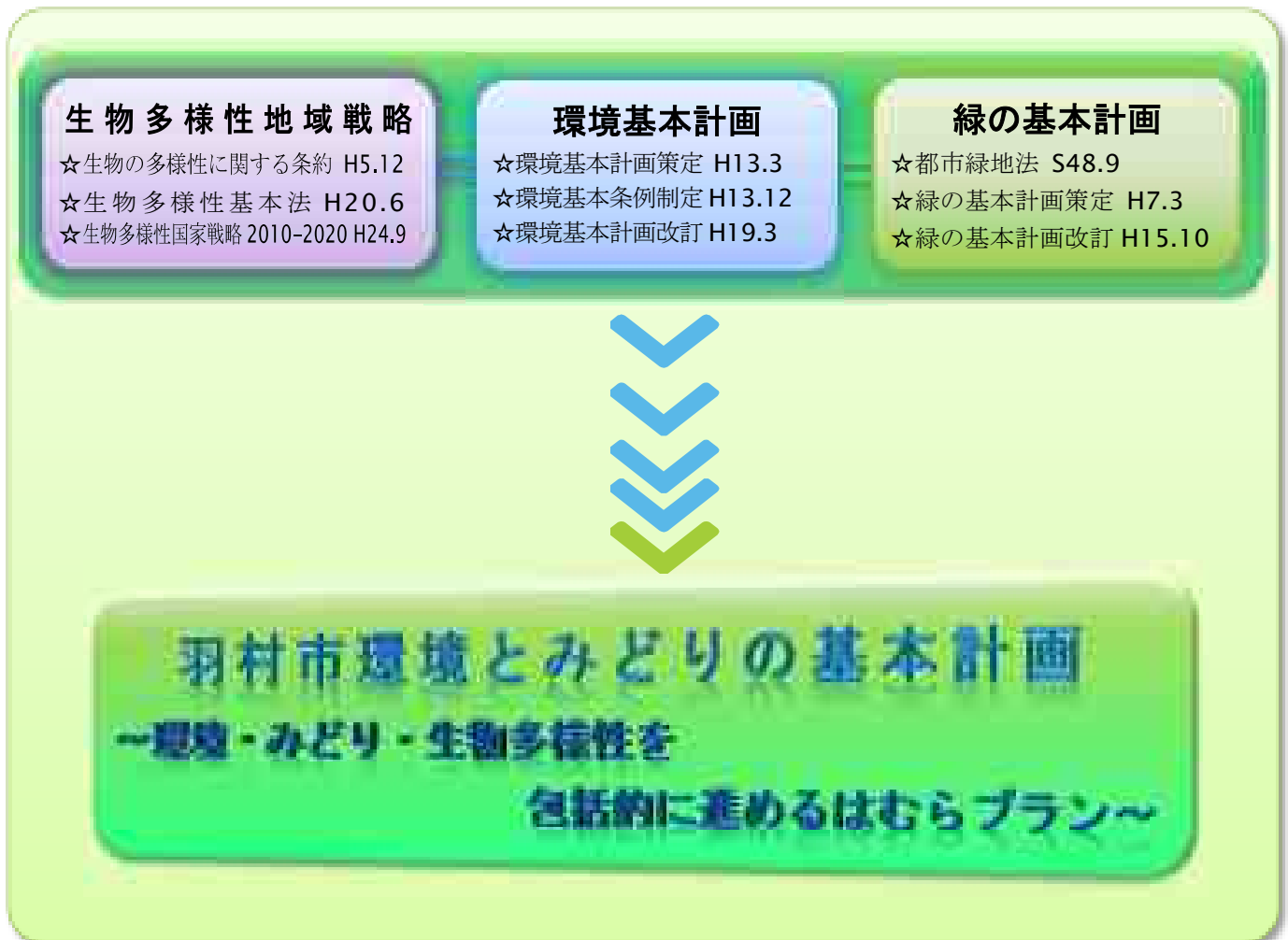
## 基 本 的 事 項

# 1 計画の名称

市では、平成13年に多くの市民等との協働により第1次の環境基本計画(以下「第1次計画」といいます。)を策定するとともに、羽村市環境基本条例(以下「基本条例」といいます。)を制定し、「人と自然との共生を目指し、緑を守り育て、水や空気や土壌を汚さず、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちを実現しなければならない」との基本的な認識のもと3つの基本理念(26頁参照)を定めました。

今回の計画は、基本条例第7条に基づく「羽村市環境基本計画」(以下「基本計画」といいます。)の第2次計画として、第1次計画の達成度合い、現在の社会及び環境情勢、市民、事業者などの意見を踏まえ、多様な主体が協働して取り組む計画とするものです。

また、基本計画と密接に関連する、都市緑地法第4条に基づく「羽村市緑の基本計画」との統合を図るとともに、都市で活動するあらゆる主体の行動を生物多様性に配慮したものへと転換し、生物多様性基本法に基づく地域戦略を包括的に、合理的かつ効果的に推進するため、この計画の名称を「羽村市環境とみどりの基本計画 ～環境・みどり・生物多様性を包括的に進めるはむらプラン～」(以下、「本計画」といいます。)とします。



※ 本計画では、“緑”と“みどり”を別の用語として用いています。

緑は主に「樹木等の植物」を示しており、みどりは主に「樹木等の植物や水、それらのある場(緑地など)や空間」を示しています。

## 2 計画の関係と構成

本計画は、環境保全に関する法規、資源や廃棄物に関する法規、化学物質に関する法規が関係するものですが、特に環境基本法、都市緑地法及び生物多様性基本法が関係しています。

この3つの法は“環境の保全”“持続性”という大きな枠の中で理念は共通しており、これらに基づく将来像、施策や行動は、共通または相互に関連するものです。

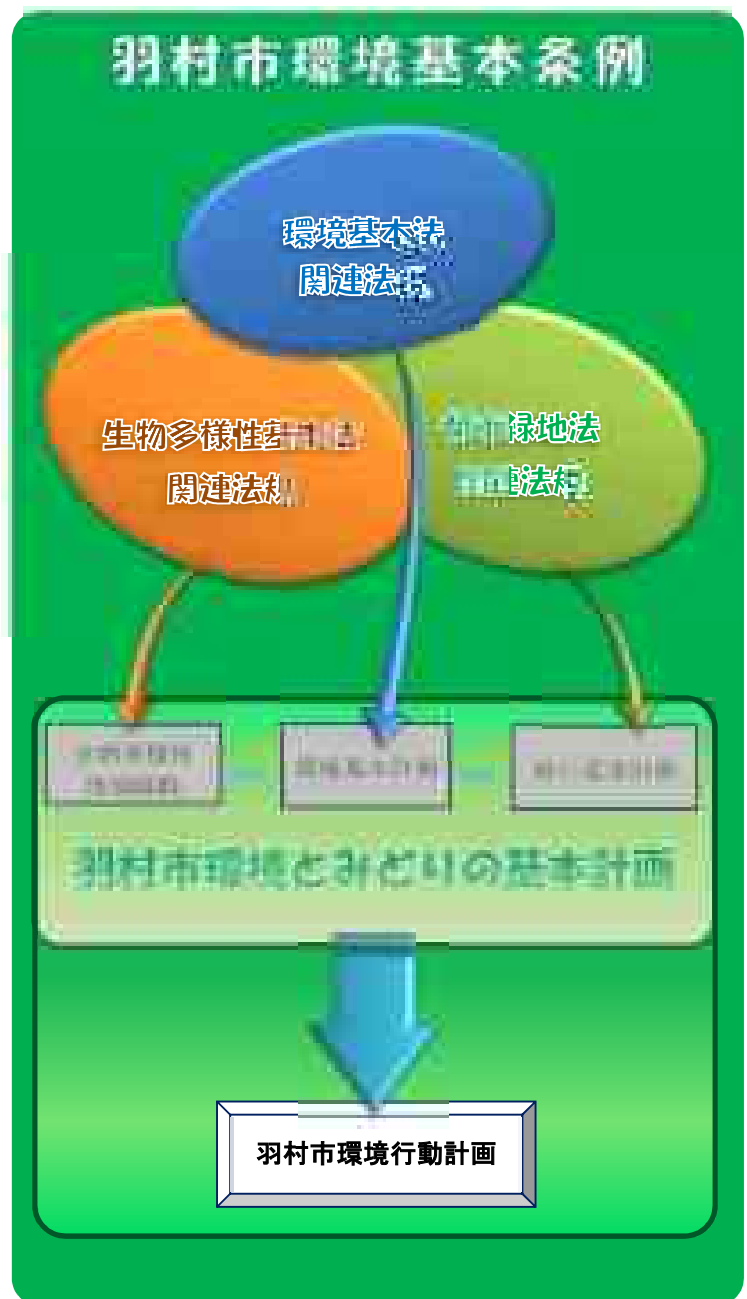
また、羽村市の環境の将来像や責務などを定めた基本条例は、この3つの法の理念や主旨を包括しており、これを実現するために、環境基本計画と環境行動計画を策定することとしています。

基本条例に基づいて策定する本計画は、環境基本法、都市緑地法及び生物多様性基本法の理念や主旨に沿った計画として策定するにあたり、環境基本法・基本条例による「環境基本計画」、都市緑地法による「緑の基本計画」、生物多様性基本法による「生物多様性地域戦略」の3つの計画を個別に策定するのではなく、分かりやすく、合理的で効果的なものとなるように、3つの計画を融合して一つの計画にしました。

本計画の構成に際しては、基本条例と第1次計画の理念を継承する理念のもとに、多様な主体による協働の必要性の観点に立って、目標部分（分野別目標と個別目標）と実践部分（多様な主体が全体として進めていく“行動方針”と、行動方針に基づいて多様な主体が各個に実践していく“環境行動指針”）を定め、実行性を高めるようにしました。

また、基本条例に定められている環境行動計画については、本計画を具体的に実践していく計画（アクションプラン）として、本計画の環境行動指針に基づき、主体（市民・事業者・市）ごとに実践すべき行動内容をまとめて、別冊の「羽村市環境行動計画」（以下「環境行動計画」といいます）としました。

このように、本計画は、3つの計画を融合させたものとなっていることから、羽村市の環境基本計画・緑の基本計画・生物多様性地域戦略となっています。



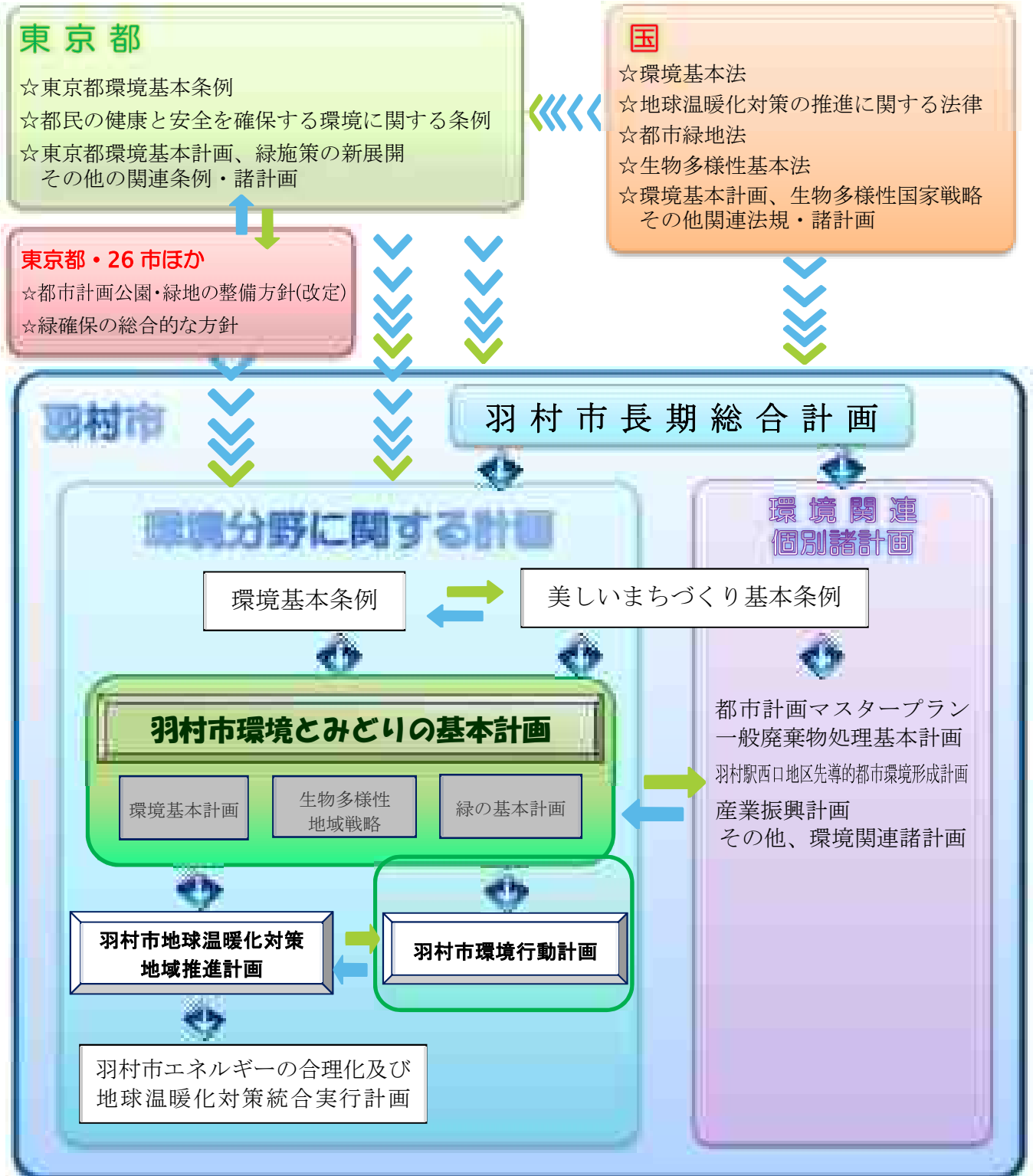
### 3 計画のフレーム

#### (1) 本計画の位置付け

本計画は、基本条例第7条に基づき策定する計画であると同時に、羽村市長期総合計画が目指す目標を環境面から実現するものであり、市全体のニーズに応え、「ひとと環境にやさしい安全で快適なまち」を未来へつないでいくための総合的かつ基本的な計画です。

また、本計画は、国の環境基本計画、東京都環境基本計画、市のその他の計画との整合を図り策定したもので、本計画に関連する市の個別の諸計画等は、本計画の内容に配慮するとともに、具体的に展開し、実効性のある計画の推進を図ります。

本計画と他の計画等の関係を以下に示します。



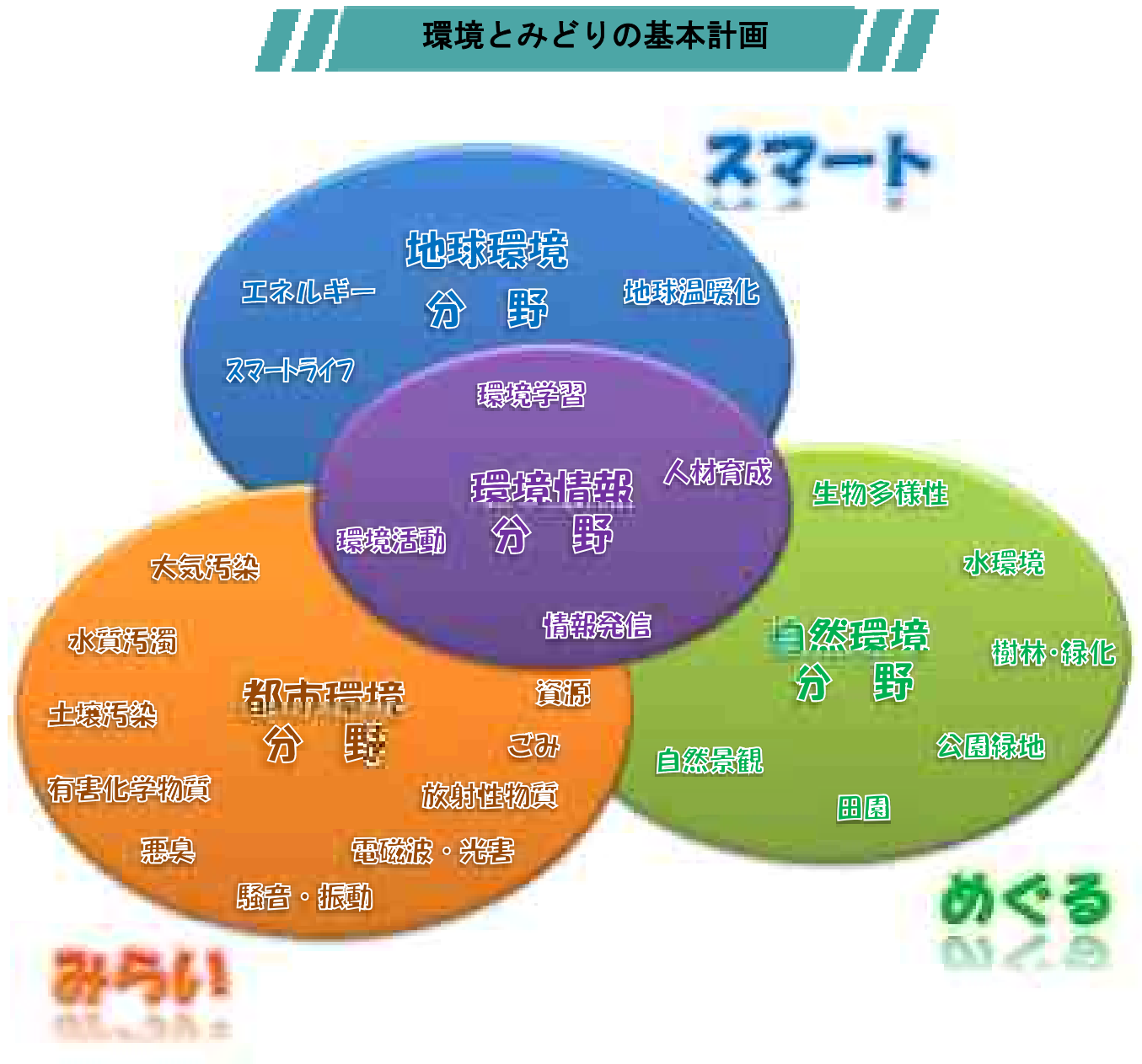


## (2) 本計画の対象範囲

本計画の範囲は、第1次計画を継承し、現在の社会情勢や環境状況に応じた都市環境、自然環境、地球環境に関する問題としました。

また、この3つの問題と、それぞれの問題に相互に関連して必要である学習等の活動・情報発信に関することについて、各分野に区分しています。

本計画の対象範囲について、以下にイメージを示します。



## (3) 本計画の対象地域

本計画の対象地域は、市内全域です。

ただし、必要に応じ、広域的な視点をもって、国や東京都・その他の自治体等の多様な主体と連携しながら本計画の推進を図ります。

#### (4) 本計画の対象者

本計画の対象者は、市域に関わるすべての人としています。

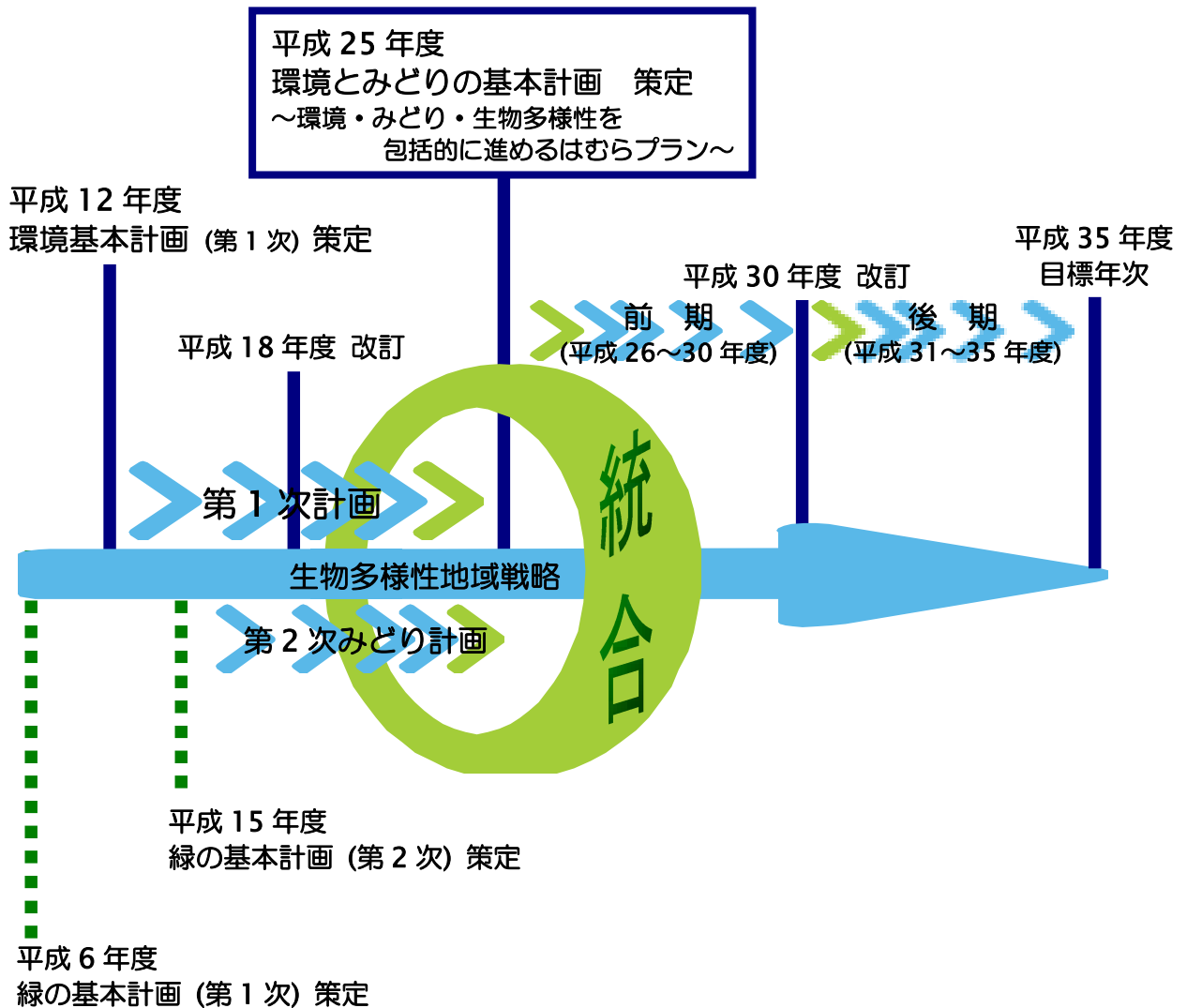
各主体はそれぞれが協働し、かつ自らが主体的に率先して本計画を推進します。

対象者		主 な 役 割	
市民等	市民 在勤者 在学者 滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆自らの生活の環境負荷を考えます</li> <li>☆環境負荷の低減について学びます</li> <li>☆法規を遵守し、環境負荷の低減について実践行動します</li> <li>☆地域社会において協働を推進します</li> </ul>	
事業者等	事業者 団体	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆法規を遵守し、自らの事業活動において環境負荷の低減措置を講じるとともに、その情報を発信します</li> <li>☆廃棄物の抑制に努め、循環型の事業を推進します</li> <li>☆地域社会において協働を推進します</li> <li>☆多様な主体と協働して、環境学習と環境配慮活動を推進します</li> </ul>
		団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆地域社会において連携・協働を推進します</li> <li>☆法規を遵守し、環境負荷低減の取り組みを推進します</li> <li>☆多様な主体と協働して、環境学習と環境配慮活動を推進します</li> </ul>
市	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆本計画に基づき、環境負荷低減施策を推進します</li> <li>☆環境負荷の低減に関する行動を促進します</li> <li>☆環境情報に関する学習や活動を支援します</li> <li>☆国及び自治体等と連携・協力・協働し、広域的な環境負荷の低減を推進します</li> <li>☆事業者として、市の公共施設及び事業の環境負荷の低減を推進します</li> </ul>	

## (5) 本計画の期間

本計画は、平成12年度におおむね10か年の計画として策定した第1次計画と、平成15年度に策定した緑の基本計画（以下、「第2次みどり計画」といいます。）の目標等に、生物多様性の観点を加え、現在の環境及び社会情勢等に応じた新たな計画として、平成26年度から平成35年度までの10か年を計画期間と位置付けます。

なお、今後の環境及び社会情勢等の変化、長期総合計画等の改訂に対応するため、おおむね5年後に見直しを行います。

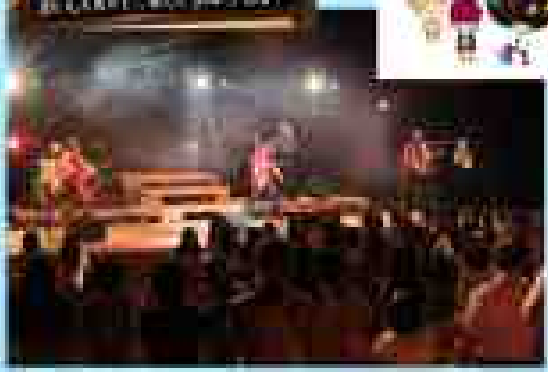
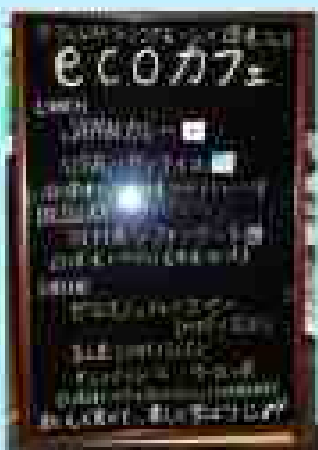


市民の環境配慮行動の一層の促進を目指して、平成 24 年度から実施の「羽村市環境フェスティバル」。市民等、事業者等や市が協働して企画・運営までを行っています。

環境に関係するいろいろな出展がされ、エコを体感できるイベントとして、多くの方にご参加いただいています。



エコをコンセプトとしたメニューと、子ども達がスタッフとして活躍する“eco カフェ”は、参加した子ども達にも来場者にも大好評！



## 第II章

策定にあたって

# 1 羽村市の概要

## (1) 位置と地勢

羽村市は、都心部から西に約 45km、武蔵野台地の一角に位置し、東西 4.23km、南北 3.27km、面積は 9.91km<sup>2</sup> となっています。

西端部から南端部にかけて多摩川が流れ、その流れが形作った河岸段丘があり、段丘をつなぐ崖線は「ハケ」と呼ばれ、市の地形の特徴となっています。

## (2) 沿革概要

羽村市は、江戸時代まで武蔵野の典型的な農村でしたが、承応 2 年（1653 年）に玉川兄弟により玉川上水が開削され、江戸幕府の取水所（羽村堰）が設けられてから江戸との交流が頻繁となり、活況を呈するようになりました。羽村堰・玉川上水は、江戸・東京の生活用水や、武蔵野の開発を支えた文化遺産として引き継がれ、今日も首都東京の上水道施設として、大きな役割を担っています。

明治 22 年の市町村制の施行に伴い、当時の羽村、五ノ神村、川崎村が合併し、現在の羽村市の前身である「西多摩村」が誕生しました。

西多摩村は、明治、大正、昭和と純農村であり、奥多摩街道に沿って屋敷林に囲まれた集落が分布し、明治 27 年には現在の市の中央部を青梅鉄道が開通しましたが、昭和 30 年代に至るまで桑畑やコナラなどの二次林が多く存在していました。

その後、先覚者の努力により徐々に近代化し、特に明治末期から昭和初期には養蚕業が著しく発展し、その名を全国に高めました。

昭和 31 年の町制施行により羽村町となった後、昭和 37 年に首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業による都市基盤整備を進めました。同時に工場立地を促進し、現在では市域の約 3 分の 2 において都市基盤整備事業が完了し、「職住近接」の近代都市として発展を遂げ、平成 3 年には、人口 53,381 人をもって市制を施行し、現在の「羽村市」が誕生しました。

福祉や教育の分野をはじめ「市」として新たに担うこととなった役割を着実に果たし、自立した都市として、平成 23 年 11 月には、市制施行 20 周年を迎えました。

## (3) 地形・地質

羽村市の地形は、東から武蔵野台地とその侵蝕段丘面、多摩川低地、草花丘陵の順に分布しており、台地・段丘面が広く、丘陵地はわずかとなっています。

台地・段丘面には崖線があり、五の神崖線、川崎崖線、小作崖線、羽村崖線、美原崖線、根がらみ崖線に区分されます。崖線は、羽村の緑の骨格を形成しており、崖線樹林のグリーンベルトや各所の坂道は、羽村市の景観特性となっています。

地質は、台地面は表層の厚いローム層（火山灰層）、下位の段丘礫層、基盤（飯能礫層や小仏層）によって構成され、台地面の中で最も高い標高の「立川面」では、ローム層は 3～4m に達しますが、これより下位にいくほどローム層が薄くなっています。

なお、直下型地震に結びつくことが多いとされる活断層については、市域での存在は報告されていませんが、羽村市北東境界から北東に約 1～2km の位置（瑞穂町箱根ヶ崎）には立川断層が確認されています。



#### (4) 植生

多摩川右岸の草花丘陵には、アカマツ - ヤマツツジ群集、スギ及びヒノキ植林地が分布しています。

多摩川河川敷には、タチヤナギ群集、ツルヨシ群集などの自然度の高い植物群落が存在しています。

多摩川左岸の段丘崖の斜面林には、クヌギ - コナラ群集、コナラ - クリ群集、アカマツ - ヤマツツジ群集、スギ及びヒノキ植林などが存在していますが、台地平坦面は市街化が進み、宅地内の低・中木を中心とする植栽、地被植物などの都市型の緑化が中心となってきています。

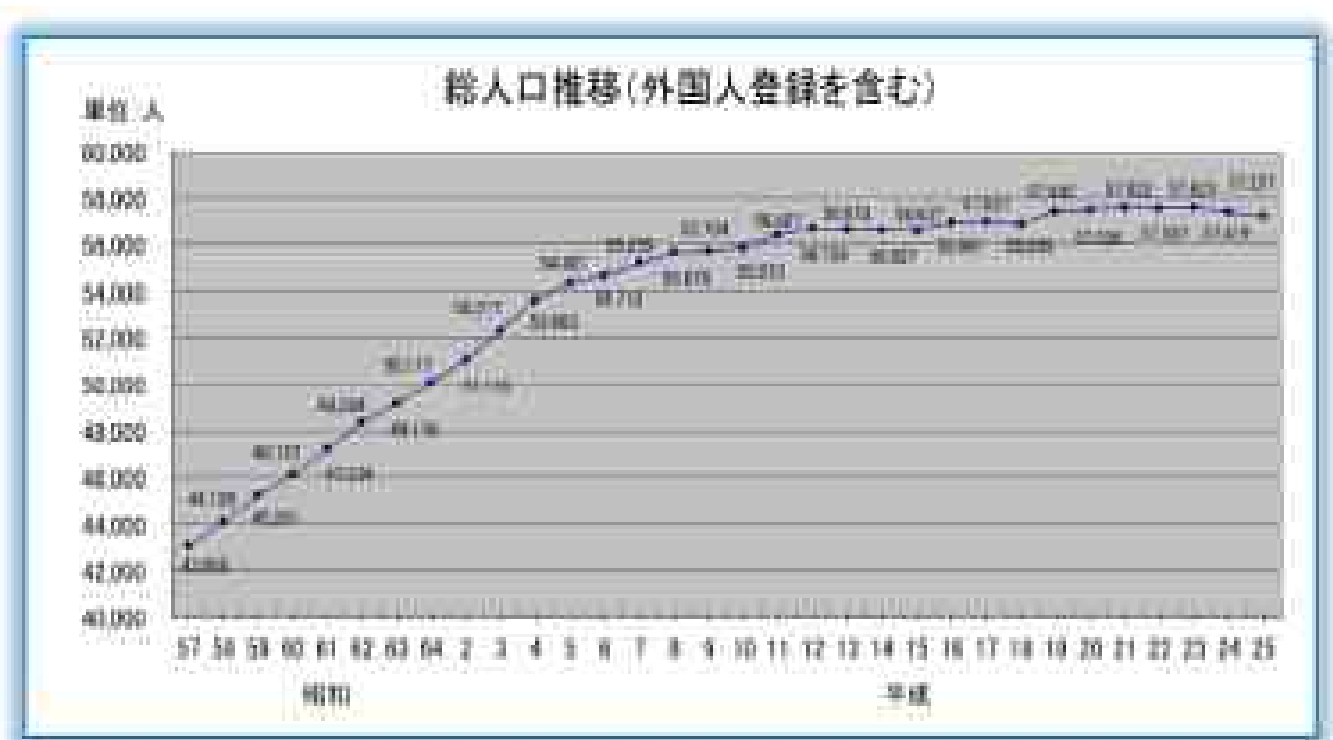
#### (5) 河川・水路

市域西南側には 1 級河川多摩川、農業用水である羽用水（小作取水堰下流部から羽村堰まで）と史跡である玉川上水（羽村堰から）の水路があります。

## 2 人口、世帯、産業構造

### (1) 人口の長期推移

平成 25 年の羽村市の総人口は 57,237 人です。昭和 57 年から平成 25 年の人口推移をみると、平成 12 年までの人口は毎年伸びていますが、平成 12 年以降は増加傾向が緩やかになり、平成 23 年を境に以降はわずかに減少しています。

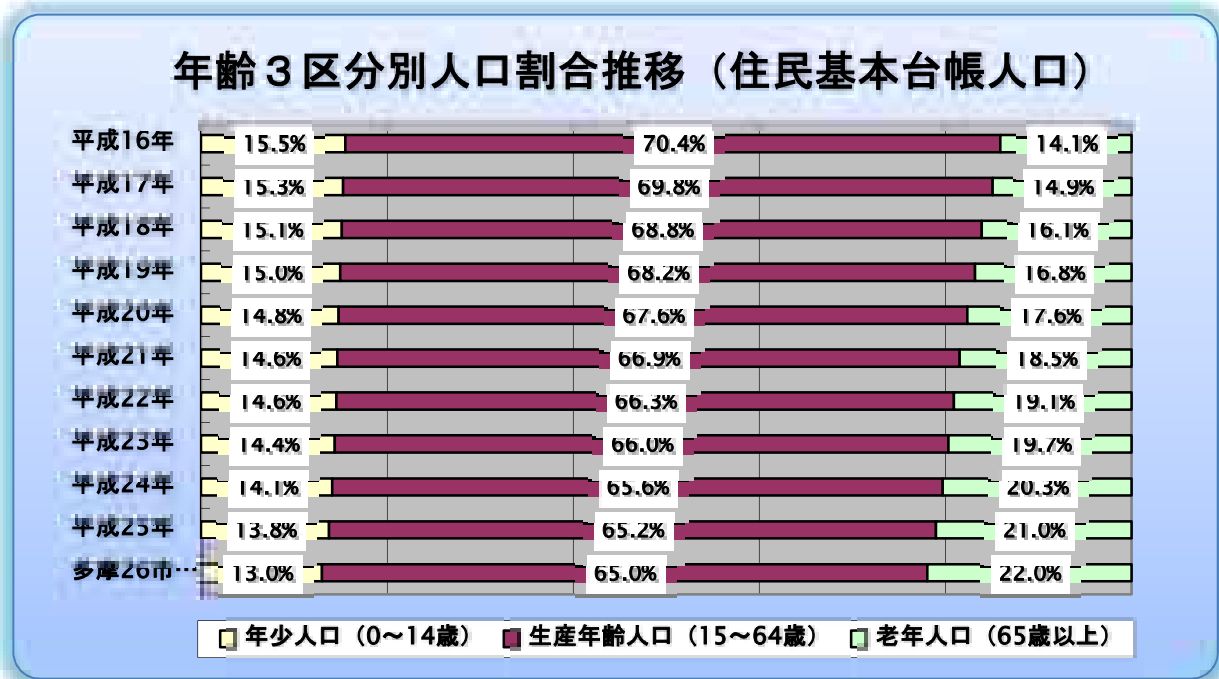


※住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年 1 月 1 日現在。住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）により、平成 25 年の住民基本台帳人口には外国人住民の人口が含まれています）

※昭和 57 年の外国人登録人口は 12 月 31 日現在

## (2) 年齢区分別人口割合の推移

平成16年から平成25年（10年間）の年齢3区分別人口割合の推移では、年少人口と生産年齢人口の割合はほぼ毎年減少し、老年人口（65歳以上）の割合（高齢化率）は毎年増加しています。



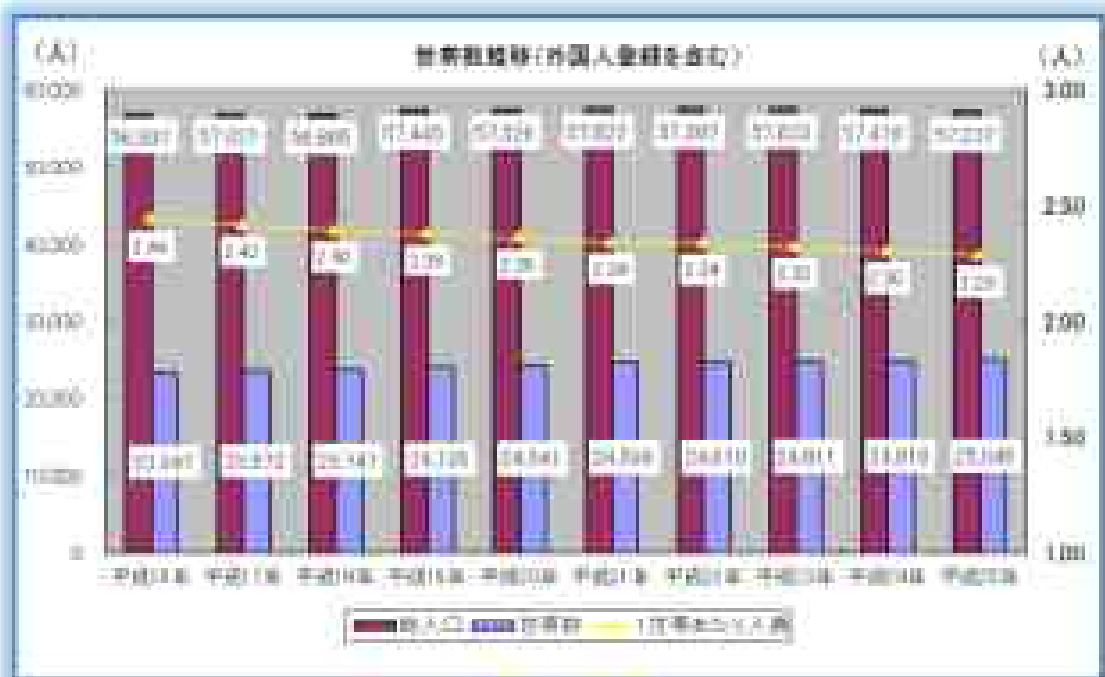
※出典：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

※各年1月1日現在

※平成25年の住民基本台帳人口には、外国人住民の人口が含まれています

## (3) 世帯数の推移

平成16年から平成25年の世帯数の推移では、緩やかに増加しています。また、1世帯当たり人員は減少傾向となっています。



※住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年1月1日現在。平成25年の住民基本台帳人口には外国人住民の人口が含まれています）



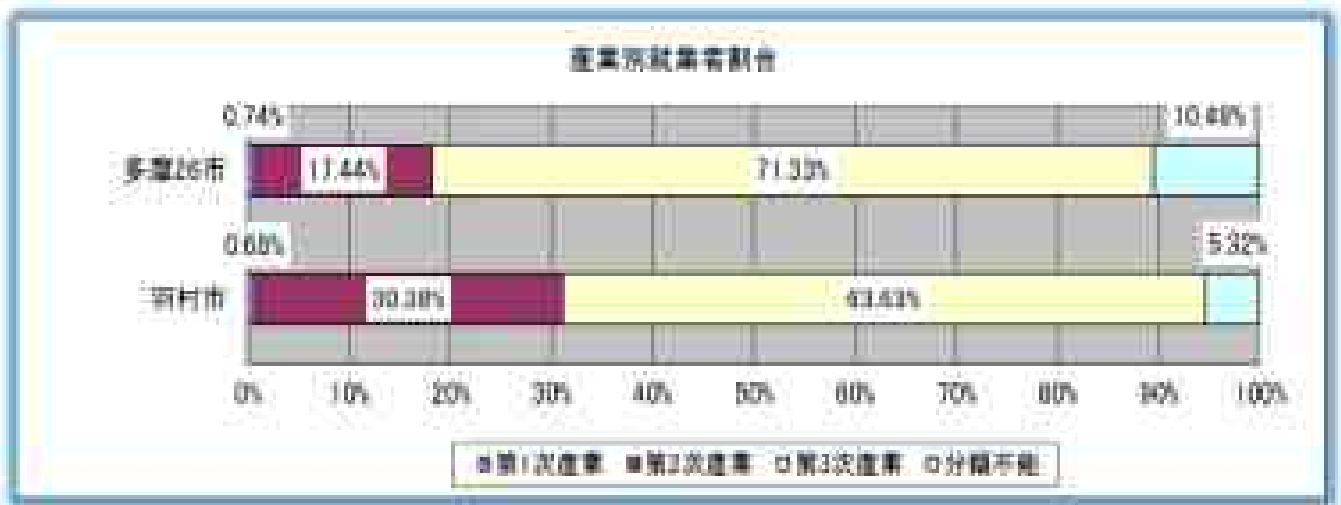
#### (4) 産業構造と土地利用

国勢調査（平成22年）では、羽村市の第1次産業に従事する就業者の割合は0.68%、第2次産業に従事する就業者の割合は30.38%、第3次産業に従事する就業者の割合は63.63%となっています。

これを、多摩地域の26市と比較すると、羽村市の第2次産業に従事する就業者の割合は第1位となっていますが、一方で第3次産業に従事する就業者の割合は、最も低い第26位となっています。

第1次産業である農業については、多摩川沿いに水田地帯が残っているほかは、台地・段丘上に畑地が散在し、野菜、花卉、植木などの都市型農業が営まれています。

昭和40年以前は、畑が市域の約半分を占め、次いで山林が広がっていましたが、市街化とともに、山林・畑が急激に減少し、現在では、宅地が6割を超え、田・畑・山林は合わせて1割程度となっています。



出典：総務省「国勢調査」（平成22年10月1日現在）

### 3 羽村市を取り巻く状況

#### (1) 人口の減少と少子高齢化の進展

日本の総人口は、平成16年をピークとして減少局面を迎え、今後長期の減少過程に入ることが見込まれています。日本では、総人口が減少する中で世界に例を見ない速度で高齢化が進み、世界のどの国も経験したことのない本格的な高齢社会を迎えています。

人口減少と少子高齢化の進展、世帯人員の減少は、社会の様々な分野に影響を与えており、従来のような人口増加に伴う環境負荷の増大は自然抑制が考えられるものの、身近な地域等で行われていた相互扶助の縮小による、地域間や近隣での環境問題の解決意識の低下につながるなどにより、社会的サービスに対する国民ニーズの増大が予測され、身近な地域の環境改善のためには、地域コミュニティの活性化が課題となっています。

市の総人口は、緩やかな増加傾向から、平成23年を境に緩やかな減少傾向にあり、高齢者人口の割合は増加しています。

また、東京都内の他市と比較して、合計特殊出生率※1や年少人口の割合は比較的高い水準となっていますが、少子高齢化は確実に進んでいます。さらに、核家族化が進み、単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していることにより、世帯人員の減少が続いています。

※1 合計特殊出生率：出産可能年齢（15～49歳）の女性の各年齢の出生率をたしあわせ、1人の女性が生涯、何人子どもを生むのかを推計した値を指す。

## (2) 地球規模での環境問題の深刻化

今日、人々の生活や経済活動から生ずる環境負荷が地球規模にまで拡大した結果、地球温暖化や環境汚染、生態系の破壊、生物多様性の問題などの環境問題が多様化・深刻化しています。そのため、環境の保全や環境負荷の低減により、自然との共生、生物の多様性〔生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性〕への配慮、低炭素社会の構築や循環型社会の形成に向けた取り組みが求められています。

環境問題は社会全体で取り組む必要があります。東京都では、地球温暖化や都市のヒートアイランド現象への対策を進めながら、温暖化対策に独自の基準を定め、事業者に対して温室効果ガスの排出量の削減を求めています。

市では、地球温暖化対策を「将来を見据えた重要な施策」の一つとして捉え、省エネルギーの推進、自然エネルギーの利用促進等に取り組んでいます。

## (3) 経済環境の変化

日本経済は、平成20年秋に発生した世界金融危機や円高により、輸出型の製造業を中心として生産が急激に減少し、非常に厳しい状況におかれました。平成21年からは、輸出の回復や経済対策により日本経済は回復する傾向にあったものの、平成23年3月に起きた東日本大震災の影響により、経済情勢とともに環境情勢も特に厳しい状況になりましたが、国の経済対策等により、大企業の収益に改善の動きが見られ、経済情勢は緩やかな回復傾向にありますが、地方財政の安定化までには至っていない状況です。

一方で、東日本大震災の発生に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギー政策の見直しなど様々な取り組みが進められてきており、市場においては、企業の省エネルギー化のための設備投資などにより、省エネ・省資源型の機器をはじめとする環境配慮型商品・サービスの普及、浸透が進んでおり、環境産業は堅調な伸びを見せています。

市においても、製造業など一部大手企業において業況が上向いていますが、その一方で、中小企業は依然として厳しい経営環境にあり、所得全体も底上げされていないことなどから、環境対策は停滞しています。

今後においても、経済環境の変化や市内産業の発展につながる施策の展開が求められていることから、環境負荷低減に資する技術及び産業の育成と普及を図り、産業の発展と環境負荷低減の両立を目指していく必要があります。

## (4) 地域社会の変化

少子高齢化や核家族化の進展、国際化・グローバル化、情報化などを背景に、国民の価値観は多様化し、ライフスタイルも変化しています。

国の第4次環境基本計画によると、経済開発協力機構（OECD）における幸福度指標をはじめ、GDPに代わる指標による「豊かさ」を意識しようとする動きが見られるようになるなど、環境保全を考える上での基準となる望ましい社会に関する価値観が多様化し、GDPの豊かさを測る指標としての位置付けが相対化しつつあると報告されています。

市においても、地域の絆を強め、市民生活の真の豊かさと安心を確かなものとしていく必要があることから、第五次羽村市長期総合計画において、『はむらの「絆」プロジェクト』を掲げています。

今後も、このプロジェクトにある「緑地保全活動の支援」など、地域で環境活動を行う団体への支援、連携及び交流を促進していくことも必要です。

## (5) 環境学習の重要性

生活様式の多様化が進んだ今日では、環境への負荷は多様な主体の活動に起因しており、地域的な環境問題のみならず、地球温暖化や生物種の減少などの地球規模の環境問題も、人々の日常生活や経済活動と密接な関係があり、その解決のためには、環境に対する豊かな感受性や見識をもつ「人づくり」が必要とされています。

平成24年10月には、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が施行されましたが、この法律では協働の取り組みのあり方について、新たに規定が追加されています。

いつでも自由に学べる環境、多様な学習機会の提供、学習の成果が適切に評価される仕組みづくりなど、人々が健康で生きがいのある生活を送るために、環境学習が担う役割は、ますますその重要性を増しています。

今後は、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた様々な環境学習の機会をさらに提供していくとともに、市民自らが行う環境学習を総合的に支援していくことが必要です。

## (6) 高度情報化の進展

国の調査結果によると、平成22年末のインターネット利用者数は9,462万人、人口普及率は78.2%で、利用者数や普及割合は年ごとに高まってきています。情報通信分野は、新たな技術開発や技術の高度化により急激な進歩を遂げており、新しい産業やサービスが生み出され、社会経済活動全体に大きな変化をもたらしており、紙媒体から電子媒体への転換などのように、環境への負荷の態様も変化しています。

一方、情報技術は民間サービス分野での利用は高まっているものの、「教育・人材」、「行政サービス」などの公的サービス分野での活用が進んでいないとされています。

また、地域間や世代間における情報格差が存在していることも課題とされています。

今後は、世代間における情報格差に配慮しつつ、多様な主体にとって、より利便性の高い、正確な環境情報を発信していくことが必要です。

## 4 第五次羽村市長期総合計画に係る市政世論調査結果（平成22年度：抜粋）

### (1) 羽村市の住みよいと思う理由

アンケートの結果によると、羽村市を《住みよい》と回答した人の理由は、「自然環境に恵まれている」が42.3%で最も多い結果となっています。



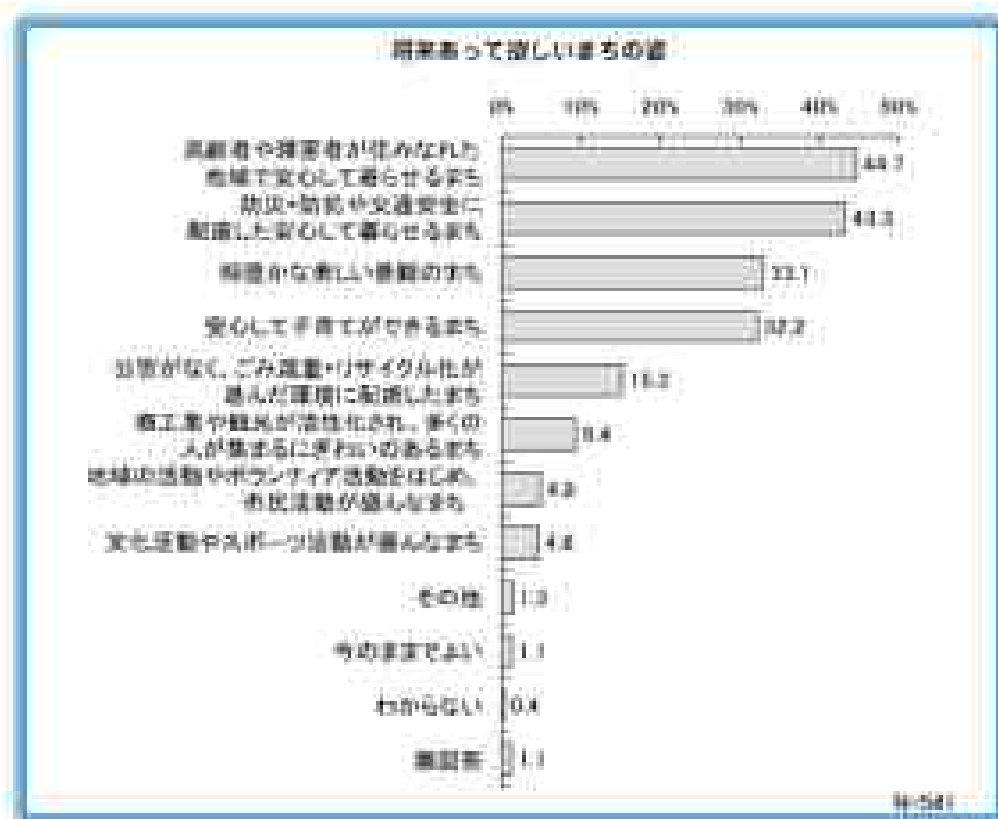
## (2) 羽村市の魅力・羽村らしさ

羽村市の施設や行事の中で、魅力や羽村らしさを感じるものは、「羽村の堰」が48.1%で特に多く、以下、「花と水のまつり（さくらまつり、チューリップまつり）」（25.0%）、「動物公園」（18.9%）、「玉川上水」（18.3%）、「地下水100%の水道水（ペットボトル水『水はむら』）」（15.2%）と続いています。



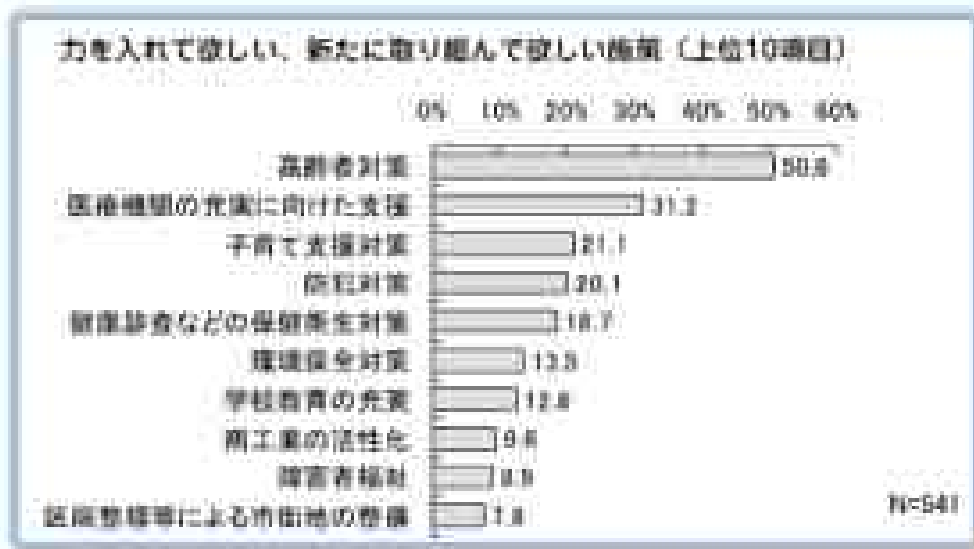
## (3) 将来どのようなまちであって欲しいか

将来の羽村市がどのようなまちであってほしいかでは、「緑豊かな美しい景観のまち」が33.1%で第3位、「公害がなく、ごみ減量・リサイクル化が進んだ環境に配慮したまち」が15.2%で第5位となっており、環境にやさしいまちづくりに関する意識は高いものとなっています。



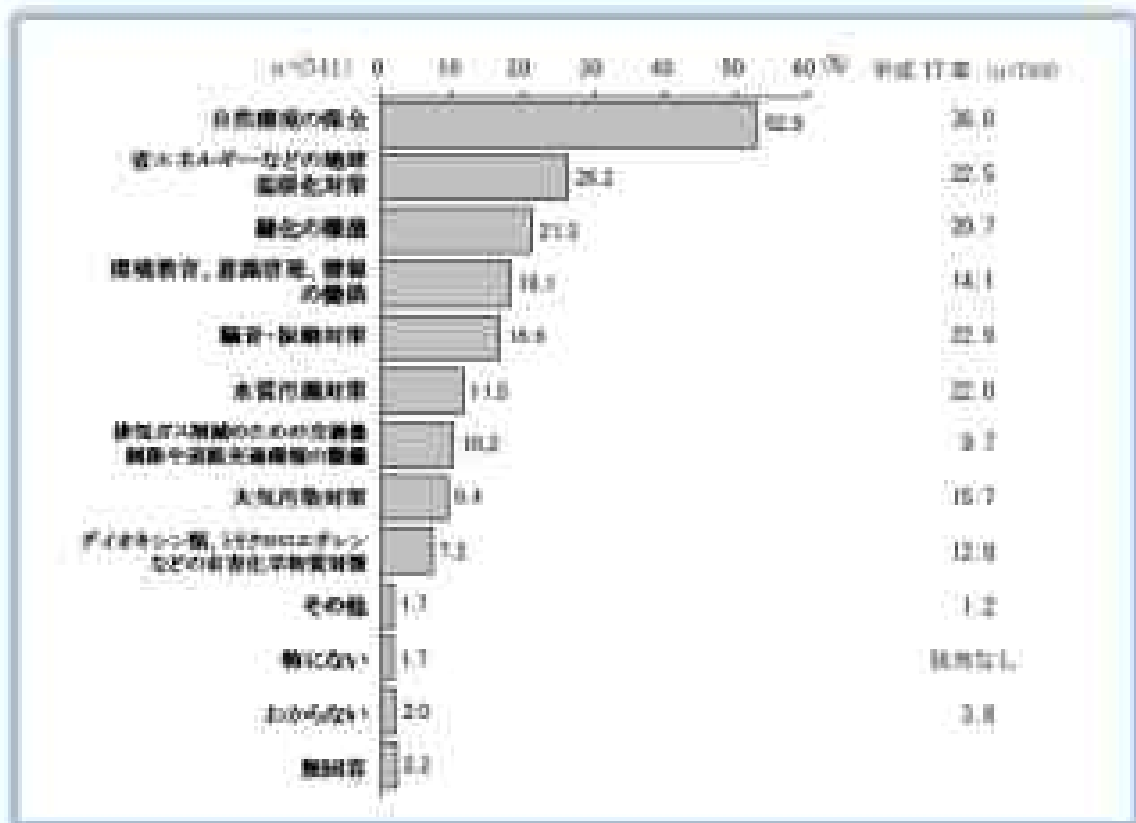
#### (4) 力を入れて欲しい施策、新たに取り組んで欲しい施策

今後、市に力を入れてほしいと思う施策、新たに取り組んでもらいたい施策では、「環境保全対策」が13.5%で第6位となっています。



#### (5) 環境への取り組みとして重点をおくべきもの

環境への取り組みとして重点を置くべきものとしては、「自然環境の保全」が52.9%で特に多く、以下、「省エネルギーなどの地球温暖化対策」が26.2%、「緑化の推進」が21.3%、「環境教育、意識啓発、情報の提供」が18.1%、「騒音・振動対策」が16.6%と続いています。



## 5 環境問題の取り組み（平成10年以降）

### (1) 国の主な取り組み

- 平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となり温暖化対策に取り組むこととなりました。
- 平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、ダイオキシン類の耐容一日摂取量や排出ガス・排出水・廃棄物処理に関する規制、汚染土壌対策などについて規定されました。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）が公布され、PRTR制度やMSDS制度を導入するなど、化学物質対策を推進していくこととなりました。
- 平成12年4月に「容器包装リサイクル法」が完全施行されたことをはじめ、5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、6月に「循環型社会形成推進基本法」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」が公布され、また、「再生資源の利用の促進に関する法律」が改正され「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改題され、これらの法律により循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みが提示されました。
- 平成17年には、石綿を使用した工場の従業員や周辺住民の健康被害が顕在化し、これに伴い「大気汚染防止法」や「労働安全基準法」等が改正され、石綿を含有する製品の製造禁止や、建築物等の解体時における石綿除去について、規制が強化されました。また、同年2月に京都議定書が発効されたことを受け、6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度が導入されました。
- 平成20年に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、「省エネ法」といいます。）が大幅に改正され、中長期的にみて特定事業者の年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減が規定されました。また、平成5年に発効した国際条約である「生物の多様性に関する条約」を受けて、平成7年に生物多様性国家戦略が策定され、平成20年6月には、「生物多様性基本法」が公布されました。
- 平成21年にエネルギー供給事業者による「非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」、平成23年に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が公布され、再生可能エネルギーの普及促進が大幅に強化されました。
- 平成22年10月に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で愛知目標が採択されました。
- 平成24年4月に「第4次環境基本計画」が策定されました。
- 平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、愛知目標を達成し、世界目標でもある「自然と共生する世界」の実現に向けた計画として、5つの基本戦略を示すとともに長期目標と短期目標が設定されました。

### (2) 東京都の取り組み

- 平成10年に「東京都水環境保全計画」、「地球環境保全東京アクションプラン」、「エコロジー東京」、平成11年には東京都のエネルギー施策の基本的考え方を示した「東京エネルギービジョン」を策定するなど、地域環境から地球環境の保全まで、様々な取り組みが進められています。



- 平成 12 年 12 月に都市と自然が調和した豊かな東京の実現を目指し、都市・生活型公害の深刻化と地球環境問題の拡大への対応を図ることを目的に、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の改正と、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」といいます。）の公布がされました。東京都環境確保条例においては、ディーゼル車の走行規制、化学物質の使用量・排出量等の報告の義務付けや、土壌汚染の調査、汚染土壌に対する拡散防止措置の実施などが規定されました。
- 平成 14 年には「東京都環境基本計画」が策定され、平成 20 年 3 月に改定されました。改定された東京都環境基本計画では、「地球規模の気候変動により、人類・生物の生存基盤である『地球環境の器』の存続が危うくなっている」という基本認識に立ち、「少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市」を実現するため、人類・生物の生存基盤の確保など 3 つの基本目標を掲げ、「東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信する」ことが東京の果たすべき役割であるとされています。
- 平成 19 年に「緑の東京 10 年プロジェクト」が開始され、このプロジェクトの中で、緑あふれる東京の再生を目指し、都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開など 4 つの方針が示されました。
- 平成 24 年 5 月には「緑施策の新展開」が策定されました。これは、「緑の東京 10 年プロジェクト」の策定から 5 年が経過し、社会情勢の変化や「首都東京は、世界中の生物資源を大量に消費する都市として、都市で活動するあらゆる主体の行動を生物多様性を考慮したものへと転換するとともに、生き物の生存基盤としての緑を守り育てていく新たな都市モデルを構築していかなければならない」との認識から策定され、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したもので、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持つものであると示されました。

## 東京都環境基本計画の概要

### ☆東京が直面する環境問題についての新たな認識

- 1 気候変動の危機の顕在化  
異常気象の頻発など、気候変動の危機は、人類・生物の生存基盤の存続を脅かす、「今そこにある危機」として認識されます。
- 2 環境汚染に対する予見のかつ継続的な対応の必要性  
NO<sub>2</sub>や光化学オキシダント、PM2.5 など、いまだ未解決の課題や、今後顕在化が懸念される環境問題について、予見的・継続的な対応が必要です。
- 3 より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上  
緑の減少を食い止めるとともに、更に質の高い新たな緑を増やすことにより、豊かな緑と水の空間を再生し、都市の風格と魅力を向上させていく必要があります。

### ☆東京が目指すべき都市の姿と果たすべき役割

少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指し、東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信していきます。

### ☆分野別施策

- 1 人類・生物の生存基盤の確保  
気候危機と資源制約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出
- 2 健康で安全な生活環境の確保  
環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進
- 3 より快適で質の高い都市環境の創出  
緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進

### (3) 羽村市の取り組み

- 平成 13 年 3 月、多くの市民で組織された市民会議の提案に基づき「羽村市環境基本計画」を策定しました。この第 1 次計画は、未来に向かって健康で安全な都市環境を創り上げるための総合的・基本的な計画として、市民・事業者・市が一体となり、それぞれが実践すべき行動を取りまとめたものです。
- 平成 14 年 3 月には「第四次長期総合計画」を策定し、環境面では地球環境に配慮した水と緑の潤いある、環境に優しいまちを創るとともに、安全なまちを目指し「環境にやさしい安心して暮らせるまち」を基本目標とした施策を展開し、その一環として太陽光発電システム設置費助成を開始しました。
- 平成 14 年 10 月には、ごみの戸別収集・一部有料化を導入し、ごみの発生抑制やごみ減量への意識の高揚、リサイクルの推進、費用負担の公平性などに成果をあげ、その後も資源ごみの分別化の推進を図るなど循環型社会の構築に向けた施策を展開しました。
- 平成 15 年 10 月に「緑の基本計画」（平成 7 年 3 月当初策定）の目標値等を見直し改訂しました。
- 平成 17 年 2 月の京都議定書の発効を受け、具体的施策等を定めた京都議定書目標達成計画が 4 月に閣議決定され地球温暖化対策が示されたことから、平成 18 年 3 月に「羽村市地球温暖化対策実行計画」を改正し、事業所として温室効果ガスの削減に取り組むほか、市民に対しては二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）設置費助成等を行い、温室効果ガスの削減に取り組んできました。
- 平成 19 年 3 月に、第 1 次計画が策定後 5 年を経過したことから社会情勢の変化等を考慮するとともに、「第四次長期総合計画」等との整合を図り、羽村市環境審議会に諮り改訂しました。
- 平成 22 年 4 月、ISO14001 環境マネジメントシステム（EMS）の 9 年間の運用実績及び評価結果に基づき、独自の EMS「エコクリはむら」の運用を開始しました。
- 平成 22 年 10 月に「省エネ法」に基づく特定事業者として羽村市が指定され、省エネ措置の実施や管理標準の設定が義務付けられました。また、再生可能エネルギー利用の普及拡大を図るため、太陽光発電システム設置費助成を再開しました。
- 平成 23 年 3 月に「羽村市地球温暖化対策地域推進計画（地球温暖化対策実行計画区域施策編）」を策定し、市域全体の地球温暖化対策を推進するため、市民・事業者・市などの多様な主体が自ら率先して地球温暖化対策を推進していくものとなりました。
- 平成 24 年 3 月に「第五次長期総合計画」を策定し、環境面では「ひとと環境にやさしい安全で快適なまち」を基本目標とし、「未来につなぐ環境都市の実現」に向け施策を展開しています。
- 平成 24 年 4 月から住宅省エネルギー化改修工事助成制度を開始し、市域から生じる CO<sub>2</sub> を削減するとともに、環境負荷を低減させる技術及び産業の活性を図るため、太陽熱利用給湯システム、コージェネレーションシステム（エネファーム・エコウィルなど）、断熱リフォームなどの様々な助成制度を創設し、環境負荷の低減を図っています。
- 平成 24 年 11 月には、市民等の環境配慮意識の高揚と環境配慮行動の促進を図ることを目的に、市民・大学等との協働により、第 1 回環境フェスティバルを実施しました。
- 平成 25 年 6 月に「エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」を策定し、市も事業者として、より合理的かつ効果的なマネジメントを実行するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」による「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、省エネ法による管理規程、「エコクリはむら」によるマネジメント、グリーン購入法による調達方針を統合した様々な環境負荷低減施策を実行することとしました。

※ 平成 10 年以前の「計画策定の背景」は、平成 13 年 3 月策定の「羽村市環境基本計画」に記載しています。



## 6 本計画の策定に際して

### (1) 計画の策定過程

本計画の策定にあたっては、計画案の作成段階から市民や事業者等の皆さんに参画していただき、皆さんの意見等を反映させながら、市民・事業者等と市との協働の視点で協力して取り組んできました。

#### 管理指標による評価

前計画の達成状況について、数値把握により取り組み状況の評価

#### 市民等との地域懇談会

計画案作成に際して、地域住民の皆さんの意見等聴取

#### 市民ワーキング 事業者ワーキング

計画案作成に際して、市民や事業者の皆さんから取り組むべき具体的な内容について意見を収集・議論

#### 庁内ワーキング

計画案作成に際して、関係各課の委員から施策の方向性など具体的な内容について検討・議論

#### 庁内策定委員会による計画案の策定に向けた検討

#### 環境審議会による計画案の策定に向けた審議

### (2) 計画の策定ポイント

環境及び社会経済情勢の変化等に応じて、関連法規・計画に対応し、市民の皆さんにわかりやすく、実行性のある計画とするため、第1次計画を見直し、策定しました。

策定ポイントは次のとおりです。

#### ① 関連法規、関連計画との整合と実効性

第五次長期総合計画（平成23年度策定）との整合を図り実効性を担保するとともに、関連法規・計画との整合を行いました。

#### ② 新たな社会情勢への対応

環境を取り巻く情勢は、近年著しく変化しています。生物多様性の問題、低炭素・省エネルギー化、循環型社会への対応、東日本大震災の影響など、新たな課題や状況の変化を踏まえました。

#### ③ 実行及び実効性の高い施策体系

第1次計画の基本的考え方「川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち はむら」を受け継ぎ、市の行財政運営などの厳しい状況を勘案しつつ、実行性と実効性の高い施策をまとめました。

#### ④ 市民、事業者、団体、滞在者等、市との協働及び役割分担の明確化

市内の良好な環境を保全していくためには、第五次長期総合計画に掲げている、多様な主体（市のみではなく、市民、事業者、団体、滞在者などすべてのもの）が協働で取り組んでいくことが必要であり、協働の視点を取り組みの前提に位置付けました。

なお、本計画はすべての多様な主体が協働して取り組む事項を示しており、各主体の個別の取り組みは環境行動計画の中で示しています。

#### ⑤ 多様な主体にわかりやすい計画

各主体において行動を実行し、情報を共有していくためには、わかりやすい計画である必要があります。

このため、基本理念、キーワード、分野、目標、指標等の関連性がわかりやすい計画体系、各主体の役割の明確化など、わかりやすい計画づくりに努めました。

#### ⑥ 環境基本計画とみどりの基本計画の統合

同時期に策定を行う「みどりの基本計画（第3次）」は、本計画と目標や施策の関連性・重複性が高いため、両計画の内容の整合・一元化を図り、効率性と実効性を高め、合理的に施策を推進できるようにしました。

このため、本計画を都市緑地法第4条に基づく緑の基本計画と位置付けます。

#### ⑦ 生物多様性地域戦略の包括的推進

生物多様性基本法に示されている、地方自治体が策定すべき生物多様性地域戦略は、環境基本計画と緑の基本計画を推進するうえで、常に生物多様性について配慮していくという他にないものであり、環境基本条例の理念とも一致するものであることから、本計画において包括的に推進するものとし、効果的かつ合理的に施策を推進できるようにしました。

このため、本計画を生物多様性地域戦略と位置付け、次のページに、本計画の策定にあたって、包括的に推進していく生物多様性の基本認識を示します。

#### ⑧ 適切な進行管理

施策の実施、成果の公表は、協働を推進する上で重要となることから、PDCA サイクルに基づき、本計画を適切に進行管理し、成果等を分かりやすく公表します。

また、PDCA サイクルによる成果等を迅速に反映し対策を講じるため、本計画の実施・実行計画として、各主体の個別の取り組みである環境行動計画を策定します。

### (3) 生物多様性の基本認識

生物多様性の世界目標である「自然と共生する世界」は、環境基本条例の前文にある「人と自然との共生を目指し、緑を守り育て、水や空気や土壌を汚さず、環境負荷の少ない持続的発展が可能なるまち」と何ら異なるものではなく、これを推進することで達成が図られていくものであることから、すべての環境行動の機会において、次の認識を踏まえて、生物多様性を保全し、持続的利用に取り組んでいくものとします。

☆生物の多様性には、次の3種類があり、すべての生物間の変異性と定義して認識します。

**第一に「生態系の多様性」** (地球上、あるいは特定の地域において、様々な自然の形があること)

**第二に「種間の多様性」** (地球上、あるいは特定の地域において、様々な種類の生物が生息・生育している状況のこと、種の多様性ともいう)

**第三に「種内の多様性」** (同じ生物種内のグループにも遺伝子による違いがあること、遺伝子の多様性ともいう)

☆生物多様性によって支えられる自然共生社会を実現するための理念を、次のとおり認識します。

#### 「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

愛知目標が目指す「人と自然の共生した世界」を実現するためには、“すべての人が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する重要性を理解して行動していく”ことが必要です。

私たちに豊かな恵みをもたらす自然、また時として脅威となり得る自然に対し、感謝と畏敬の心をもって接すること、また人が自然の一部であることを理解することは重要です。その上で、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けることができるよう、共生と循環に基づく自然の理(ことわり)に沿った活動を選択することが大切です。そのためには、自然を次の世代に受け継ぐ資産として捉え、その価値を的確に認識して、自然を損なわない、持続的な経済を考えていくことが必要です。

こうした自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げていくことにより、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくっていかねばなりません。

☆生物多様性を守る4つの意味(恩恵)を、次のとおり認識します。

#### 「すべての生命が存立する基盤を整える」 (生きものがうみだす大気と水：基盤サービス)

地球上の生物は、生態系という一つの環の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。動物や植物の呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成により生み出されてきたものです。雲の生成や雨を通じた水の循環、それに伴う気温・湿度の調節も、植物の葉からの蒸・発散、森林や湿原などが水を蓄える働きが関係しています。豊かな土壌は、生物の死骸や植物が分解されることにより形成され、森から窒素・リン等の栄養分が河川を通じて海までつながり、豊かな生態系を育んでいます。このように、生物多様性は現在及び将来の「すべての生命が存立する基盤」を整えています。

#### 「人間にとって有用な価値をもつ」 (暮らしの基礎：供給サービス)

私たちの生活は、食べもの、木材、医薬品など多様な生物を利用することによって成り立っています。農作物は、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などのつながりが、海の幸である水産物は、プランクトンや海藻、貝、魚などのつながりがもたらしてくれます。

生物の遺伝的な情報、機能や形態も、私たちの生活の中でなくてはならないものとして利用されています。鎮痛・解熱剤のアスピリンは、ヤナギの樹皮の成分として発見され、これを手本に合成されています。農作物の品種改良は、野生の種がもつ豊かな遺伝情報の中から、味が良い、病気に強いといった優れた性質を選び出すことよって行われてきました。工業分野では、雨水をはじくハスの葉の表面構造から汚れの付きにくい塗料が開発されるなど、生物が持つ機能は、将来の技術開発の可能性を秘めた宝の山といえます。生物多様性は私たちの暮らしを支える「有用な価値」を持っています。

#### 「豊かな文化の根源となる」 (文化の多様性を支える：文化的サービス)

私たちは、四季の移ろいとともに変化する風景、鳥や虫の声、山や海の幸をもたらす豊かさと、災害をもたらす荒々しさを持ち合わせた自然を前に、独特の自然観を育み、様々な知識、技術、豊かな感性を培ってきました。生物多様性は、こうした“こころ”の基盤を形成するとともに、食文化や祭りなど地域固有の財産ともいべき文化の根源にもなっています。例えば、地域の微生物と食材などは、漬物、味噌、しょうゆ、日本酒などの地域固有の食文化と関係しています。

また、豊かな自然に接し、学ぶ機会を子どもたちに提供することは、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のために必要です。生物多様性は「豊かな文化の根源」となっています。



## 「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」 (自然に守られる私たちの暮らし：調整サービス)

私たちの暮らしは、健全な生態系に守られています。例えば、スマトラ沖地震による大津波が発生した際、サンゴ礁やマングローブなど自然の海岸線が残されていた地域では、津波の被害をより小さくすることができたという報告があります。森林を適切に保全し、多様で健全な森林づくりを進めることや地形の不適切な改変を避けることなどは、土砂の流出・崩壊防止、安全な飲み水の確保に寄与すると言えます。生物多様性を尊重して暮らしの安全性を考えることは、特に世代を超えた長期のスケールで見た場合、「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」ことにつながります。

☆生物多様性に係る4つの危機について、次のとおり認識します。

### 第1の危機「開発など人間活動による危機」

第1の危機は、開発や乱獲などが引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響であり、沿岸域の埋立などの開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化は、多くの生物にとって生息・生育環境の破壊と悪化をもたらし、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取は個体数の減少をもたらしました。

このような第1の危機に対しては、対象の特性、重要性に応じて、人間活動に伴う影響を適切に回避、または低減するという対応が必要であり、原始的な自然が開発などによって失われないよう保全を強化するとともに、自然生態系を大きく改変するおそれのある行為については、それが本当に必要なものか、災害防止など生活の安全確保や社会状況を考慮しつつ、十分検討することが重要です。さらに、既に消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要です。

### 第2の危機「自然に対する働きかけの縮小による危機」

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。

里地里山の薪炭林や農用林などの里山林、採草地などの二次草原は、経済活動に必要なものとして維持され、その環境に特有の多様な生物を育ててきました。また、氾濫原など自然の攪乱を受けてきた地域が減り、人の手が加えられた地域はその代わりとなる生息・生育地としての位置付けも考えられますが、産業構造や資源利用の変化、人口減少や高齢化による活力の低下に伴い、里地里山では、自然に対する働きかけが縮小することによる危機が継続・拡大しています。

このような第2の危機に対しては、現在の社会経済状況のもとで、対象地域の自然的・社会的特性に応じた、より効果的な保全・管理手法の検討を行うとともに、地域住民以外の多様な主体の連携による保全活用の仕組みづくりを進めていく必要があります。

### 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)

第3の危機は、外来種や化学物質などの人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。外来種については、マングース、アライグマ、オオクチバス、オオハンゴンソウなど、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的(輸送、家畜やペットなど)に国外や国内の他の地域から持ち込まれた生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、大きな脅威となっています。化学物質については、20世紀に入って急速に開発・普及が進み、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じています。化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらした一方で、中には生物への有害性を有するとともに環境中に広く存在するものがあり、生態系への影響が指摘されています。

こうした外来種の問題については、①侵入の予防、②侵入の初期段階での発見と迅速な対応、③定着した外来種の長期的な防除や封じ込め管理の各段階に応じた対策を強化する必要があります。化学物質による生態系への影響については、野生生物の変化やその前兆をとらえる努力を積極的に行うとともに、化学物質による生態系への影響について適切にリスク評価を行い、これを踏まえリスク管理を行うことが必要です。

### 第4の危機「地球環境の変化による危機」

第4の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全に避けることはできないと考えられています。さらに、地球環境の変化に伴う生物多様性の変化は、人間生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書では、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人間活動に伴う温室効果ガス濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高いとしています。こうした点は、第1の危機の一つの類型としてとらえることもできますが、生物多様性への影響の直接的な原因者を特定するのが困難なこと、影響がグローバルな広がりを持つことで第1の危機とは異なります。加えて、必ずしも人間活動の影響とは断定できない地球環境の変化による影響の可能性もあり、その場合は危機として捉えることが適当ではありませんが、それとは切り離せない複合的な要因であることなどの特殊性を踏まえ、第4の危機として整理します。

こうした第4の危機に対しては、地球環境の変化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、生物多様性の観点からも地球環境の変化の緩和と影響への適応策を検討していくことが必要です。

# 第Ⅲ章

## 理念と目標

# 1 計画の基本理念

第1次計画では、計画の基本理念を設定しましたが、本計画でも第1次計画の基本理念を受け継ぎ、以下の基本理念を設定し、計画を策定しています。

**人と自然との共生をめざし、川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村**

## 《参考》

### 羽村市環境基本条例 前文

私たちのまち羽村は、羽村堰や玉川上水をはじめとする歴史的、文化的遺産を先人から受け継ぎ、多摩川や武蔵野の面影を残す雑木林などの水と緑に恵まれた環境の中で美しいまちとして発展してきた。

一方、今日この発展を支えてきた経済活動や物質的に便利で豊かになった生活は、大量の資源やエネルギーを消費するとともに、大気汚染や自然の減少などの身近な生活環境への影響をはじめ、地球温暖化やオゾン層破壊など地球環境にも少なからず影響を及ぼしている。

私たちは、このことを十分に認識し、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境を将来の世代に引継いでいかなければならない。

このため、私たちはともに力を合わせ、地球環境問題への早急な対応を図るとともに、人と自然との共生を目指し、緑を守り育て、水や空気や土壌を汚さず、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちを実現しなければならない。

# 2 キーワード

計画の基本理念に基づく将来像の実現に向けて、環境基本条例の3つの基本理念から、羽村市が目指していく環境都市のイメージとして、次の3つのキーワードを設定しました。

## 環境基本条例の基本理念1 (環境基本条例第3条第1項)

環境の保全等は、市民及び事業者が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

## キーワード1

**みらい**

## 環境基本条例の基本理念2 (環境基本条例第3条第2項)

環境の保全等は、循環型社会を基調とした、環境への負荷が少なく自然との調和のとれた社会を構築するため、すべてのものの積極的な取り組みにより推進されなければならない。

## キーワード2

**めぐる**

## 環境基本条例の基本理念3 (環境基本条例第3条第3項)

環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべてのものが日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取り組みにより推進されなければならない。

## キーワード3

**スマート**

### ※スマート (smart)

スマートは賢い・きびきびした(すばやい)という意味で、本計画では、環境行動を推進する上で、「QOL(生活の質)を高めながら、賢い行動(生活・事業)をしていく」という意味で用いています。

### 3 基本目標

第1次計画を受け継ぎ、“良好な環境の維持”と“よりよい環境”を目指すため、計画の基本理念と3つのキーワード「みらい・めぐる・スマート」を基軸として、羽村市が目指していく環境都市の実現のため、都市環境分野、自然環境分野、地球環境分野、環境情報分野の4つの分野に分類し、それぞれの分野の目標を次のとおりとします。

#### 都市環境分野

##### ～自然と都市が調和し、資源がめぐる、みらいへつなぐまち～

大気汚染や騒音などによる生物への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐる、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

#### 自然環境分野

##### ～人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいのまち～

先人より受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいあるまちを創ります。

#### 地球環境分野

##### ～みんなと地球にやさしい、スマートなまち～

すべての人が環境の大切さを考え、枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を進め、環境負荷の少ない、地球と生物にやさしい、スマートなまちを創ります。

#### 環境情報分野

##### ～すべての人が環境を考え、学び、助け合う、実践・行動のまち～

すべての人がつながり、環境について自ら考え、ともに学び、ともに助け合い、絆をもって、みんなが輝く環境のまちを創ります。

## 4 分野別項目と個別目標

分野別項目は、基本目標を実現するため、分野別に取り組んでいくべき課題を示しています。

個別目標は、分野別項目の目標であり、計画の進捗状況を計る対象にもなるもので、これをもとに、具体的な施策や事業の方向性を示すものとなります。

### 都市環境分野

- 【**地域環境保全**】 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。
- 【**生活環境**】 自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につながる環境都市を目指します。
- 【**循環型社会**】 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。

### 自然環境分野

- 【**樹林・緑化**】 樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。
- 【**田園**】 田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。
- 【**公園緑地**】 みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。
- 【**水環境**】 水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。
- 【**自然景観**】 多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。
- 【**生物多様性**】 地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。



## 地球環境分野

- 【地球温暖化対策】 地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。
- 【エネルギー対策】 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。
- 【スマートライフ】 スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。

## 環境情報分野

- 【環境学習】 誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。
- 【環境活動】 誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。
- 【人材育成】 環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。
- 【情報発信】 環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。

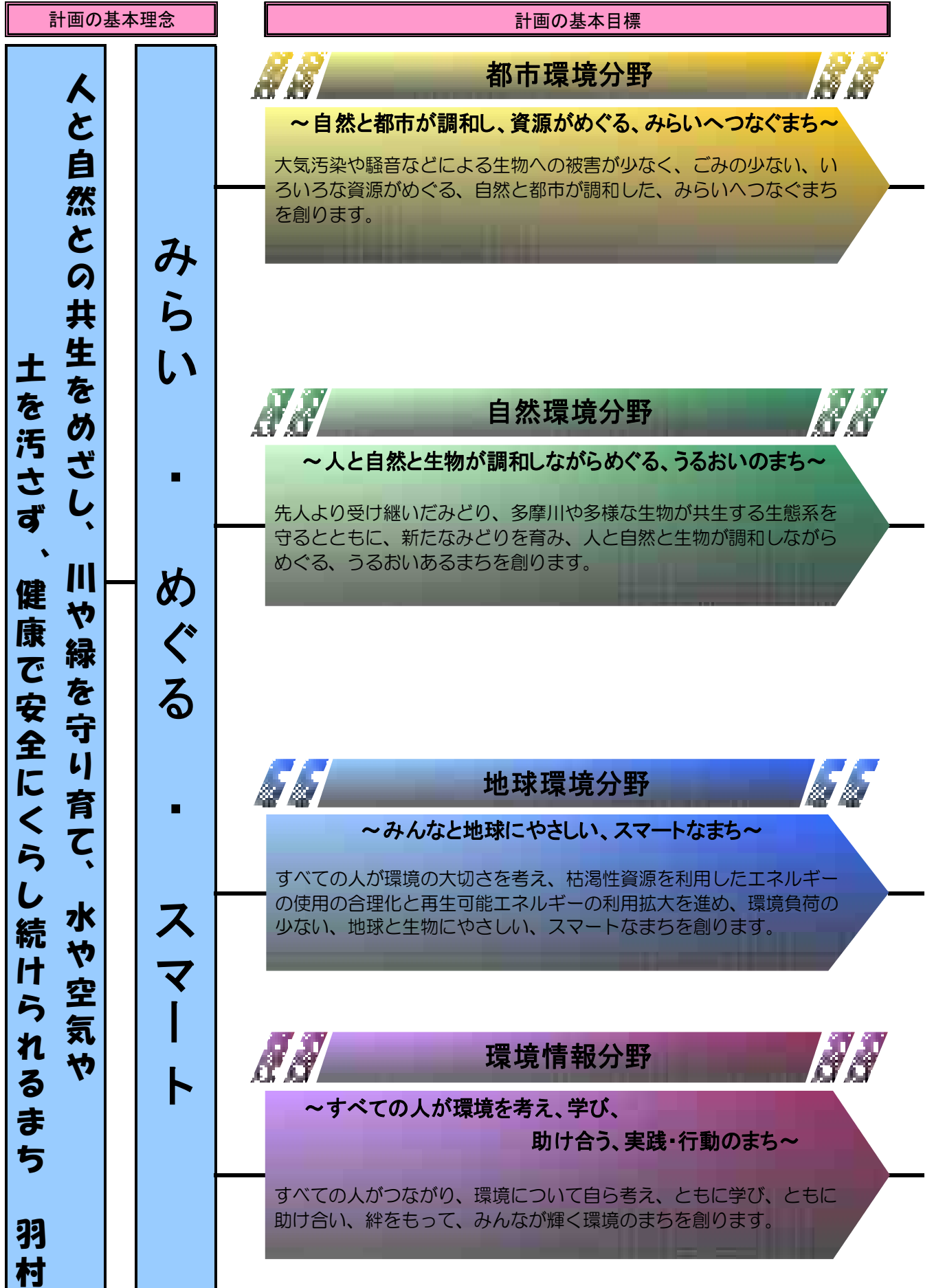
### コラム



平成 23 年度実施  
オール東京 62 市区町村共同事業みどり体験交流事業  
～羽村市環境教室 東京のみどりを比較する 3 泊 4 日の旅～  
エネルギー・みどり・生物多様性・人材育成を主眼に実施しました。  
実施期間中の CO<sub>2</sub> はバイオマス発電によるカーボンオフセットにより排出量を差引ゼロにしています。



## 5 施策の体系



分野別項目と個別目標	行動方針
<b>【地域環境保全】</b> 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。	方針1 良好な地域環境の保全 方針2 地域環境における新たな問題への対応
<b>【生活環境】</b> 自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。	方針1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止 方針2 安全で快適な環境を損なう行為の防止 方針3 愛護動物の適正飼養 方針4 自然と調和した良好なまちなみの形成 方針5 みどりによる災害対策
<b>【循環型社会】</b> 3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Recycle：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。	方針1 3Rの推進 方針2 ごみの適正処理 方針3 グリーン購入の推進
<b>【樹林・緑化】</b> 樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。	方針1 既存のみどりの保全 方針2 歴史あるみどりの保全 方針3 新たなみどりの創出
<b>【田園】</b> 田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。	方針1 都市農地の保全 方針2 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）
<b>【公園緑地】</b> みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。	方針1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備
<b>【水環境】</b> 水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。	方針1 適正な水の循環（雨水の管理） 方針2 河川の保全
<b>【自然景観】</b> 多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。	方針1 多摩川周辺の自然景観の保全 方針2 崖線のみどりの保全
<b>【生物多様性】</b> 地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。	方針1 多様な生物が共生できる環境の確保 方針2 在来生物の保全 方針3 外来種対策 方針4 市街地における生態系の確保
<b>【地球温暖化対策】</b> 地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。	方針1 地球温暖化対策の推進
<b>【エネルギー対策】</b> 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。	方針1 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化 方針2 再生可能エネルギーの利用拡大
<b>【スマートライフ】</b> スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。	方針1 スマートグリッド形成の研究と整備 方針2 スマート交通システムの研究と整備 方針3 次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進
<b>【環境学習】</b> 誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。	方針1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進
<b>【環境活動】</b> 誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。	方針1 多様な主体と協働した環境活動の推進 方針2 体験型環境活動の推進
<b>【人材育成】</b> 環境学習、環境活動における引率の役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。	方針1 地域環境リーダーの育成
<b>【情報発信】</b> 環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。	方針1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

## 6 行動方針のページの見方

行動方針のページは下記の構成となっています。

### 行動方針 ページ見本

### ページの見方

2 地球環境分野の行動方針

2-1 地球温暖化対策

**方針1 地球温暖化対策の推進**

(1) 地球温暖化対策の推進に関する状況

地球温暖化対策は、気候変動防止の観点から、重要な課題の一つとして認識されています。本市は、地球温暖化対策を推進するために、環境行動方針を策定し、取り組んでいます。また、地球温暖化対策推進計画を策定し、取り組んでいます。この計画は、地球温暖化対策の推進に関する状況を把握し、今後の取り組みを明らかにしています。



地球温暖化対策の推進状況

年度	1人あたりCO2排出量(t-CO2e)	削減率(%)	削減率(%)	削減率(%)
13年度	2.00	0%	0%	0%
14年度	1.95	2.5%	2.5%	2.5%
15年度	1.90	5.0%	5.0%	5.0%
16年度	1.85	7.5%	7.5%	7.5%
17年度	1.80	10.0%	10.0%	10.0%
18年度	1.75	12.5%	12.5%	12.5%
19年度	1.70	15.0%	15.0%	15.0%
20年度	1.65	17.5%	17.5%	17.5%
21年度	1.60	20.0%	20.0%	20.0%
22年度	1.55	22.5%	22.5%	22.5%

(2) 環境行動指針

項目	内容
1. 地球温暖化対策	地球温暖化対策を推進し、CO2排出量を削減することを目指す。
2. 省エネルギー	省エネルギー対策を推進し、エネルギー消費量を削減することを目指す。
3. 再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー供給の多様性を確保することを目指す。

#### 分野別項目

基本目標の下に位置づけられる項目です。

#### 環境行動方針

分野別項目の下に位置づけられる項目です。

#### 現状

市内の現状を整理しています。数値化できるものをグラフで示しています。

#### 管理指標

第1次計画終了時(前期)の数値、現状の数値、計画の達成度合い(平成35年度値)を示しています。

#### 環境行動指針

市民等、事業者等、市が実践していく具体的な環境行動を示しています。

この指針に基づき、「環境行動計画」を策定しています。

# 第IV章

## 計画実現に向けた行動方針1

～都市環境分野～

# 1 都市環境分野における環境情勢等の状況と体系

## (1) 都市環境分野における環境情勢等の状況

産業革命とともに、急速に発達した人と経済の活動は、環境の悪化という問題を顕在化させ、2度の世界大戦などを経て、経済成長とともに、多種多様な環境問題を発生させました。

### 【昭和30年代以前】

日本の公害は、公害の原点ともいわれる、明治11年の足尾銅山の渡良瀬川汚染から社会問題化し、重化学工業の進展とともに、熊本水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市喘息が次々に発生し問題となりました。東京都内では丸の内ビル街のばい煙による空気汚染が問題化し、昭和24年に環境関連法規の先駆けとなる東京都工場公害防止条例が制定されました。

一方、羽村では人口も少なく、農業と製糸工場などの軽工業が中心であったことから大きな環境問題は生じていませんでした。

### 【昭和30年代から40年代】

国は、環境問題の拡大を受け、昭和42年8月に公害対策基本法を制定すると、公害14法（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法など）や悪臭防止法、自然環境保全法、振動規制法などを次々と制定し、公害防止・抑制の法整備を進めました。このような法整備と多様な主体の努力により鉛、カドミウム等の有害物質による代表的な汚染は改善されていきました。

羽村では、昭和30年代後半になると、高度経済成長に伴う建築需要の増大により、多摩川流域の良質な礫層を持つ西多摩地域一帯が砂利採取の対象地域となり、多くの砂利採取跡地に穴が生じることとなりました。これらの砂利採取跡地は廃棄物の最終処分場となってしまう、衛生害虫の大量発生や悪臭、メタンなどの可燃性ガスによる発火などを引き起こし、地域的な環境問題となりました。

昭和40年代には、工業団地への工場進出が始まり、公害の少ない工場誘致を進めました。

### 【昭和50年代から60年代】

昭和50年代になると、経済の高度成長に伴い、生活様式が資源を大量消費する形に変化し、自動車排出ガスや都市化から生じる公害、廃棄物の量の増大等といった環境問題が中心的課題となり、身近な環境問題としてクローズアップされました。その後、これらの問題に加え、新たに地球温暖化や酸性雨などの地球環境の問題が生じてきました。

羽村の砂利採取跡地への廃棄物の投棄問題は、昭和50年代に周辺住民及び羽村町、瑞穂町の両町は廃棄物の投棄差し止め訴訟を提起し、多くは和解に応じることとなりました。このような問題を受け「第二次長期総合計画」では「美しく魅力あふれる人間都市はむら」を掲げ、新たなまちづくりの方向性を示しました。

### 【平成以降】

国では、再生資源の利用の促進に関する法律などにより、廃棄物の抑制と循環型社会の形成など廃棄物問題の対策も進められましたが、公害防止から地球環境の保全という環境問題の変化を受け、平成5年に公害対策基本法に代わる、環境基本法が制定されました。これを受けて平成6年に最初の環境基本計画が策定され、包括的な環境問題への対応が進められました。

市では、平成2年に「羽村町美しいまちづくり基本条例」を制定し、物心両面にわたる美しいまちづくりを行う姿勢を明確にし、市民、事業者、市が一体となった取り組みを開始しました。

平成3年11月には市制を施行したことに伴い、公害関係事務が市に委任されたことを受け、市民の健康と安全を守ることを最重点として環境保全施策の一層強化を図り、環境保全施策の推進



や市民・事業者等との協働により、市内の大気汚染や水質汚濁は全般的に改善することができました。しかし、近年の生活様式の多様化によって、日常生活などにおける騒音、増加する廃棄物など、都市・生活型の環境問題や地球温暖化など地球環境での問題など、問題が複雑・多様化してきたことを受け、羽村市リサイクルセンターの設置と羽村市一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の減量と一層の資源化を図るとともに、平成13年には第1次計画の策定と環境基本条例の制定により、環境問題の包括的かつ総合的な対策を推進しています。

また、近年では、科学技術の発達等に伴い、電磁波やPM2.5など新たな環境問題となりうる要素をもつ事象も生じてきており、科学的知見の集積、地域環境の監視などの対応が求められています。

## (2) 都市環境分野の行動方針体系

### 地域環境保全

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。

方針 1	良好な地域環境の保全
方針 2	地域環境における新たな問題への対応

### 生活環境

自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。

方針 1	ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止
方針 2	安全で快適な環境を損なう行為の防止
方針 3	愛護動物の適正飼養
方針 4	自然と調和した良好なまちなみの形成
方針 5	みどりによる災害対策

### 循環型社会

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。

方針 1	3R の推進
方針 2	ごみの適正処理
方針 3	グリーン購入の推進

## 2 都市環境分野の行動方針

### 2-1 地域環境保全

#### 方針 1 良好な地域環境の保全

##### (1) 良好な地域環境の保全に関する状況

良好な地域環境の保全とは、いわゆる「典型 7 公害」を防止することをいうものですが、大気汚染防止法などの公害防止に関する法規、東京都環境確保条例、市の公害防止に関する条例等（以下「関連法令等」といいます。）に基づく監視・指導、公害の少ない工場誘致など、地域環境を保全する対策を、市民等・事業者等・市の協働により講じることで、良好な地域環境を保全することができています。

##### ① 大気汚染の状況（大気汚染防止法等）

市内の大気環境について、市の調査では、大気中の二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )、二酸化硫黄( $\text{SO}_2$ )、浮遊粒子状物質 (SPM) とも環境基準値の超過はなく、浮遊粒子状物質の平均濃度（東京都測定結果）についても減少傾向となっており、市内の大気環境における全体の概況としては、良好であるといえます。

しかし、光化学スモッグや酸性雨については、現在でも発生しています。

光化学スモッグは、大気中の窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)が太陽光を受け生成された光化学オキシダント(Ox)により発生します。Oxの生成要因であるVOCの市内における使用量は減少傾向にあるものの、都内全域において環境基準は達成できていません。

また、 $\text{SO}_2$  や窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる酸性雨の発生回数としては、毎月 2 回の測定のうち 5 回に 1 回程度の割合（平成 24 年度測定結果）となっています。

\* 揮発性有機化合物 (VOC) とは、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質があります。身近なところでは、ガソリン、灯油などの燃料、塗料などに含まれています。

##### ② 悪臭の状況（悪臭防止法等）

市内における悪臭発生源は、焼却、飲食物の調理、汚水、ペットの排泄物、化学物質使用臭気などがあり、年間数件の相談がありますが、関連法令等における基準値を超過している事例はありません。

##### ③ 公共用水域及び地下水の水質状況（水質汚濁防止法）

市内の公共用水域への生活排水などによる汚染を監視するために行っている、環境基





準に基づく多摩川の上流端、中流域、下流端の水質調査では、生物化学的酸素要求量（BOD）等の値は環境基準を達成しており、水生生物などの生息状況（生物相）から判定される生物学的水質判定でも、きれいな水域となっています。

また、工場や生活排水による地下水の水質汚染を監視するために行っている、浅層の地下水の水質調査においても、環境基準を超過したことはありません。

一方、まれに生活排水などに起因する汚水の事故流出などがあります。

こうした事故流出汚水が雨水管を通じて多摩川に流入する可能性があり、地域環境問題となるような汚染にはならずとも、水生生物が被害を受ける可能性があります。

\* 生物化学的酸素要求量は、水中の有機物を微生物が酸化分解するために必要とする酸素の量のことで、この数値が大きいと水は有機物で汚染されていると考えられ、河川の汚濁指標として用いられています。



#### ④ 土壌汚染の状況（土壌汚染対策法等）

市内において、土壌汚染が発生する可能性のあるものは、有害化学物質の漏出や大量に農薬を使用した場合などがあります。

一方、工場等を廃止する際の土壌汚染調査において有害化学物質が検出されることがまれにあり、除去や清浄土入れ替えなどの対策を行う事例もあります。農地においては、有害化学物質が検出された事例は現在までありません。

有害化学物質の大量の漏出があった場合、土壌から浅層の地下水に流入する恐れがあるため、浅層の地下水の水質調査を行っていますが、環境基準を超過したことは現在までありません。

#### ⑤ 騒音と振動の状況（騒音規制法・振動規制法）

市内において、騒音となる可能性のあるものは、道路交通、航空機、工場・事業場、建設作業、鉄道、小売店舗などの営業、拡声器、日常生活があります。

振動となる可能性のあるものは、道路交通、工場・事業場、建設作業、鉄道、日常生活などがあります。

市では、道路交通騒音・振動を調査していますが、主な幹線道路のうち、騒音が市役所前及び水道事務所前の調査地点においては環境基準を超過しています。一般的な環境基準超過要因としては、交通量（特に大型車の混入率）、渋滞、走行速度などが考えられます。

航空機騒音は、市内 2 地点（市役所及びスポーツセンター屋上）において通年測定していますが、環境基準の超過はありません。

しかし、横田基地の軍用機による基地駐機中のエンジン音、離着陸訓練、低高度飛行な



どは、生活している市民にとって「うるさい」と感じる要因となっています。

建設作業による騒音・振動は、建設機械の性能向上や工法の改善により、年々低減されてきていて、市内における建設作業において、騒音・振動とも関連法規等による基準値を超過する事例は少なく、市の指導によって基準値が達成されなかった事例はありません。

しかし、建設作業の騒音・振動そのものが大きなものであることから、短期間とはいえ、日常生活において負担であると感じる要因となっています。

一般環境騒音は、人の健康や日常生活などの生活環境を保全するために必要な、一般的な騒音のレベルを測るものですが、市の調査では、環境基準値を超過する地点がわずかにあります。主な環境基準値の超過要因は、自動車の走行が挙げられます。

近年では、工場等の産業型の騒音・振動苦情は減少していますが、生活の多様化などの要因による日常生活の騒音の苦情が増加傾向にあります。

### ⑥ 地盤沈下に関する状況（東京都環境確保条例等）

市内においては、現在まで地盤沈下の被害は報告されていません。

また、市内では、東京 23 区などで発生した地盤沈下の主な原因のような、産業用の地下水の過剰揚水もされてなく、近年では地下水揚水量も減少傾向にあります。

一方で、市民等からは、砂利採取跡地の地盤沈下の懸念から、これらの跡地の監視要望があります。

### ⑦ 有害化学物質に関する状況

#### （化学物質排出把握管理促進法等）

化学物質は日常生活の中にも多く存在していて、産業・医療・食品・被服用など様々な目的で使用されています。

市内においても、化学物質は、工場を中心として使用されていますが、環境や生物にとって非常に負荷の高い有害な化学物質は厳重かつ適正に管理され、使用量についても近年は大きく減少しています。



良好な地域環境の保全の進捗					
	項目	19 年度値	現状(24 年度値)	計画の達成度合い	備考
管理指標	① 大気汚染	80.0%	80.0%	80.0%	大気汚染環境基準
	② 悪臭	100%	100%	100%	悪臭規制基準
	③ 水質汚濁	98.2%	98.2%	100%	水質汚濁環境基準
	④ 土壌汚染	100%	100%	100%	ダイオキシン・地下水環境基準
	⑤ 騒音・振動	85.7%	82.1%	90.0%	騒音・振動基準
	⑥ 地盤沈下	27,026 m <sup>3</sup>	24,754m <sup>3</sup>	26,500 m <sup>3</sup>	地下水揚水量
	⑦ 有害化学物質	2.01t/日	0.92t/日	0.74t/日	大気排出量
①大気汚染環境基準 5 項目、②は規制基準、③は水質汚濁環境基準 57 項目、④はダイオキシン・浅層地下水環境基準 5 項目、⑤は一般環境騒音環境基準値、⑥は市域の地下水揚水量、⑦は東京都環境確保条例における適正管理化学物質の環境への排出量とし、達成度合いは①から⑤は基準達成率を、⑥は現状までの状況を勘案し平均値、⑦は代替物質等を勘案し年平均▲2%を基準とします					

## (2) 環境行動指針

人が安心して健康な生活をするためだけでなく、すべての生物が生存していくためには、地域環境の悪化を防止していく必要があります。

このため、市民等・事業者等・市は関係法規等を遵守し、次に掲げることを推進し、環境基準等を達成していないものは、達成を目指し、相互に連携・協力して、良好な地域環境を保全していきます。

- ① 日常生活の騒音などの地域の環境の問題は、完全になくすことができるものではないことを認識し、お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって行動します。
- ② 地域の環境の問題の発生を防止・抑制し、より環境負荷の低いものに替えていくことに努めます。
- ③ 自らが汚染や事故の原因となったときは、自己の責任において除去し、改善します。
- ④ 国、東京都、他自治体などの多様な主体と広域的に連携して、地域環境の向上に努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって行動します</li> <li>☆環境に配慮した物品の購入・使用に努めます</li> <li>☆関係法規等を遵守するとともに、地域の環境を見守ります</li> <li>☆事業者等や市などの多様な主体と連携・協働して地域環境の向上に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって事業活動を行います</li> <li>☆環境に配慮した物品の製造・購入・使用に努めます</li> <li>☆関係法規等を遵守するとともに、地域の環境を見守ります</li> <li>☆市民等や市などの多様な主体と連携・協働して地域環境の向上に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆環境に配慮した物品の購入・使用を自ら行うとともに、普及啓発に努めます</li> <li>☆関係法規等の遵守の普及啓発を推進するとともに、監視に努めます</li> <li>☆市民等や事業者等の多様な主体と連携・協働して地域環境の向上に努めます</li> </ul>



道路交通騒音調査と地下水調査の様子

## 方針 2 地域環境における新たな問題への対応

### (1) 地域環境における新たな問題への対応に関する状況

地域環境における新たな問題とは、人や動植物などの多くの生物に広く影響を与える環境問題を指します。

市内の地域環境における新たな問題には、電磁波、光害、放射性物質、PM2.5などがありますが、いずれも生物への被害が顕在化するような事態にはなっていません。

#### ① 電磁波

電磁波とは、電界と磁界が交互に発生する空間（電磁界）を伝わっていく波のことで、電磁界は電流が流れている電線などのまわりに発生する電界と磁界が組み合わされたものをいい、パソコン、送電線のほか、無線（携帯電話、無線基地局）などが発生源となっています。

人への影響としては、体内に植え込んで使用する心臓ペースメーカー等の誤作動のほか、きわめて強い高周波によって体温が上がったり、きわめて強い低周波によって神経や筋肉を刺激するものがありますが、いずれも短期間に強力な電磁波を浴びた場合によります。

日本では、国際非電離放射線防護委員会のガイドラインよりも厳しい基準を設けて対策を進めています。環境省や経済産業省の現在の見解では、高レベルの磁界への短期的ばく露については、国際非電離放射線防護委員会のガイドラインを採用する等法令面を含めた適切な対応を行なうべきとしています。長期的ばく露については、因果関係の証拠が弱く、居住環境における電磁界については、人の健康に有害な影響があるという確たる証拠は認められないとしています。

市内には、送電線や無線基地局などが存在していますが、今のところ高レベルの磁界は公共の空間では発生しておらず、生物への被害報告はありません。

#### ② 光害

光害とは、屋外照明による周辺環境への影響のことで、屋外照明は防犯対策など、都市機能にはなくてはならないものですが、過剰な商業・公共・家庭での屋外照明は、生活環境や生態系などへ高い負荷を与えるとともに、夜空を明るくし星を見えにくくしています。

光害はイネの出穂遅延など明確な影響のあるものもありますが、人を含む動植物や生態系への影響は、現在ははっきりしていません。

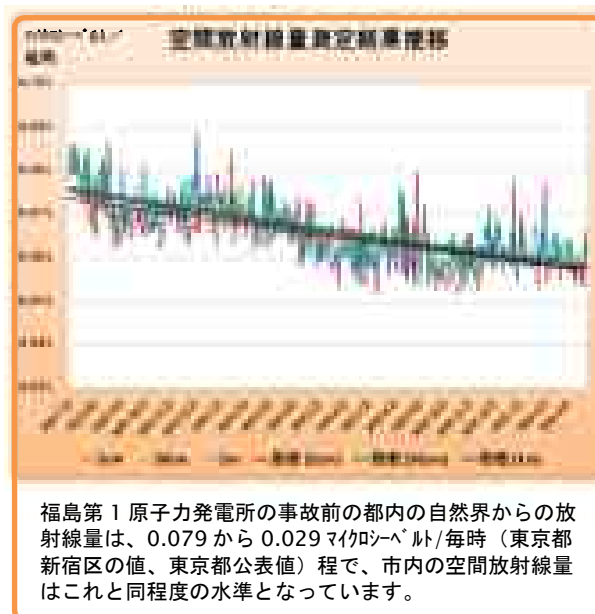
市内には、都市化に伴い多くの屋外照明がありますが、国の「光害対策ガイドライン」などによる下方照明や省エネルギー対策などによる消灯などにより、対応が進められています。

#### ③ 放射性物質

市では、福島第1原子力発電所の事故により拡散した、放射性物質の影響を調べるため、大気空間中の放射線量を調査していますが、自然界に存在する通常の放射線量程度であると考えられる推移となっていて、国、都、市の基準値のいずれも超過していません。

また、放射線量が局所的に高い部分（いわゆるホットスポット）についても、現在は基準値を超過する事例は確認されていません。

その他、市内における放射性物質の取扱いは、医療機関におけるレントゲンなどがありますが、法令によって厳重に管理されています。





#### ④ PM2.5

PM2.5とは、粒径2.5μm（2.5mmの千分の1）以下の微小粒子状物質のことで、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

PM2.5は、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（SOx）、窒素酸化物（NOx）、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがあります。

市内の主な発生源としては、ボイラー・焼却炉などのばい煙発生施設、コークス炉、自動車、航空機等の人為起源のもののほか、土壌や黄砂などの自然起源のものがあります。

ばい煙発生施設規制や自動車排出ガス規制等により、都内のPM2.5の年平均濃度は減少傾向となっています。

地域環境における新たな問題への対応の進捗					
管理指標	項目	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	① 電磁波	100%	100%	100%	電波防護指針
	② 光害	100%	100%	100%	光害ガイドライン
	③ 放射性物質	—	100%	100%	
	④ PM2.5	—	100%	100%	環境基準

①は電波防護指針による基準、②は光害対策ガイドラインの基準、③は羽村市放射線量の高い箇所の除染マニュアルによる除染対象となる基準（毎時0.23マイクロヘルツ）、④は環境基準（値は東京都一般環境大気測定局青梅市東青梅局と福生市本町局における各測定値の平均値）とします

#### (2) 環境行動指針

新たな地域環境問題は、多くの生物に地域的な広い被害を与える環境の問題として顕在化までには至っていないものの、生物への影響が少なからずあるものです。

市民等・事業者等・市は、良好な地域環境を保全するため、最新の科学的知見の収集、測定結果などによるデータの集積と関連情報の収集に努めるとともに、国際的ガイドライン、国及び都のガイドラインに沿って、人を含むすべての生物へ被害が生じないように努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆積極的に環境に配慮した物品の購入・使用に努めます</li> <li>☆関係法規等や国、都、市のガイドラインを遵守するとともに、地域の環境を見守ります</li> <li>☆正確な情報の取得と発信に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆積極的に環境に配慮した物品の製造・購入・使用に努めます</li> <li>☆関係法規等や国、都、市のガイドラインを遵守するとともに、地域の環境を見守ります</li> <li>☆正確な情報の取得と発信に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆環境に配慮した物品の購入・使用を自ら行うとともに、普及啓発に努めます</li> <li>☆関係法規等やガイドライン遵守の普及啓発に努めるとともに、監視を行います</li> </ul>

## 2-2 生活環境

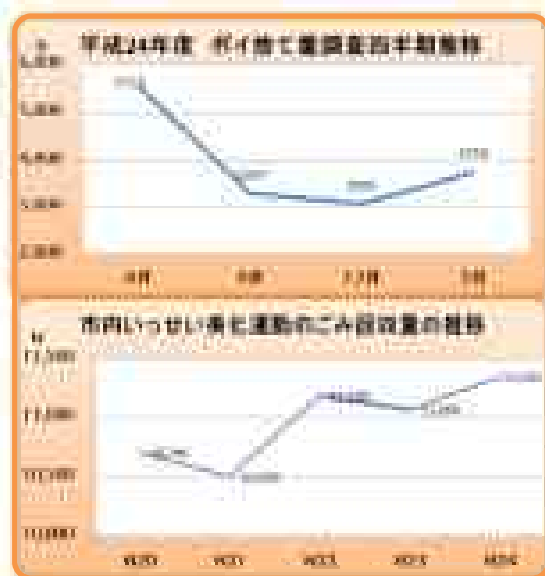
### 方針 1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止

#### (1) ごみの不法投棄及びポイ捨て防止に関する状況

市内におけるごみの不法投棄に関しては、東京都や警察と清掃事業者も協力して対策を進めており、事件性を伴うような大規模な不法投棄は起きていません。

一方で、ごみのポイ捨ては、市内全域において散見されますが、特に羽村駅・小作駅ロータリー周辺、河川敷、道路、橋詰め、鉄道用地内、樹林地、公園、あき地に見受けられとともに、市外から市内を利用・通過する人や滞在する人によるポイ捨てなどが多く見受けられる状況です。

市では、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」(以下「ポイ捨て禁止等条例」といいます。)を平成24年3月に制定し、罰則化、市内各所への路面標示・看板の設置、パトロールの実施、事業者や市民との協働キャンペーンなどの対策を進めていて、美化運動の推進と併せ、ごみのポイ捨て量調査では、一定の減少成果が見られます。



#### ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止の進捗

管理指標	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	—	15,695件	12,556件	ポイ捨て量調査数

市のポイ捨て量調査結果について、達成度合いは年平均▲2%を基準とします

#### (2) 環境行動指針

ごみの不法投棄やポイ捨てをなくすためには、各人のモラルの向上とポイ捨て・不法投棄されない生活環境づくりが欠かせません。

このため、市民等・事業者等・市は連携・協力して、ポイ捨て禁止等条例の認知度の向上を図るとともに、マナーアップ活動、防止活動、清掃活動に努めます。

#### 各主体の主な環境行動

市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆法令・ポイ捨て禁止等条例を遵守します</li> <li>☆地域の人と協力して、ポイ捨てなどがされない環境づくりに努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆法令・ポイ捨て禁止等条例を遵守します</li> <li>☆市民等や市と連携・協力して啓発・防止・清掃活動に努めます</li> <li>☆事業所等と、その周囲についてポイ捨てなどがされない環境づくりに努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆法令・ポイ捨て禁止等条例の普及に努めるとともに、適正に運用します</li> <li>☆市民等や事業者等、近隣自治体等と連携・協力して啓発・防止・清掃活動を推進します</li> </ul>

## 方針 2 安全で快適な環境を損なう行為の防止

### (1) 安全で快適な環境を損なう行為の防止に関する状況

市内における、安全で快適な環境を損なう行為の主なものには、路上や多くの人が利用する屋外の場所でのたばこの喫煙、飼い犬のふんの放置、捨て看板の設置、迷惑駐車、放置自転車、所有地の不適正な使用、青少年の健全な育成にそぐわないビラの貼付けなどがあります。

市では、平成 2 年 3 月に「羽村市美しいまちづくり基本条例」を制定し、所有地の適正管理、清浄な風俗環境を阻害する行為の制限など、安全で快適な環境を損なう行為の対策をすすめて、平成 3 年 3 月には「羽村市自転車等の放置防止に関する条例」、平成 15 年 12 月には「羽村市捨て看板防止条例」、平成 24 年 3 月には「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を制定し、自転車等の放置、捨て看板の設置、飼い犬のふんの放置、路上喫煙禁止地区における路上喫煙を規制するとともに、撤去等の施策を実施しています。これらの一層の対策の推進により、安全で快適な環境を損なう行為は、いずれも改善されてきています。

しかし、市外から市内を利用・通過・滞在する人によるこれらの行為などは、依然として見受けられる状況です。

安全で快適な環境を損なう行為の防止の進捗					
管理指標	項目	19 年度値	現状(24 年度値)	計画の達成度合い	備考
	① 捨て看板	19.7 件/日	13.1 件/日	10.5 件/日	捨て看板除去件数
	② 放置自転車	2,739 件	1,755 件	1,400 件	放置自転車撤去件数
	③ 路上喫煙・飼い犬のふん	—	3.7 件/日	2.3 件/日	指導件数

①は 1 日当たりの捨て看板の除去件数、②は放置自転車の年間撤去件数、③は 1 日当たりの路上喫煙・飼い犬のふんの放置に係る指導件数とし、達成度合いは、現状までの状況を勘案し①年平均▲2%、②年平均▲2%、③年平均▲4%を基準とします

### (2) 環境行動指針

安全で快適な環境を損なう行為は、各人のモラルの向上なくして、解決するものではありません。

このため、市民等・事業者等・市は、所有地の適正管理、清浄な風俗環境を阻害する行為の防止、自転車や原動機付自転車の放置の防止、捨て看板の設置の防止、飼い犬のふんの放置の防止、路上喫煙禁止地区における路上喫煙の防止対策を推進するとともに、連携・協力して幅広い啓発活動を実施し、安全で快適な環境の確保を図ります。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆法令、都・市の条例を遵守します ☆事業者等や市と連携・協力して啓発・防止・清掃活動に努めます
事業者等	☆法令、都・市の条例を遵守します ☆市民等や市と連携・協力して啓発・防止・清掃活動に努めます
市	☆関係する法令、都・市の条例の普及に努め、適正な運用を推進します ☆市民等や事業者等、近隣自治体等と連携・協力して啓発・防止・清掃活動を推進します

## 方針 3 愛護動物の適正飼養

### (1) 愛護動物の適正飼養に関する状況

愛護動物とは、人の飼っているペット（牛、馬、豚、羊、犬、猫、いえうさぎ、鳥などの哺乳類、鳥類、爬虫類）のことをいいます。

平成 22 年の内閣府による動物愛護に関する世論調査では、次のようなことが伺えます。

ペットの飼養が好きな人の割合は上昇傾向、ペットを実際に飼養する人はおおむね横ばい、迷惑に感じることは「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」「猫がやって来てふん尿をしていく」が上位、愛護動物の名札表示などは犬・猫ともにしていない人が多数であり猫は犬の倍以上、動物の愛護及び管理に関する法律の認知度は低い状況となっています。愛護動物の適正な飼養の推進のために、国や地方公共団体が取り組むべきことについては「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」「ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める」「テレビ・新聞・ポスターなどでペットの愛護や正しい飼い方の重要性を訴える」「ペットの愛護や正しい飼い方について学校や社会教育の場で十分に取り上げる」が上位となっています。

市内において、愛護動物の苦情・相談が多いものは、飼い犬のふんの放置や公園で引き綱を外すなどの飼い主のマナーに関するものが最も多く、次いで猫の外飼いによるふん尿被害や犬の鳴き声などの愛護動物のしつけに関するものが多い状況ですが、飼い主のいない猫に関する「不適正なエサやり」や「ふん尿被害」などの相談・要望も寄せられています。

愛護動物の適正飼養の進捗				
管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
		—	76.2%	90.0%
苦情・相談による不適正飼養件数の改善割合とし、達成度合いは適正指導強化によって 90%を基準とします				

### (2) 環境行動指針

愛護動物の適正飼養のためには、法規等の認知度の向上と飼い主等のモラルとマナーの向上が欠かせません。

市民等・事業者等・市は、連携・協力して啓発活動を推進し、相互に支援しあって不適正な飼養を防止するとともに、お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって適正な飼養を行う環境づくりに努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆法令、都・市の条例を遵守します</li> <li>☆飼養者と非飼養者は、お互いが譲り合い、思いやる気持ちをもって適正な飼養を進めるとともに、地域において適正な飼養を行う環境づくりに努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆法令、都・市の条例を遵守します</li> <li>☆販売に際しては、飼養者の責任と負担を、必ず明確に説明します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆関係する法令、都・市の条例の普及を図るとともに、適正に運用します</li> <li>☆市民等や事業者等との協働・相互支援によって、飼い主のいない猫の対策を推進します</li> <li>☆市民等や事業者等、都や近隣自治体等と連携・協力して啓発活動を推進します</li> </ul>



## 方針 4 自然と調和した良好なまちなみの形成

### (1) 自然と調和した良好なまちなみの形成における状況

羽村市は、これまで職住近接の都市として良好な都市環境を維持し、公害の少ない、みどり豊かな自然と調和した都市として発展してきました。

市の総面積は 991ha で、市街化区域は、全体の 82.1%にあたる 814ha が指定されています。

また、用途地域は、住居系地域が市街化区域の 69.6%、商業系地域が 5.7%、工業系地域が 24.7%の割合となっており、市街化区域の 4 分の 1 を占める工業系の用途地域内に、2 つの工業団地が形成されています。このような市特有の都市構造を生かし、地域の経済活力を維持向上させつつ、快適な生活空間と自然が調和したまちなみを確保していくためには、それぞれの地区の特性を生かした土地利用の誘導が必要です。

自然と調和した良好なまちなみの形成の進捗				
管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
		5,578.92m <sup>2</sup>	26,360.28m <sup>2</sup>	47,448.50 m <sup>2</sup>
平成 19 年度以降の宅地開発等指導要綱による緑化面積累計値とし、達成度合いは現状までの状況を勘案して年平均 8%を基準とします				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、「羽村市都市計画マスタープラン」や「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」などに基づいて、計画的に自然と調和したまちなみを形成する土地利用を進め、環境負荷を調節する自然環境の機能を向上させていきます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆羽村市都市計画マスタープランに基づいた、土地利用を推進します</li> <li>☆土地の取得、家屋の新築・改修の際には、生態系に配慮した緑化に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆羽村市都市計画マスタープランに基づいた、土地利用を推進します</li> <li>☆羽村市宅地開発等指導要綱に基づいた、緑化基準を遵守するとともに、生態系に配慮した緑化に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆羽村市都市計画マスタープランや羽村市宅地開発等指導要綱などに沿って、地区の特性にあった土地利用を誘導します</li> <li>☆市民等や事業者等と連携・協力して、生態系に配慮した質の高い緑化を推進し、環境負荷を調節する自然環境の機能の向上を図ります</li> <li>☆生け垣などの緑化助成制度等により、自然と調和したまちなみの形成を推進します</li> </ul>

## 方針 5 みどりによる災害対策

### (1) みどりによる災害対策に関する状況

近年の災害は都市化の進展などにより、都市型災害など、多様な形態の災害が生じているとともに、阪神・淡路、新潟県中越沖地震などは住宅や建築物をはじめ、道路、鉄道等の都市施設、電気、ガス、水道、通信等のライフラインに大きな被害を与え、近代都市の脆弱性が浮き彫りになりました。

都市部における農地や樹林地などの緑地、道路の街路樹は、災害時の被害軽減、延焼防止機能、避難場所など多様な災害対策機能を有しており、都市型災害の被害を軽減する効果が期待されています。

市内においても、都市化など多面的な要因による農地や樹林地などの緑地の減少が見られることから、災害を軽減する緩衝緑地としての、みどりの必要性を認識し、これにふさわしいみどりの質や量を保全していく必要があります。

みどりによる災害対策の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		—	729.13m <sup>2</sup>	692.67 m <sup>2</sup>
1辺が30m以上連続し、かつまとまりのある樹木・樹林地を緩衝緑地帯と定義し、その面積について、年平均▲0.5%を基準とします				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は連携・協力し、災害時の被害軽減、延焼防止機能、避難場所にもなる緩衝緑地を保全するとともに、都市空間の確保、災害に強いなどのみどりの質の向上、定量的な把握と監視を行い、緑地等が効率的に機能を発揮し得るような、みどりのネットワークの形成を図ります。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆土地の譲渡、取得、家屋の新築・改修の際には、生態系に配慮するとともに、延焼防止効果が高い等の災害に強い、質の高い緑化に努めます</li> <li>☆緩衝緑地としての機能を認識し、事業者等や市と連携・協力して、まとまりのあるみどりを保全します</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆まとまりのあるみどりのある場所を開発するときは、関連法規を遵守し、羽村市宅地開発等指導要綱に基づいた緑化基準を遵守するとともに、生態系へ配慮された緑化や延焼防止効果が高い等の災害に強い緑化など、質のある緑化を進めます</li> <li>☆緩衝緑地としての機能を認識し、市民等や市と連携・協力して、まとまりのあるみどりを保全します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市民等・事業者等と連携・協力して、生態系に配慮された緑化や延焼防止効果の高い等の災害に強い緑化を進めます</li> <li>☆生け垣等設置助成など、緑化の支援制度により、災害対策となる緑化を進めます</li> <li>☆市民等や事業者等と連携・協力して、まとまりのあるみどりを保全します</li> </ul>

## 2-3 循環型社会

### 方針1 3Rの推進

#### (1) 3Rの推進に関する状況

3R(スリーアール)とは

- ☆Reduce (リデュース)
- ☆Reuse (リユース)
- ☆Recycle (リサイクル)



3R キャンペーンマーク  
(3R 推進協議会より引用)

の3つのRを表しています。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を続けてきた日本は、廃棄物の最終処分場のひっ迫などの環境制約、将来的な鉱物資源の枯渇に対する懸念などの資源制約といった問題に直面しています。今後、日本が持続的な発展を続けていくためには、経済活動への過大な制約となりかねない状況にあり、廃棄物・リサイクル問題は喫緊の対応が必要となっている状況です。このことを、新たな経済成長の要因として前向きにとらえ、環境と経済が両立した新たな循環型経済システムを構築することが求められています。

国においては、廃棄物・リサイクル関係法令(循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法等)を整備し3Rの推進を図るとともに、法規制対象外の品目・業種においてもリサイクルガイドラインにより、産業活動における自主的取り組みを求めています。

市では、一般廃棄物の戸別収集・一部有料化、事業系ごみの廃棄物処理手数料の改正などの排出抑制を推進するとともに、粗大ごみのリユース事業の展開、分別品目の見直しなどにより資源化を総合的に推進し、ごみの排出量、最終処分場埋立搬入量とも抑制することができており、総資源化率についても、高いレベルを維持しています。



## 3Rの推進の進捗

管理指標	項目	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	① ごみ排出量	784g/人・日	701g/人・日	608g/人・日	市民1人の1日当たりのごみ排出量
	② 総資源化率	33.0%	37.7%	38.4%	

ごみの排出量は1人が1日あたりに排出する資源を含むごみの量  
達成度合いは、羽村市一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、①は608g/人・日、②は38.4%を基準とします

## (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して3Rを推進するとともに、レアメタルの資源化や分別精度の向上を検討します。

☆リデュースを促進するため、製品の製造、流通、使用などに係る省資源・長寿命化を図り、資源利用効率を高め、リユース・リサイクル出来ない製品や部品の抑制を推進します。

☆リユースを促進するため、一度使用された製品の再使用又は再生可能な部品の再生使用による製品（リユース製品・リビルド製品）の販売・購入を推進します。

☆リサイクルを促進するため、一旦使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物の回収量及び分別精度の向上などにより再資源化率を高め、マテリアルリサイクル（原材料としての利用）を推進するとともに、未利用・廃棄されているエネルギーのサーマルリサイクルを推進します。

## 各主体の主な環境行動

市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆製品をなるべく長く使います</li> <li>☆3Rを推進する物品の使用と購入に努めます</li> <li>☆循環資源が分別回収されるよう協力します</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆3Rを主体的に進め、分別を徹底し、ごみの抑制と資源化に努めます</li> <li>☆3Rに配慮した製品の製造に努めます</li> <li>☆レアメタルの自主回収をすすめます</li> <li>☆市民等や市と連携・協力して、3Rの普及に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の促進を図ります</li> <li>☆分別方法の研究を行います</li> <li>☆リユース促進の研究を行います</li> <li>☆市民等や事業者等と連携・協力して、3Rの普及を図ります</li> </ul>



### レアメタルの使用例

資源エネルギー庁資源課（平成21年7月）  
レアメタル確保戦略の概要より出典

## 方針 2 ごみの適正処理

### (1) ごみの適正処理に関する状況

現代社会は、科学技術の発達により、様々な化学物質や金属等が用いられた製品が普及していますが、これらの製品を廃棄する場合は、適正に処理を行わなければ、大気・土壌・水質などを汚染する恐れがあるとともに、これらの製品に用いられている化学物質や金属等は、有限の資源であり、希少な物質であるものも多くあります。

また、一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬を行うためには、各自治体において許可を受けることが必要ですが、適正な処理がされずに不法投棄、大気・土壌・水質などの汚染、リユース・リサイクルの阻害となっている事例も生じています。

市内においては、今のところ、大規模な不法投棄などのごみの不適正な処理事例はありませんが、資源物の持ち去りや、一般廃棄物運搬許可を受けずに収集運搬する事業者等による不適正な収集運搬が行われる可能性が考えられます。

ごみの適正処理の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		—	100%	100%
不法投棄（被害性が高く、事件性のある規模のもの）、一般廃棄物無許可収集運搬、資源持ち去りの苦情等による事案の改善割合について、達成度合いは100%を基準とします				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して自ら分別を徹底し資源化を高めるとともに、ごみの適正な排出と処理を徹底し、不適正な収集運搬・最終処分を防止します。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆自ら分別を徹底し、適正な排出に努めます</li> <li>☆廃棄物・資源物は、安易な収集運搬を頼まず、市の「資源リサイクルマニュアル」に従って排出します</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆自ら分別を徹底し、事業者の責任において適正な処理を行います</li> <li>☆優良処理業者への排出に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）と羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年12月条例第43号）の適正な運用を推進します</li> <li>☆不適正な一般廃棄物の収集運搬の防止に努めます</li> </ul>



## 方針3 グリーン購入の推進

### (1) グリーン購入の推進に関する状況

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、購入者自身の消費生活を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

グリーン購入は、1980年代から自治体等による再生紙や低公害車の購入活動を契機として、エコマーク事業や1996年のGPN（グリーン購入ネットワーク）設立を経て、全国的なグリーン購入活動に波及しました。2000年にはグリーン購入法が成立し、取り組みの強化・拡大が求められています。

今後は、取組対象分野の拡大（特にサービス分野）、購入基準のレベルアップ、中小企業などへの取り組みの拡大、購買行動の促進を進め、より一層の資源循環の推進が求められています。



### グリーン購入の推進の進捗

管理指標	項目	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	① 市民・事業者		—	—	50%
② 総資源化率		—	—	95%	グリーン調達率

市民・事業者については、アンケート結果について、達成度合いは取り組み率 50%を基準とし、市のグリーン調達率は市の調達基準に基づいた調達率について、達成度合いは統合実行計画との整合を図り 95%を基準とします

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して古紙含有量の多い再生紙や再生プラスチック含有量の多い製品など、より環境への負荷を低減する、レベルの高いグリーン購入を促進するとともに、事業者等は、環境への負荷が極力少なく、消費者が購入しやすいグリーン購入製品の開発と供給に努めます。

#### 各主体の主な環境行動

市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆自らグリーン購入について知るとともに、積極的な購入に努めます</li> <li>☆事業者等や市と連携・協力して、グリーン購入の普及に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆自ら積極的なグリーン購入に努めるとともに、従業員にもグリーン購入を推進します</li> <li>☆グリーン購入法に適合する製品の製造・販売に努めます</li> <li>☆市民等や市と連携・協力して、グリーン購入の普及に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆積極的なグリーン購入を推進します</li> <li>☆市民等や事業者と連携・協力して、グリーン購入の普及に努めます</li> </ul>



# 第IV章

## 計画実現に向けた行動方針 2

～自然環境分野～

# 1 自然環境分野における環境情勢等の状況と体系

## (1) 自然環境分野における環境情勢等の状況

市内は、都市化が進んでいるものの、河岸段丘の崖線沿いの樹林地のほか、多摩川や玉川上水周辺のみどり、寺社境内地の樹木や丸山の雑木林、農地が残っているとともに、公園や街路樹等が整備され、人の暮らしとの関わりの中で自然環境と生態系が成立しています。

市内のみどりの特徴としては、かつて農業などにより人の手が加えられた雑木林などの二次的自然と、まちづくりの中で新たに造られたみどりがあり、地域の人々が生活を営む中で維持されてきました。

平成24年度の市内のみどり率について、5年前と比較した場合、次のとおりとなっています。

☆市内におけるみどり率の変化（平成18年度と24年度の比較）

担保性の高い樹林地（公有化された樹林地・緑地および契約によって保存されている民有の樹林地）▲1.6ポイント  
農業用地（固定資産税の評価によるもの）▲11.6ポイント  
公園 0.6ポイント

☆東京都調査における多摩地域のみどり率の変化（平成15年と20年の比較）

樹林地など▲2.0ポイント、農用地▲0.6ポイント、公園・緑地 0.2ポイント

自然環境分野の各項目は、生物多様性と密接に関連し、生物の生態系をかたちづくるものです。このため、本計画の23・24頁に示す「生物多様性の基本認識」をもって、本計画を推進していかなくてはなりません。

☆生物の多様性の3つのレベルの多様性

第一に「生態系の多様性」

第二に「種間の多様性」

第三に「種内の多様性」

☆生物の多様性を守る4つの意味（恩恵）

「すべての生命が存立する基盤を整える」

「人間にとって有用な価値をもつ」

「豊かな文化の根源となる」

「将来にわたる暮らしの安全性を保障する」

## (2) 自然環境分野の行動方針体系

### 樹林・緑化

樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。

方針1	既存のみどりの保全
方針2	歴史あるみどりの保全
方針3	新たなみどりの創出

## 田園

田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。

- |      |                      |
|------|----------------------|
| 方針 1 | 都市農地の保全              |
| 方針 2 | 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景） |

## 公園緑地

みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 方針 1 | みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備 |
|------|---------------------|

## 水環境

水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。

- |      |                |
|------|----------------|
| 方針 1 | 適正な水の循環（雨水の管理） |
| 方針 2 | 河川の保全          |

## 自然景観

多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。

- |      |               |
|------|---------------|
| 方針 1 | 多摩川周辺の自然景観の保全 |
| 方針 2 | 崖線のみどりの保全     |

## 生物多様性

地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。

- |      |                  |
|------|------------------|
| 方針 1 | 多様な生物が共生できる環境の確保 |
| 方針 2 | 在来生物の保全          |
| 方針 3 | 外来種対策            |
| 方針 4 | 市街地における生態系の確保    |

## 2 自然環境分野の行動方針

### 2-1 樹林・緑化

#### 方針 1 既存のみどりの保全

##### (1) 既存のみどりの保全に関する状況

既存のみどりとは、市内に現存している樹林地等のみどりのことをいいます。

市内には、このような既存のみどりを守るため、公有化している樹林地と、所有者の理解と協力により保存樹林地として指定している民有の樹林地があります。

市ではこれまで、第1次計画・第2次緑の基本計画を策定し、樹林地等の公有化や緑化に係る助成制度の運用とともに、みどりを守ることの大切さ等に関する啓発活動を行うとともに、地域や市民団体等との連携した樹林地管理活動を行い、樹木の生育環境や生物の生態系などを維持・向上させる“量”と“質”の取り組みにより、既存のみどりの保全に努めてきました。

その結果、担保性の高い樹林地は、24年度において、第1次計画の平成19年度比より1.1ポイントの減少に抑制することができました。

しかしながら、樹木の老化や都市化などの様々な要因により、減少傾向が続いていることから、引き続き既存のみどりの量を保全し、質を向上させる取り組みが必要です。



#### 既存のみどりの保全の進捗

管理指標	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	106,642.84m <sup>2</sup>	105,440.53 m <sup>2</sup>	103,331.72 m <sup>2</sup>	担保性の高い樹林地の面積
担保性の高い樹林地とは、公有化されている樹林地・緑地および保存樹林地のことをいいます 達成度合いは、第1次計画実績および東京都調査のみどり率における多摩地域の平均減少率から▲2.0%とします				

##### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は共通して、自然環境の価値や機能、また、地域固有の貴重な資源として、みどりを認識するとともに、各主体が自ら変化や危機を察知し、近隣自治体や様々な主体と連携・協力し、主体性のある取り組みを行い、既存のみどりを守ります。

#### 各主体の主な環境行動

市民等	☆事業者等や市と協力して、既存のみどりの保全に努めます ☆既存のみどりの状況の把握に努めます
事業者等	☆建設・開発行為等の際には、既存のみどりを保全するように努めます
市	☆市民等や事業者等、国や東京都等の多様な主体と連携・協力して、既存のみどりの量を守るとともに、みどりの質の向上に努めます

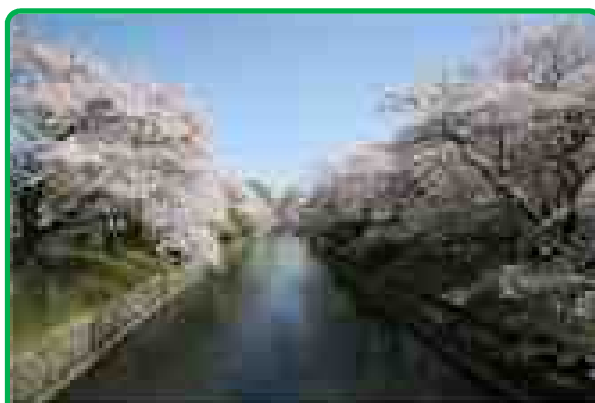
## 方針 2 歴史あるみどりの保全

### (1) 歴史あるみどりの保全に関する状況

市内には、平将門を討った藤原秀郷が植樹したという伝説のある阿蘇神社のシイ（スダジイ）を始め、玉川上水周辺や根がらみ崖線を中心とした自然環境など、文化的な歴史あるみどりが多くあり、史跡や天然記念物等の文化財と一体となった美しい自然環境が、ふるさとの原風景のような個性ある景観を形成しています。

市ではこれまで、第1次計画・第2次みどり計画を策定し、崖線の公有化や保存樹木制度の運用とともに、みどりを守り育てることの大切さなどに関する啓発活動を行い、歴史あるみどりの保全に努めてきました。

しかし、古樹の老化や都市化の進行などにより、歴史あるみどりも減少するおそれが生じています。



市内には、玉川庄右衛門、清右衛門兄弟により承応2年に開削された、玉川上水及びその取水堰があります。玉川上水周辺は、桜の名所としても知られていますが、文化財と一体となった豊かな自然環境は、風格を備え、歴史あるみどりを感じられる場所となっています。

歴史あるみどりの保全の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		27本	25本	23本
天然記念物に指定されている樹木及び保存樹木制度の指定を受けている樹木は老化しており、保存措置等を行っているものの、台風等の天災により損失していることから、達成度合いは年平均▲1%とします				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は共通して、文化的な自然資産の価値を理解し、地域固有の貴重な資源として認識し、多様な主体と連携・協力して主体性のある取り組みを行い、歴史あるみどりを守ります。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆事業者等や市と協力して、歴史あるみどりの保全に努めます ☆歴史あるみどりについて把握します
事業者等	☆市民等や市と協力して、歴史あるみどりの保全に努めます ☆歴史あるみどりを保全する活動の支援に努めます
市	☆市民等や事業者等、国や東京都等の多様な主体と連携・協力して、歴史あるみどりの保全を推進します

## 方針 3 新たなみどりの創出

### (1) 新たなみどりの創出に関する状況

市内の市街化区域面積は約 82.1%の 814ha、宅地面積は 63.7%の 630.9ha となっており、都市化が進んでいます。

また、都市化とともに、ヒートアイランド現象や生物相の減少などの新たな環境問題が生じてきています。

市では、宅地開発等指導要綱に基づき、一定の開発行為において緑化を求めるとともに、生け垣等に対する助成制度などにより、市街地の緑化にも取り組んできました。

今後も引き続いて都市化が進むことが予測されることや、右図にあるように生け垣等の緑化助成制度による緑化の伸び率に鈍化傾向があること、多様な緑化形態のニーズや生態系の確保や厚みと広がりをもったみどりの創造の観点から、都市の環境・まちなみに調和した、新たなみどりの創出が求められています。



### 新たなみどりの創出の進捗

管理指標	19年度値	現状 (24年度値)	計画の達成度合い	備考
		409.56m <sup>2</sup>	501.66 m <sup>2</sup>	702.32 m <sup>2</sup>

生け垣等の緑化助成制度による緑化面積（生け垣はメートル×0.6メートルにて面積換算）累計値  
現状の緑化助成制度による状況を基本として、達成度合いは年平均 4%とします

### (2) 環境行動指針

高木や低木といった従来の植物に加え、性質強健で様々な環境条件に適応する能力の高いツル性植物や地被植物などを用いて、家屋の屋上や壁面、駐車場などの都市空間を緑化するとともに、道路には周辺環境にふさわしい、広がりのある緑化を推進し、適正に維持管理することによって、まちなみにあった新たなみどりを創出します。

### 各主体の主な環境行動

市民等	☆まちなみと自らのライフスタイルにあった緑化を、ビオトープの観点をもって積極的に推進します
事業者等	☆まちなみに合う事業場の緑化をビオトープの観点をもって推進します ☆開発行為等の際には、ビオトープの観点をもって緑化を推進します ☆従業員への新たなみどりの創出に係る啓発・支援に努めます
市	☆まちなみにあった、厚みと広がりのある道路緑化を推進します。 ☆新たなみどりの創出について、支援を行います ☆新たなみどりの創出に関する進捗管理を行います



## 2-2 田園

### 方針 1 都市農地の保全

#### (1) 都市農地の保全に関する状況

農地は人の働きかけにより形成された二次的自然であり、自然環境の保全、地下水のかん養、自然景観の形成、生態系の維持などの機能を有していますが、都市農地は、消費地に近く新鮮な農産物の供給が可能であり、災害対策としてのオープンスペース、都市空間における貴重なみどりの空間の確保、都市空間における限られた生態系を確保する機能など、都市環境を支える多面的な役割を果たすとともに、農業体験など自然に触れることのできる場にもなっています。

そして、これら農地の機能は、継続的な営農によって維持が可能となります。

市内における農地の状況を見てみると、耕作総面積は、平成 22 年 38.8ha で、平成 17 年より 0.9ha 減少、農家総数は平成 22 年 123 戸で、平成 17 年より 1 戸の増加、生産緑地の指定状況は平成 24 年度末 179 地区 33.9ha で、平成 19 年度より 6 地区 2.7ha 減少しており、これは、都市化の進行、農業従事者（耕作者）の高齢化、相続に伴う土地の売却などが要因と考えられます。

市では、市内農業の特性に即した農業振興計画の策定、生産緑地の指定、農産物直売所による農産物の販売促進、農業関係団体への活動支援、農商工連携、農業体験農園の支援、援農ボランティア制度の運用など、地域に根ざした農業を推進し、都市農地の保全を図っています。

都市農地の保全の進捗					
	項目	19 年度値	現状(24 年度値)	計画の達成度合い	備 考
管理指標	① 農産物直売所の売上	121,558 千円	93,258 千円	120,000 千円	
	② 援農ボランティア活動者数	11 人	33 人	45 人	
	③ 学校給食の地元農産物利用割合	13.41%	14.5%	23.0%	
	④ 農地面積	51.2ha	46.1ha	36.9ha	
①から③は第五次羽村市長期総合計画における 28 年度目標値、④は現状までの推移を勘案して、年平均▲2%を基準とします					

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して、都市農地の保全のため、生産緑地の追加指定やより一層の地産地消を進め、農業振興支援を推進することにより、総合的に都市農地を保全します。

また、減農薬や有機栽培、落ち葉などの堆肥化等による循環型の環境保全型農業の推進を図っていきます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆積極的な地産地消、援農に努めます
事業者等	☆羽村産の農産物の消費・仕入と利用・販売を推進します ☆生産者・市等と協力して、農業振興を応援します
市	☆市民等や事業者等の多様な主体と連携・協力して、農産物の販売促進を図ります ☆援農ボランティア制度の運用の充実を図ります

## 方針 2 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）

### (1) 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）に関する状況

“田園によるみどり”とは、まとまりのある水田や畑を中心に、水路や湧水等の水環境、周辺の緑地等が複合的に存在し、羽村の伝統的な農の風景を構成しているみどりのことをいいます。

市内の羽加美四丁目、羽中四丁目には、根がらみ崖線とともに、田園のみどりが広がり、春にはチューリップ・踊子草や田植え、夏には大賀ハスや緑豊かな稲、秋には黄金色の稲穂や稲刈りの風景が見られ、多摩川や羽用水と一体なった空間は、羽村の、ひいては日本らしい伝統的な農のある風景を形成し、豊かな生物相を支えるビオトープとして、市民の憩いとやすらぎの空間となっています。

右図の範囲におけるみどり率の面積は、現在14.5haとなっていますが、今後は、相続や農業従事者（生産者）の高齢化などの要因により減少する可能性があります。

市では、市内農業の特性に即した農業振興計画の策定、生産緑地の指定、農産物直売所などによる地産地消の促進、農業関係団体への活動支援、農商工連携、農業体験農園の支援、援農ボランティア制度の運用などの施策により、田園によるみどりの保全を図っています。



上図の黒色線の範囲は、田園によるみどりの保全の進捗を図るための、みどり率を求積する範囲です。上図左側には多摩川、中央部にはまとまりのある田園、水路、根がらみ崖線が複合的に存在していることがわかり、パッチワークのような美しい風景が見てとれます。

田園によるみどりの保全の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		20.4ha	20.4ha	20.2ha
上図範囲のみどり率（緑被面積に公園などのオープンスペースを加えたもの）の面積について、現状までの状況を勘案し、年平均▲0.1%とします				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して、市内における貴重な田園によるみどりを保全するため、援農、観光への活用、稲作体験の推進、生産緑地の追加指定や一層の地産地消を進め、農業振興支援を推進します。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆生産者、事業者等や市と連携・協力して観光や体験活動に努めます ☆援農や地産地消を主体的に推進します
事業者等	☆生産者・市民等や市と連携・協力して観光や営農支援に努めます ☆羽村産の農産物の消費・仕入と利用・販売を推進します
市	☆田園によるみどりの保全を推進するための諸制度の充実について、生産者・市民等・事業者等と連携・協力して、国等の関係機関へ働きかけを行います

## 2-3 公園緑地

### 方針1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備

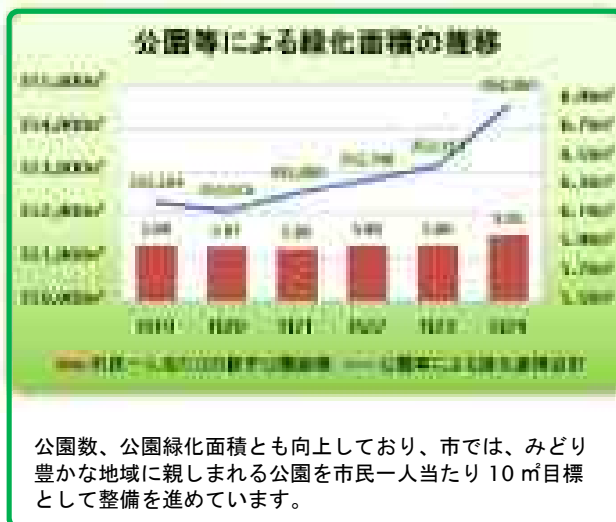
#### (1) みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備に関する状況

市ではこれまで、市民の憩いの場や緑の保全の場として、また、災害時の避難場所などとして、多面的な機能を持った公園の整備を進めてきました。その結果、市民一人当たりの市内の都市公園面積は5.95㎡、公園等による緑化面積は35.4haとなっています。

また、市内には、水木公園や加美緑地などの、崖線を中心とする二次的自然を保全している公園のほか、動物公園や水上公園など豊かな自然環境と一体となっている公園など、みどり豊かな公園が存在し、貴重な生態系を守っています。

現在、市内の公園では、多くの公園ボランティアが清掃や草花の植栽などを行っており、公園の維持管理の重要な担い手となっています。

誰もが利用しやすく、身近で地域に親しまれる、自然環境と一体となった公園が求められています。



みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備の進捗				
管理指標	19年度値	現状 (24年度値)	計画の達成度合い	備考
		35.2ha	35.4ha	35.8ha
達成度合いは、市立公園・ポケットパーク等の面積について、現状までの状況を勘案し年平均0.1%基準とします。なお市民一人当たりの都市公園面積は10㎡を目標とします				

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して、地域の人が身近に利用できるとともに、誰もが気軽に利用できる地域の特性にあった、みどりのある公園を目指します。

また、特に貴重な自然が残る多摩川周辺地区の公園については、自然環境の保全や地区の景観に配慮したみどり豊かな公園を目指します。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆公園の清掃や草花の植栽など、公園の整備について協力します ☆適正な公園の利用に努めます
事業者等	☆公園の清掃や草花の植栽など、公園の整備について協力します
市	☆地域の住民が身近に利用できるみどり豊かな公園の整備を進めます ☆地域や公園ボランティアによる自主的な活動を支援します

## 2-4 水環境

### 方針 1 適正な水の循環（雨水の管理）

#### (1) 適正な水の循環に関する状況

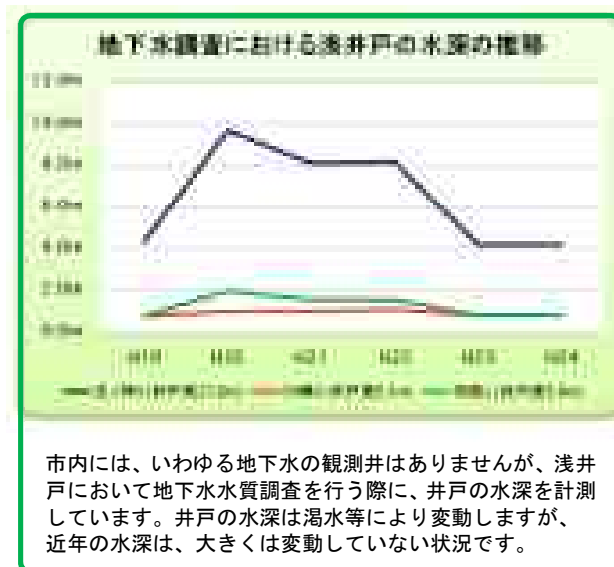
適正な水の循環は、地下水を涵養し土壌やみどりを潤すなど、生物の生命維持活動の根源ともいえる重要な要素の一つです。

市内の青梅線以西には、わずかながら崖線下に湧水が残っており、常に水が湧出している一峰院や崖線付近の民家と、雨が続くと水が湧出する場所などがありますが、湧出量は決して多くはなく、今後湧出しなくなる懸念もあります。

すべての地表が舗装などの人工物で覆われ雨水がしみこみにくくなると、地下への雨水浸透量が減少し、地下水が涵養されないこととなります。

また、地下水脈は広範囲に渡ることから、羽村より上流の地域の影響を大きく受けるため、広範囲の取り組みも必要です。

市では、これまで、透水性・保水性・ウッドチップ舗装や雨水浸透施設などの設置を推進するとともに、他自治体等とも広域的に取り組んできましたが、今後も引き続いて適正な水の循環と管理が必要です。



#### 適正な水の循環（雨水の管理）の進捗

項目	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
① 雨水浸透施設助成	244 件	342 件	642 件	助成件数累計値
② 道路の透水・保水性舗装面積	5,498.6m <sup>2</sup>	18,434.0 m <sup>2</sup>	21,734.0 m <sup>2</sup>	累計値

達成度合いについて、①は第五次羽村市長期総合計画における助成件数を勘案し年 30 件を基準、②は現状までの推移を勘案して年平均 1.8%を基準とします

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、連携・協力して、雨水浸透施設、透水性・保水性・ウッドチップ舗装を推進するとともに、雨水貯留設備など中水利用を促進し、雨水敷地内処理の向上を図り、適正な水の循環に努めます。

##### 各主体の主な環境行動

市民等	☆雨水浸透施設の設置に努めます ☆自らが所有・管理する土地について透水性を高めることに努めます
事業者等	☆雨水浸透施設の設置を推進します ☆事業所等の透水・保水性路面の導入に努めます
市	☆雨水浸透施設の設置を支援します ☆道路等の透水性・保水性舗装やウッドチップ舗装を推進します

## 方針 2 河川の保全

### (1) 河川の保全に関する状況

市内の西側には、多摩川が流れ、周辺の水田地域、羽村草花丘陵、玉川上水などと調和し、水とみどりが相まって、美しい自然環境を生み出しているとともに、野鳥や動植物、魚類や水生生物が多数生息しています。

しかし、多摩川の水質が悪化した場合、河川は海へつながっていることから、下流だけでなく海の水質悪化をも招くこととなり、生態系に対して非常に大きい影響を与えてしまいます。

市では、公共下水道の普及率 100%を達成し、水質改善を図るとともに、多様な主体との連携・協力により、河川を保全し、不法投棄等の少ない良好な環境を維持してきました。

また、多摩川や羽村草花丘陵の自然とのふれあいを通し、自然の大切さや楽しさを知ってもらうため、水辺観察会や自然観察会などの環境教室を実施してきたほか、多摩川を利用するときのマナーの向上など、多様な啓発活動を行ってきました。



河川の保全の進捗				
管理指標	19年度値	現状 (24年度値)	計画の達成度合い	備考
		7	6.5	6.5
生物学的な水質調査の判定結果を上図のように7段階に指数化し、各年度ごとに調査結果の指数を平均化したものについて、達成度合いは水量や気温の変化の影響を勘案し、現状維持を基準とします				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市は、すべての市民等と生物にとって貴重な財産である美しい多摩川を、未来に引き継いでいくことの重要性について認識し、連携・協力して多摩川の水質維持と向上、良好な河川環境の保全を推進していきます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆多摩川へつながっている側溝・雨水管には生活排水等を流しません ☆不法投棄・ごみのポイ捨ては絶対にせず、河川敷を使用したときは現状回復します
事業者等	☆多摩川へつながっている側溝・雨水管には事業排水等を流出させません ☆多摩川の現状や大切さについて、従業員へ啓発活動を行います
市	☆市民等や事業者等、多摩川流域の多様な主体と連携・協力し、多摩川の水質及び河川環境の保全を推進します



## 2-5 自然景観

### 方針 1 多摩川周辺の自然景観の保全

#### (1) 多摩川周辺の自然景観の保全に関する状況

多摩川周辺は水とみどりが調和した美しい自然環境を有しており、多摩川左岸の羽加美四丁目、羽中四丁目の根がらみ崖線を中心とした田園や寺社林、多摩川右岸の羽村草花丘陵を中心とする自然景観、玉川上水を中心とする自然景観が広がり、春夏秋冬さまざまな自然の風景が楽しめます。

しかしながら、都市化の進行において、秩序のない開発等が行われた場合、このような美しい自然景観が損なわれる可能性があります。

市では、これまで地区計画等により、土地利用や建築物等を誘導し、自然景観を保全しながらまちなみの形成を図ってきました。

今後も、都市化が進むことが考えられることから、引き続いて良好な多摩川周辺の自然景観を保全していくことが求められています。



#### 多摩川周辺の自然景観の保全の進捗

管理指標	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
	52.87%	52.87%	50.23%	上図の範囲のみどり率
羽西1・2・3、羽加美2・3・4、羽中3・4、羽東2・3、玉川1・2丁目、羽(多摩川)のみどり率について、都市化や相続等の要因を勘案して年平均▲0.5%を基準とします				

#### (2) 環境行動指針

多摩川周辺は青梅市、福生市、あきる野市と隣接する地域であるため、隣接地域の多様な主体、国及び東京都と連携・協力して多摩川周辺の自然景観を保全するとともに、多摩川周辺の自然景観にふさわしいまちなみを形成していきます。

##### 各主体の主な環境行動

市民等	☆多摩川周辺の自然景観の保全に努めます ☆建設・建築等の際には、自然景観に配慮した緑化に努めます
事業者等	☆多摩川周辺の自然景観の保全に努めます ☆多摩川周辺の開発行為等の際には、自然景観にふさわしい建設・建築に努めます ☆多摩川周辺の開発行為等の際には、自然景観に配慮した緑化に努めます
市	☆市民等、事業者等や隣接地域の多様な主体と連携・協力して、多摩川周辺の自然景観を保全します



## 方針 2 崖線のみどりの保全

### (1) 崖線のみどりの保全に関する状況

市内の崖線は、主に多摩川の浸食作用によってできた崖地の連なりです。

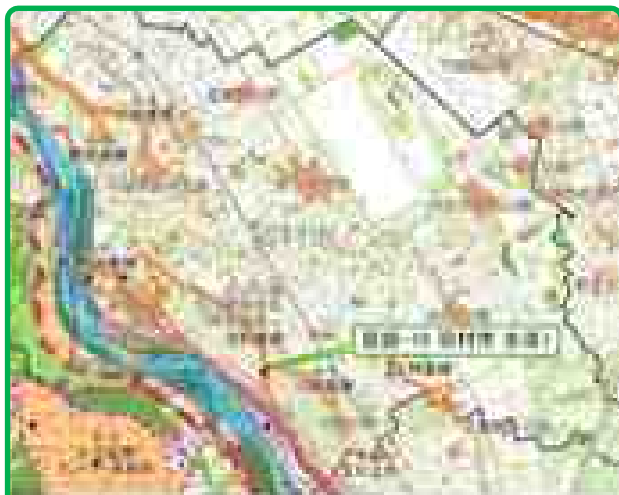
崖線のみどりは、自然の地形を残し、かつ市街地の中で市の境界を超えて連続して存在するみどりで、湧水や生物などの自然資源が多く存在し、市内のみならず東京のみどりの骨格として、都市化が進む中で、みどりのある貴重な空間となっています。

市内には、五ノ神崖線、川崎崖線、羽村崖線、根がらみ崖線、美原崖線、小作崖線がありますが、市ではこれまで、保存樹林地の指定などによって崖線を保全してきました。

また、これらの崖線周辺では、市民による清掃活動等も行われており、崖線のみどりの保全の一翼を担っています。

平成22年5月には、東京都と関係区市町村が合同で「緑確保の総合的な方針」を策定するとともに、多摩川沿いの関係8市と東京都は「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」を設置し、自治体の枠を超えて、広域的に保全の取り組みを行っています。

一方で、一部において傾斜地（崖線）への開発行為も見受けられ、無秩序な開発行為は、市内のみどりの骨格である崖線を減少させる可能性があることから、今後も保全していくことが求められます。



緑確保の総合的な方針\_既存のみどりを守る方針図より引用  
 (平成22年5月東京都・特別区・市町村)  
 市内におけるみどり・生態系の骨格として、崖線は重要な役割を持ちます。  
 現在、崖線は公有緑地、公園、保存樹林地として保全しています。

### 崖線のみどりの保全の進捗

管理指標	19年度値	現状 (24年度値)	計画の達成度合い	備考
		10.4ha	10.4ha	10.4ha

五ノ神崖線、川崎崖線、羽村崖線、根がらみ崖線、美原崖線、小作崖線の面積について 10.4ha を基準として、現状維持とします

### (2) 環境行動指針

羽村のみどりの骨格として、現存する崖線の自然の地形や資源を残し、失われた自然資源の再生に向け、多様な主体による自主的な取り組みを推進します。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆崖線のみどりの重要性を認識し、保全と再生に努めます
事業者等	☆崖線のみどりの重要性を認識し、保全と再生に努めます
市	☆市民等・事業者等・国・東京都等と連携・協力して、崖線のみどりの保全を推進します ☆支援や公有化によって崖線のみどりの確保を推進します

## 2-6 生物多様性

### 方針 1 多様な生物が共生できる環境の確保

#### (1) 多様な生物が共生できる環境の確保に関する状況

生物は、生態系というひとつの環の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。

動物や植物の呼吸に必要な酸素は、植物の光合成により生みだされ、雲の生成や雨を通じた水の循環、それに伴う気温・湿度の調節は、植物からの蒸発散や森林や湿原などによる水を蓄える働きが関係し、豊かな土壌は、生物の死骸や植物が分解されることにより形成され、森から窒素・リン等の栄養分が河川を通じて海までつながり、豊かな生態系を育んでいます。

市内にもある水田や畑等の農作物は、昆虫などの生存活動の中で受粉し、実を付けます。

すべての人は、生物多様性が、現在及び将来の「すべての生命が存立する基盤」を整えていることについて、認識しなければなりません。

市内には、JR青梅線以西に羽村草花丘陵、多摩川、玉川上水、羽用水、田園、崖線によるみどりが多く存在し、豊かな生物相を呈しています。

一方で、JR青梅線周辺の中央部から東側は、畑、崖線、工場等による緑地などがありますが、都市化とともに緑地は減少しており、これに比例して生物相も限定的なものとなっています。

今後は、良好な環境を確保していく中で、地域の特性にあった多様な生物が共生できる環境を確保し、生態系の多様性を確保していかなければなりません。

#### 多様な生物が共生できる環境の確保の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		31.9%	30.3%	28.3%

みどり率（樹林地・草地・農地・公園の緑被率に公共水面等のオープンスペースを加えたもの）について、現状の状況、多摩地域の状況を勘案し、年平均▲0.2%を基準とします

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市のすべての多様な主体は、自ら主体性をもって、環境に影響を与える全ての行動機会の中で、生物の多様性について配慮し、地域の特性にあった多様な生物が共生できる環境を確保することによって、生態系の多様性を確保していきます。

#### 各主体の主な環境行動

市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆事業者等や市と連携・協力して、生物多様性について配慮した行動を推進します</li> <li>☆自らの生活環境にあった、多様な生物が共生できる環境の確保に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市民等や市と連携・協力して、生物多様性に配慮した事業活動を推進します</li> <li>☆生態系への負荷の少ない事業活動に努めます</li> <li>☆ビオトープの観点を加えた事業所等の緑化に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市民等や事業者等の多様な主体と連携・協力して、生物多様性について配慮した行動・活動を推進します</li> <li>☆地域の特性にあった多様な生物が共生できる環境の確保に努めます</li> </ul>

## 方針 2 在来生物の保全

### (1) 在来生物の保全に関する状況

その地域の在来の生物は、地域特有の食べものなどに関係しており、羽村の農作物も、害虫やそれらを食べる鳥、受粉を助ける昆虫、土壌中の微生物などがつながりをもって恵みをもたらしてくれます。

また、在来生物は、地域の微生物と食材等による漬物や味噌などの食文化の様に、地域固有の財産ともいえる文化の根源にもなっており、地域にとって「有用な価値」や「豊かな文化の根源」という性質も有しています。

市内には、JR青梅線以西に羽村草花丘陵、多摩川、玉川上水、羽用水、田園、崖線が存在し、豊かな生物相を呈しており、羽村に古くから在来している生物も多く存在しています。

しかし、都市化や緑地の減少などにより、在来生物の種類も減少する可能性が高く、例えば、多摩川では、カワラノギクの絶滅の危険が増大しており、環境省・東京都とも絶滅危惧Ⅱ類（VU）に、また、カジカは環境省準絶滅危惧（NT）、東京都絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されています。

今後も、在来生物を保全し、種の多様性や遺伝子の多様性を確保する必要があります。



カジカ (準絶滅危惧)

多摩川羽村上流にて採捕したカジカ。調査における個体出現数は比較的安定しています。

環境省レッドリスト 準絶滅危惧(NT)  
東京都レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類(VU)

### 在来生物の保全の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
	54種 490個体	57種 1,706個体	57種	在来水生生物出現数

水生生物調査において出現した在来生物の種類について、現状維持を基準とします

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市のすべての多様な主体は、在来生物を守る観点をもって行動し、不適正な駆除や生態系の破壊をせず、在来生物を保全するとともに、生物資源の無駄のない有効利用と循環を推進します。

#### 各主体の主な環境行動

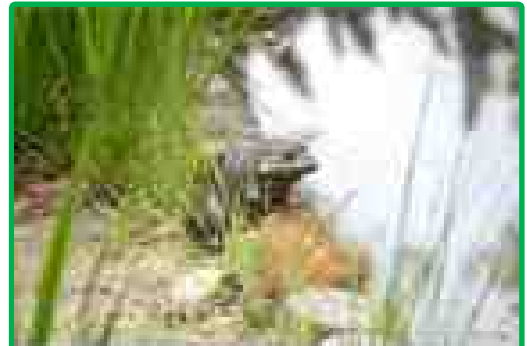
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆レッドリストに記載されている生物の把握に努めます</li> <li>☆在来生物と外来生物の違いを認識し、適正な在来生物の生息環境の確保に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市民等や市と連携・協力して、在来生物の保全活動を支援します</li> <li>☆生物資源の無駄のない有効利用と循環を推進します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆在来生物の生息状況の把握に努めます</li> <li>☆市民等や事業者等の多様な主体と連携・協力して、在来生物の保全を推進します</li> </ul>

## 方針 3 外来種対策

### (1) 外来種対策に関する状況

外来種とは、元来その地域に生息しない、他の地域から入ってきた生物のことをいい、牧草等として持ち込まれた四葉のクローバーのシロツメクサなど、身近にもたくさんあります。

外来種の中には、農作物、家畜やペットなどの生活に欠かせない生物もありますが、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物の多様性を脅かす侵略的外来種もあります。外来種が侵入すると、新たな生息場所で、捕食や葉を茂らせるなどの生活の場を確保する競争が生じますが、侵略的外来種は「捕食性・順応性・繁殖力」が高いことから、在来生物を駆逐し、生態系に大きな影響を与える可能性があります。このような侵略的外来種のうち、外来生物法によって特定外来生物に指定されているものは「許可されている場合を除き、輸入、飼育、栽培、保管、運搬、譲渡及び引渡（販売を含む）は禁止」、「野外へ放つ、植える及び蒔くことは禁止」とされています。



市内において生息が確認されている、特定外来生物のウシガエル。  
食用として人によって輸入されたもので、この飼料としてアメリカザリガニも輸入されました。  
ウシガエルは捕食性・環境への順応性・繁殖力とも高く、生息個体数を拡大させると危険です。

市内の状況を見てみますと、特定外来生物であるウシガエル、ガビチョウ、アライグマの出現が市民等からの連絡により確認されていますが、今のところ生態系への大きな悪影響は確認されていません。

外来種対策の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		3種	3種	3種
市内において確認されている特定外来生物及び侵略的外来種の種類について、現状維持を基準とします				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市のすべての多様な主体は、次に掲げる外来生物被害予防3原則を徹底するとともに、外来生物種等の把握、特定外来生物の防除に努めます。

- ① 生態系等への悪影響を及ぼすかもしれない外来生物はむやみに「日本に入れない」
- ② 国内で見つけた、飼っている外来生物は野外に出ないように「絶対に捨てない」
- ③ 野外で外来生物が繁殖してしまっているときは「これ以上拡げない」

各主体の主な環境行動	
市民等	☆身近に特定外来生物がいたときは、駆除するように努めます ☆外来生物被害予防3原則を徹底します
事業者等	☆事業所等の周囲の特定外来生物の駆除に努めます ☆外来生物被害予防3原則を徹底します
市	☆外来生物種等の把握に努めます ☆市民等や事業者等と連携・協力して、特定外来生物の防除に努めます

## 方針 4 市街地における生態系の確保

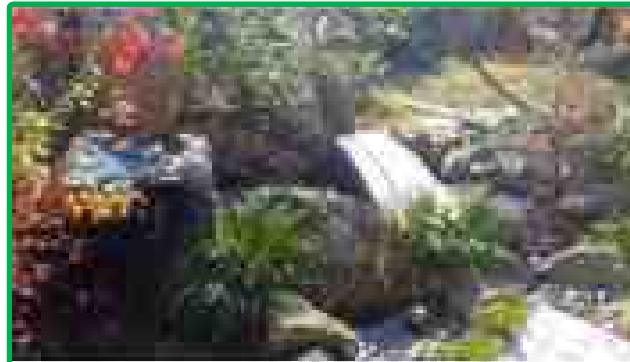
### (1) 市街地における生態系の確保に関する現状と課題

市内には、JR青梅線以西の旧街道沿いに屋敷林・寺社林などが带状に続き、畑や雑木林、公園などが点在し、みどりが保全されています。

一方で JR 青梅線周辺地域から東側は市街化が進行しており、市内の市街化区域は約 82.1%、このうち約 24.7%は工業系用途地域となっています。

市では、これまで宅地開発等指導要綱や生け垣等設置費助成制度などにより、市街化地域における緑化を推進してきました。

今後は、多様な生物が共生できる生態系という観点をもって、総合的に緑化を進めていくことが求められています。



水と庭木を中心とし、日本の伝統的美しさを備えた、鳥や虫の集まるビオトープ。  
 ビオトープとは、“生物の生息する空間”のことをいい、低木とプランターを用いたビオトープなど、生活環境に適したものから、水路・樹林・草地からなる大きなビオトープまで様々なものがあります。

市街地における生態系の確保の進捗				
管理指標	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
		5,988.48m <sup>2</sup>	26,861.93 m <sup>2</sup>	48,150.82 m <sup>2</sup>
達成度合いは、平成19年度以降の宅地開発等指導要綱及び緑化助成制度による緑化面積累計値について年平均3%を基準とします				

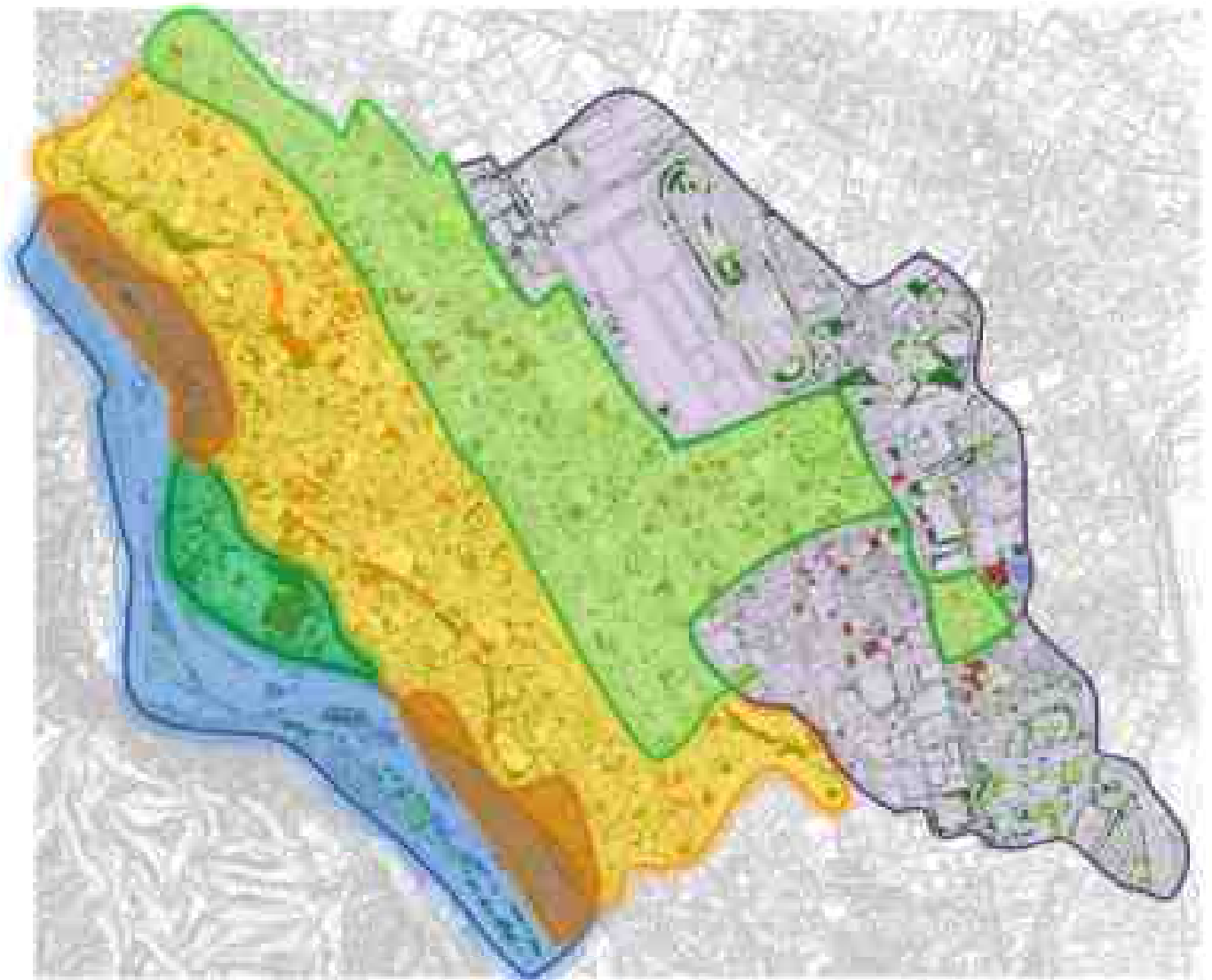
### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市のすべての多様な主体は、人と生物が共生できるという観点をもって、本計画を推進し、住宅等の建設や開発行為等の際は生態系を保全するとともに、緑化を中心としたビオトープの創出に努め、市街地における生態系を確保していきます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆事業者等・市と連携・協力して、市街地における生態系の確保に努めます ☆自らの生活環境に適したビオトープの創出に努めます
事業者等	☆市民等・市と連携・協力して、市街地における生態系の確保に努めます ☆建設・開発行為等の際には、ビオトープの観点をもった緑化を推進します
市	☆市民等・事業者等と連携・協力して、市街地における生態系の確保に努めます ☆市街地における生態系の確保に努めます



## 自然環境分野の“みどり”のエリアマップ



既存のみどりの保全エリア

歴史あるみどりの保全エリア

新たなみどりの創出エリア

新たなみどりの創出（緩衝緑地）エリア

田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）エリア

多摩川周辺の自然景観の保全エリア



## 既存のみどりの保全エリア

低層の住宅が多い市街地で、崖線・屋敷林・都市農地が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。  
このエリアでは、都市化の進行などによるみどりの減少が懸念されることから  
樹林・緑化の方針1『既存のみどりの保全』、田園の方針1『都市農地の保全』  
自然景観の方針2『崖線のみどりの保全』、生物多様性の方針2『在来生物の保全』  
を重点的に取り組み、豊かなみどりと生物相を保全し、持続的利用を推進します。

## 歴史あるみどりの保全エリア

低層の住宅が多い市街地で、屋敷林・都市農地に加え、寺社林、史跡、天然記念物等の文化財が存在し、これらと一体となった美しい自然環境が特徴のエリアです。  
このエリアでは、古樹の老化や都市化の進行などが懸念されることから  
樹林・緑化の方針2『歴史あるみどりの保全』、田園の方針1『都市農地の保全』  
生物多様性の方針2『在来生物の保全』  
を重点的に取り組んでいくものとします。

## 新たなみどりの創出エリア

低中層の住宅や商業施設が多い市街地で、公園、都市農地、樹林地、住宅や商業施設の緑によってみどりが支えられているエリアです。  
このエリアでは、都市化の進行が最も顕著で、みどり率が低いことから  
樹林・緑化の方針3『新たなみどりの創出』、田園の方針1『都市農地の保全』  
公園緑地の方針1『みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備』  
生物多様性の方針4『市街地における生態系の確保』  
を重点的に取り組んでいくものとします。

## 新たなみどりの創出（緩衝緑地）エリア

大規模な工場や事業場がある地域と、これに隣接する中小規模の工場・事業場と住宅、市街化調整区域からなる地域で、工場等の緑地、公園、都市農地、樹林地、住宅の緑によって、比較的まとまりのあるみどりが存在しているエリアです。  
このエリアでは、土地の用途が特殊であるものが多いことから、その特殊性に合わせ  
都市環境分野の生活環境の方針5『みどりによる災害対策』  
樹林・緑化の方針3『新たなみどりの創出』、田園の方針1『都市農地の保全』  
生物多様性の方針1『多様な生物が共生できる環境の確保』  
を重点的に取り組んでいくものとします。

## 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）エリア

低層の住宅と、崖線、田園、屋敷林が存在し、みどりと生物相が特に豊かなエリアです。  
このエリアでは、羽村の伝統的農の風景が唯一残り、特に生物相が豊かなことから、既存のみどりの保全エリアの取り組みに加えて  
田園の方針2『田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）』、生物多様性の方針3『外来種対策』  
を重点的に取り組んでいくものとし、羽村のみどりの核となる地域を守ります。

## 多摩川周辺の自然景観の保全エリア

低層の住宅、多摩川、玉川上水、河川敷の公園が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。  
このエリアは、羽村の自然景観の根幹となっていることから  
水環境の方針2『河川の保全』、自然景観の方針1『多摩川周辺の自然景観の保全』  
生物多様性の方針2『在来生物の保全』、生物多様性の方針3『外来種対策』  
を重点的に取り組んでいくものとします。

## 西多摩衛生組合環境センターの資源リサイクルシステム

西多摩衛生組合環境センターは、構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）の約29万人の住民から排出される、燃やせるごみを適正処理するための、一般廃棄物中間処理施設です。

西多摩衛生組合では、『環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場』を環境方針として掲げ、可燃ごみの処理だけでなく、いろいろな資源のリサイクルに取り組んでいます。

資源のリサイクルは、大きく分けて、焼却処理した後の物の再資源化と熱エネルギーの再利用になります。

焼却した後に残った金属類は、金属類として再資源化されていますが、焼却残渣（しょうきゃくざんさ、燃やした後に残る灰などのこと。）はエコセメントの原料として再資源化されています。エコセメントとは、私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのことで、日本工業規格（JIS）にも定められています。一般的なセメントの原料は、石灰石、粘土、けい石、鉄原料などが主なものですが、焼却残渣にはセメントに必要な成分である石灰石、粘土、けい石などが含まれており、代わりに原料として使用することで資源を有効に活用しています。

また、燃やせるごみを燃やした際に発生する熱エネルギーも、資源としてリサイクルしていますが、これをサーマルリサイクルといいます。西多摩衛生組合環境センターでは、焼却時の廃熱を利用して蒸気を発生させ、発電や空調などに用いたり、隣接する浴場・体育館施設のフレッシュランド西多摩へ余熱を供給しています。



# 第IV章

## 計画実現に向けた行動方針 3

～地球環境分野～

# 1 地球環境分野における環境情勢等の状況と体系

## (1) 地球環境分野における環境情勢

地球温暖化の問題は、人間の活動に伴って大気中の温室効果ガス濃度が増加することにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系や人類に深刻な影響を及ぼすものです。その予想される影響の大きさや深刻さから見て、生物の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つと言えます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、気候システムの温暖化について疑う余地がないこと、海洋の温暖化が気候システムに蓄えられたエネルギー変化の大部分を占めることのほか、氷河の縮小、陸上での高温頻度の増加、極端な降水の増加、海洋の酸性化などを示しています。

日本においては、1898～2007年までの平均気温が100年当たり1.10℃の上昇が見られるとともに、桜の開花日やカエデの紅葉日の変化などの生態系の分布変化の現れ、大雨の発生頻度の増加、農作物の生育不良、感染症のリスク地域の拡大などが指摘されています。

2011年度の日本の温室効果ガスの総排出量は、約137,000kt-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素換算値、単位はキトシオーツ）で、基準年度（原則1990年度）比で3.6%増加していますが、これに森林吸収量の見込み及び京都メカニズムクレジットの取得を加味すると、2008年度から2012年度（京都議定書第一約束期間）のうち、2011年度実績値までの4年間では、平均で基準年比9.2%減となり、京都議定書の目標を達成する水準となっています。

しかし一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故などの影響（以下、「東日本大震災等の影響」いいます。）により、平成25年11月には、国連気候変動枠組条約第19回締約国会議（COP19）に向けた温室効果ガス削減目標を、“2020年度において2005年度比で3.8%減”として公表しています。

市では、第四次羽村市長期総合計画や第1次計画などにより、早くから地球温暖化対策を推進してきましたが、平成23年3月、更なる地球温暖化対策の推進を目指して、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づき、第四次羽村市長期総合計画や第1次計画を補完し、市民・事業者・市等が協働して、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策の推進を図る、地球温暖化対策実行計画区域施策編「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地域推進計画」といいます。）を策定しました。

これらの計画を、市民等・事業者等・市の協働により推進し、省エネルギー化、再生可能エネルギーの普及、緑化、次世代型自動車の普及などの環境行動を実施してきました。

この結果、平成24年度までの状況では、温室効果ガスの削減目標水準を達成することができましたが、東日本大震災等の影響により、日本の地球温暖化対策とともに、市の地球温暖化対策にも大きな影響を受けています。



## (2) 地球環境分野の行動方針体系

### 地球温暖化対策

地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。

方針 1	地球温暖化対策の推進
------	------------

### エネルギー対策

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。

方針 1	枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化
------	------------------------

方針 2	再生可能エネルギーの利用拡大
------	----------------

### スマートライフ

スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。

方針 1	スマートグリッド形成の研究と整備
------	------------------

方針 2	スマート交通システムの研究と整備
------	------------------

方針 3	次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進
------	-----------------------

- \*枯渇性資源** … 自然のプロセスにより、人間などの利用速度以上には補給されない天然資源（石油・石炭・ガスなど）のことをいいます。これを利用して発生させるエネルギーの多くは燃焼させることによりエネルギーを抽出することから、燃焼によって生じる温室効果ガスと資源の枯渇という問題を持っています。なお、太陽や地球などの自然のプロセスの中で、人間などが利用する以上の速度で補充されるエネルギー（太陽光・風力・地熱など）を、再生可能エネルギーといっています。
- \*スマートライフ** … 本計画における造語で、「市民などの生活の質を向上しつつ、無理なく環境負荷が低減できる生活」を表します。省エネ行動など、人の行動によって環境負荷を削減するものは、別の項目において含まれています。
- \*スマートグリッド** … 本計画では、「地域特性を踏まえたうえで、従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発電等の分散型電源や消費者の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指すもの」とし、スマートメータなどを用いて、電気事業者から地域へのエネルギーといった従来のエネルギーの流れに加え、太陽光発電などによる“地域から電気事業者”、“地域から地域”といった高度なエネルギーの需要と供給を質・量とも安定的に行うことを、羽村に適した形で可能とするものをいいます。
- \*スマート交通システム** … 本計画では、「公共交通機関と個人の保有車両について、市民等の生活の質を向上しつつ、環境負荷低減を可能とする交通システム」のことを指し、次世代自動車を用いた公共交通機関と個人保有車両の拡大、情報通信技術（ICT）による高度道路交通システム（ITS）や多様な移動環境（車、電車、バス、自転車、歩行、カーシェアリングなど）の構築などによって、羽村にあった形で、環境負荷を低減しつつ効率的に移動できる環境のことをいいます。
- \*スマートメータ** … スマートメータとは、情報通信機能を備えた電力計のことをいいます。電力会社と需要側の間をつないで、電力使用量などのデータ通信や、需要先のエネルギーマネジメントシステムなどと連携・接続して制御するもので、スマートグリッドの中核を担います。

## 2 地球環境分野の行動方針

### 2-1 地球温暖化対策

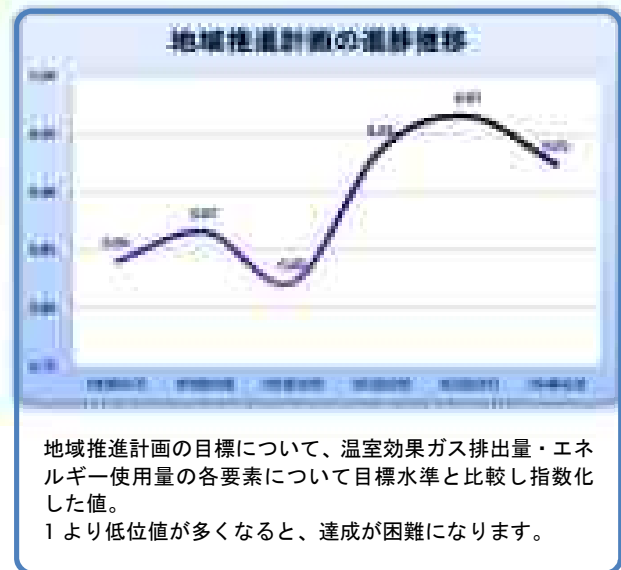
#### 方針 1 地球温暖化対策の推進

##### (1) 地球温暖化対策の推進に関する状況

地球温暖化対策の主たるものは、温室効果ガスの削減であり、温室効果ガスのうち“二酸化炭素”が95%程の割合を占めており、地球温暖化の最大要因とされています。なお、フロンや6フッ化硫黄などの少量でも地球温暖化に大きく影響を与える物質もあり、特に“オゾン層破壊物質”は、地球温暖化だけでなく極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる現象（オゾンホール）も引き起こすため、オゾン層保護のためにも、使用量を減らさなくてはなりません。

市内では、地球温暖化の影響による、生態系の分布の変化、大雨の発生頻度の増加、農作物の生育不良等の顕在化までには至っていませんが、影響がないとはいえない状況であり、対策が進まなければ、今後は顕在化する恐れもあります。

市では、市域からの温室効果ガスの排出量を削減するため、地域推進計画を策定し、対策を進めており、平成22年度以降は目標水準に近い値となっています。



地球温暖化対策の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		0.84	0.92	1.00
地域推進計画の進捗指数は、市域からの温室効果ガス排出量とエネルギー使用量について、目標年次である平成32年度の目標量 232kt-CO <sub>2</sub> （キトン単位の二酸化炭素換算量）と 3,002TJ（テラジュール、熱量換算量）を達成するために必要な各年度の2要素の目標量と実績の達成率を指数化したものです				

##### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協働し、かつ主体的に地域推進計画を推進していくとともに、国際・国内の社会情勢や環境情勢の情報を収集し、これに応じた柔軟な地球温暖化対策を推進していきます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆自ら地球温暖化の状況を学び、地域推進計画の取り組みを実践します
事業者等	☆地球温暖化の状況について従業員等へ啓発するとともに、地域推進計画の取り組みを実践します
市	☆地球温暖化の状況や対策等の普及啓発、市民等や事業者等と協働した地域推進計画の推進及び地球温暖化対策に関する情報収集を行います



## 2-2 エネルギー対策

### 方針1 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化

#### (1) 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化に関する状況

枯渇性資源を利用したエネルギー（以下「枯渇性エネルギー」といいます。）とは、自然のプロセスにより、人間などの利用速度以上には補給されない天然資源（石油・石炭・ガスなど）を利用して発生させるエネルギーのことをいい、多くは燃焼などによりエネルギーを抽出することから、その結果生じる温室効果ガスの発生と資源の枯渇という問題を併せ持っています。

市内における枯渇性エネルギーの利用状況は、使用量順に電力（火力）、都市ガス、ガソリン、液化石油ガス(LPG)、軽油、A重油、灯油、C重油、液化天然ガス(LNG)、石炭コークス、オイルコークスとなっており、その使用量は平成19年度において4,277.65TJ（テラジュール、熱量換算）となっています。

市では、第四次羽村市長期総合計画や第1次計画などにより、枯渇性エネルギーの使用の合理化、いわゆる省エネ化を、市民等や事業者等と協働して推進してきました。

その結果、枯渇性エネルギーの使用量は平成24年度において3,788.68TJで、19年度より平均8.47%の削減をすることができています。



#### 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考 市域の枯渇性エネルギー使用量（熱量換算値）
	4,277.65TJ	3,788.68TJ	3,002.00TJ	

達成度合いは、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による羽村市内のエネルギー消費量を熱量換算したものについて、地域推進計画の達成に必要な3,002TJとします

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協働して、一層の省エネ行動を実践するとともに、積極的な省エネ化を図る投資を行い、市域の枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化を推進します。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆省エネの実践行動を推進します ☆省エネ化のための積極的投資に努めます
事業者等	☆従業員とともに省エネの実践行動を推進します ☆事業所等の省エネ化のための積極的投資に努めます
市	☆省エネ行動と省エネ化について、多様な形で支援を行います ☆市域の枯渇性エネルギー使用量を把握し、普及啓発します

## 方針 2 再生可能エネルギーの利用拡大

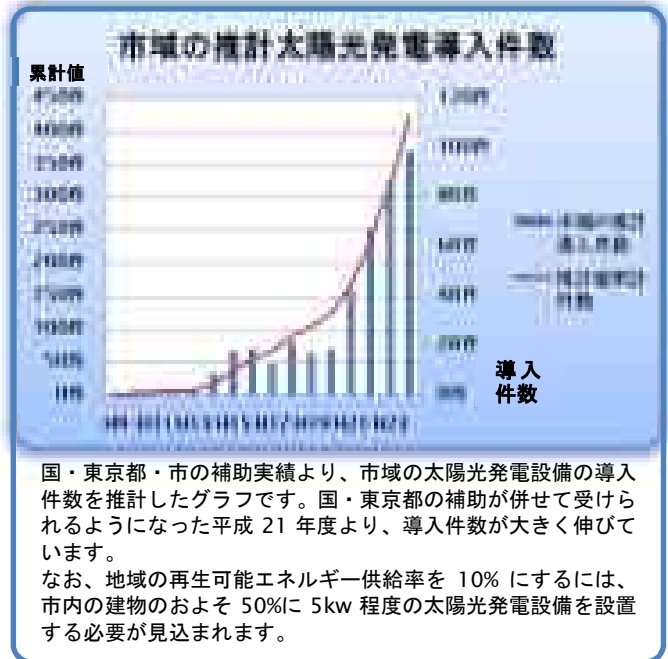
### (1) 再生可能エネルギーの利用拡大に関する状況

再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）とは、太陽や地球などの自然のプロセスの中で、人間などが利用する以上の速度で補充されるエネルギーのことで、太陽光、太陽熱、風力、波力、潮力、流水、地熱、バイオマスなどがあります。これらは、自然のプロセスの中から生じているため、地球上の二酸化炭素を増やすことがなく、枯渇性エネルギーのような有限的性質もないため、地球環境への負荷を低減することが可能な資源です。

市内における、再エネの利用としては、太陽光発電、太陽熱給湯、小型風力発電などがありますが、その大多数が太陽光の利用です。

市では、第四次羽村市長期総合計画や第1次計画などにより、再エネの普及・拡大を推進してきましたが、特に市内において補充ポテンシャルの高い太陽のエネルギーに着目し、これを利用した設備への助成制度を進めてきました。

国、東京都および市による太陽光発電システムへの助成状況から、現在の市域の太陽光発電による発電量は推計 1,700 から 2,000Mwh、市域の推計総電力使用量のうち 0.36%から 0.42%程度の割合と考えられます。



### 再生可能エネルギー利用拡大の進捗

管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
		106 件	421 件	1,000 件

達成度合いは、市域にて再生可能エネルギー利用設備を設置している件数（国・東京都・市による市民・事業者の助成等対象件数）について、現在の助成制度の状況から 1,000 件を基準とします

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協働し、かつ主体的に一層の再生可能エネルギーの利用と普及を推進するとともに、再生可能エネルギー供給設備への積極的な投資を行い、市域の再生可能エネルギーの需要と供給の拡大を推進します。

また、未利用の再生可能エネルギーについては、地域特性を踏まえた利用のための研究を進めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆再エネの利用と再エネ供給設備への積極的投資に努めます
事業者等	☆事業所等への積極的な再エネ供給設備導入と再エネの購入に努めます
市	☆再エネ拡大について、多様な形での支援と普及促進を図ります

## 2-3 スマートライフ

### 方針1 スマートグリッド形成の研究と整備

#### (1) スマートグリッド形成に向けた研究と整備に関する状況

本計画におけるスマートグリッドとは、「地域特性を踏まえたうえで、従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発電等の分散型電源や消費者の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指すもの」とします。

例えば、電気事業者から地域へのエネルギーといった従来のエネルギーの流れに加え、太陽光発電などによる“地域から電気事業者”、“地域から地域”といった高度なエネルギーの需要と供給を質・量とも安定的に行うことを可能とするもので、環境に配慮した次世代型のまちづくりの基盤にもなるものです。

市民等の生活の質を向上しつつ、これを達成するためには、市域の再生可能エネルギーの利用（消費）の促進が鍵となりますが、市域の再生可能エネルギーを市域で有効に利用（分散型電源）するためには、スマートグリッドの形成が欠かせず、都市化が進んだ地域の特性を考慮した場合、ゼロベースからのスマートグリッドの形成は困難な状況であると考えられます。

スマートグリッド形成の研究と整備の進捗				
管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
		—	0%	50%
達成度合いは、スマートメータ世帯普及率について、電気事業者の普及計画から普及率50%を基準とします				

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協力しあって、地域の特性にあったスマートグリッド形成に向けた研究を行うとともに、各主体が主体的にスマートメータやホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）などのスマートグリッドの基礎となるシステムの導入を推進し、地域の特性にあったスマートグリッドの整備に努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市等のスマートグリッド形成の研究に協力します</li> <li>☆スマートメータ・HEMS（MEMS）の導入に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市民等・市と連携したスマートグリッド形成に向けた研究に努めます</li> <li>☆スマートメータ・BEMS・FEMSの普及と導入に努めます</li> <li>☆市等と連携してCEMSの導入を検討します</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市民等・事業者等と連携して、スマートグリッド形成に向けた研究を推進します</li> <li>☆スマートグリッド形成のため、多様な形での支援を推進します</li> <li>☆電気事業者等と連携してスマートメータ・CEMSの導入について検討します</li> </ul>

(\*) スマートメーターは情報通信機能を備えた電力計、エネルギーマネジメントシステムはエネルギー需要側における電力使用量の“見える化”や“制御”など、施設・設備のエネルギーを管理するシステムのことをいい、双方が連携・接続して、電気事業者等と消費者の間をつなぎ、エネルギー制御等をするもので、スマートグリッドの中核を担います。  
 家庭用：HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）、マンション用：MEMS（マンションエネルギーマネジメントシステム）、ビル・施設用：BEMS（ビルディングエネルギーマネジメントシステム）、工場用 FEMS（ファクトリーエネルギーマネジメントシステム）、地域管理用：CEMS（クラスターエネルギーマネジメントシステム）

## 方針 2 スマート交通システムの研究と整備

### (1) スマート交通システムの研究と整備に関する状況

本計画におけるスマート交通システムは、「公共交通機関と個人の保有車両について、市民等の生活の質を向上しつつ、環境負荷低減を可能とする交通システム」のことを指し、次世代自動車を用いた公共交通機関と個人保有車両の拡大、情報通信技術（ICT）による高度道路交通システム（ITS）や多様な移動環境（車、電車、バス、自転車、歩行、カーシェアリングなど）の構築などによって、地域に適した形で、環境負荷を低減しつつ効率的に移動できる環境を実現するものです。

市内には、公共交通機関として電車、バス、乗合タクシーがあり、保有車両は33,790台（23年度末登録台数、二輪車含む）となっています。

主な市内の環境に配慮した公共交通機関としては、電車、電気バス、ハイブリッドバス、タクシー、個人が保有する次世代自動車では電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッドトラック・ハイブリッド自動車（HV）、天然ガス自動車（NGV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）があります。

市では、コミュニティバスはむらんを運行していますが、このはむらんにはEVを採用した車両もあり、スマート交通システムの構築へ向けて運行を開始しています。

また、次世代自動車の一つであるEV、PHVの普及拡大に向けて、現在、電気バスはむらん用の急速充電器を個人保有車両とシェアリングする実証試験を行っており、今後は急速充電器に蓄電池設備と太陽光発電システムを組み合わせ、再生可能エネルギーを直接急速充電器より給電し、完全にゼロエミッション化を図るとともに、カーシェアリングを行う計画についても検討しています。



再生可能エネルギーのみで運行するEVのプロジェクトイメージ  
停電や燃料供給が不足した場合でも太陽光発電からの給電でEVは動くなど、多様なメリットがあります。

### スマート交通システムの研究と整備の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
	124,466人	152,768人	168,044人	はむらん利用者数

達成度合いは、はむらんの利用者数について年平均1%を基準とします

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協力しあって、スマート交通システムを推進するための研究を行うとともに、各主体が積極的投資を行い、スマート交通システムの整備に努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆次世代自動車の導入とスマート交通システムの利用に努めます
事業者等	☆次世代自動車の導入と環境負荷を低減する交通・輸送への代替え（モーダルシフト）に努めます
市	☆車や自転車のシェアリングなど、羽村に適した多様な移動環境を検討し、導入に努めるとともに、電気バスはむらんのスマート交通システム化をすすめます

## 方針 3 次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進

### (1) 次世代自動車とエネルギー供給インフラの整備に関する状況

次世代自動車は、環境に配慮した地球にやさしい自動車であり、スマート交通システムの中核を担うものです。

しかし、次世代自動車は、従来の自動車と異なり、駆動方式（原動機）や駆動させるためのエネルギーが新しいものが多く、全国的にエネルギー供給インフラ整備が待たれています。

市内における、新しい駆動方式の次世代自動車には、EV、PHV、HV、NGV、CDVがあります。水素燃料電池自動車（FCV）は平成27年度に実用販売が開始される予定とされており、現在市内では実用されていません。

次世代自動車のエネルギー供給インフラについては、市内で一般的に利用可能なEV用急速充電器、NGV用ガス供給スタンド、FCV用水素供給スタンドは平成24年度末現在ありません。わずかに隣接地域の福生市内にEV用急速充電器1カ所、青梅市内にNGV用ガス供給スタンド1カ所であり、従来のガソリンスタンドに比べかなり少ない状況です。



電気バスはむらん用に市役所駐車場に設置した蓄電池搭載型急速充電器 RAPIDAS（ラピダス）。蓄電池を搭載しているため、低圧電力での給電が可能。また災害時にも蓄電池として稼働することが可能であるなど、多様なメリットがあります。

### 次世代自動車とエネルギー供給インフラの整備の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
	—	0カ所	4カ所	次世代自動車用エネルギー供給インフラ箇所数
達成度合いは、市域の一般開放型の次世代自動車用エネルギー供給インフラ4カ所を基準とします（24年度値は東京都充電スタンドマップのものです）				

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が積極的な次世代自動車の利用と投資に努めるとともに、各主体が協力して次世代自動車用エネルギー供給インフラの整備に努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆次世代自動車の利用に努めます ☆次世代自動車導入などの投資に努めます
事業者等	☆次世代自動車の利用と導入を推進します ☆次世代自動車用エネルギー供給インフラへの投資に努めます
市	☆次世代自動車の利用と導入を推進するとともに、多様な形での支援を行います ☆市民等・事業者等・国・東京都等と連携・協力して、次世代自動車用エネルギー供給インフラ整備を推進します



次世代都市交通 電気バスはむらん

有料定期運行路線バスとして市内を走る「電気バスはむらん」。

150kw のモータと 30kwh の蓄電池を装備し、最高速度は 60km/h、NO<sub>x</sub> などの有害な排気ガス、地球温暖化の主要因である CO<sub>2</sub> の排出が非常に少ない超低公害車です。

第五次羽村市長期総合計画実施計画（平成 26 年 2 月）では、平成 27 年度に市役所庁舎への太陽光発電設備設置についての計画事業があります。

この計画事業による太陽光発電を電気バスはむらんに直接給電し、完全にゼロエミッション化した交通システムを構築することも計画しています。

（オールゼロエミッションモビリティシステムプロジェクト=AZEMS/エイゼムス）

【諸元データ】

全長 6990mm 全幅 2080mm 全高 3100mm 重量 5700kg

乗車定員 31 名

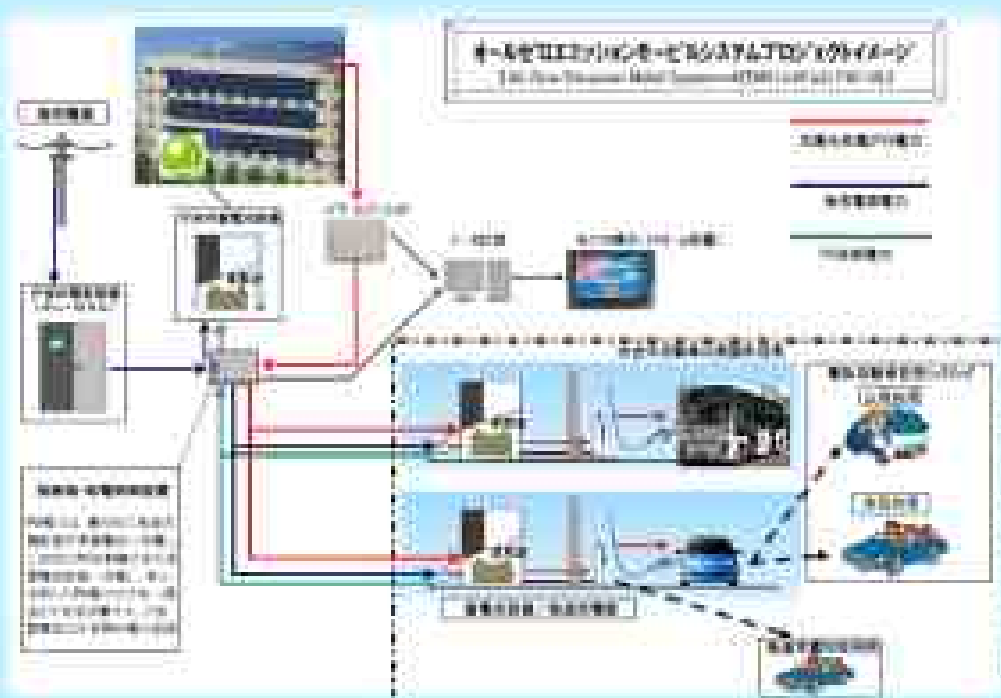
永久磁石同期型モータ 150kw リチウムイオン電池 30kwh

消費電力 0.7kwh/km

CO<sub>2</sub> 発生量 約 60%低減(\*)

NO<sub>x</sub> 発生量 約 90%低減(\*)

\*対ディーゼルバス比





# 第IV章

## 計画実現に向けた行動方針 4

～環境情報分野～

# 1 環境情報分野における環境情勢等の状況と体系

## (1) 環境情報分野における環境情勢

環境問題は、都市環境分野にあるような身近な生活に関する問題から、今や、地球環境分野にあるような、地球規模での生物全体の問題として認識し、行動しなければ改善されないような状況となっており、環境問題に興味がある人だけが環境に配慮した行動をするのではなく、市民等・事業者等・市のすべての主体が、通常の日常生活や事業活動の中などすべての行動において、環境に配慮した行動を実践しなければならない状況となっています。

このような環境問題を改善していくには、都市環境分野、自然環境分野、地球環境分野の各項目にある環境に配慮した行動について、「すべての人がつながり、環境について自ら考え、ともに学び、ともに助け合い、絆をもって取り組んでいく」視点がなくてはなりません。

これらのことから、環境情報分野では、環境について学び、活動し、人材を育成し、情報を発信していきます。

近年、情報通信技術(ICT : Information and Communication Technology)の発達とともに、高度情報通信ネットワークが形成され、情報の伝達速度は格段に向上し、情報は高い拡散性を有することとなりました。

また、高度情報通信ネットワークは、ICTの発達に伴い、社会経済と結びつきコストダウン化され、行政事務の電子化、インターネットを利用した教育(e-ラーニング)、電子商取引(e-コマース)などの様々な分野で多種多様に活用され、市民生活にも爆発的に普及しました。

これによって、従来の本、冊子などの紙媒体やラジオやテレビといった電波を媒介とするものではなかったような双方向の情報の通信により、国内のみならず国外の情報についても、自らが必要とする情報を取捨選択し、かつ即座に入手することができるようになりました。

情報通信技術や高度情報通信ネットワークは、現代の環境問題の改善と環境に配慮した行動について、市民等の生活の質を向上させつつ、これらを推進していくことができる強力なツールとなりえます。

しかしながら、情報通信技術や高度情報通信ネットワークは、利便性・容易性・拡散性をもっていることから、正確ではない情報、誤った情報も存在することや、また、ICTの普及の遅れや関わりの濃淡によりICT格差が生じ、情報格差を拡大させているという問題点もあります。

市では、これらのことから、テレビはむら(電波媒体)、広報はむら(紙媒体)、インターネットホームページ・電子メール(高度情報通信ネットワーク)、町内会自治会回覧板(紙媒体)など内容、相手によつての多様な媒体を活用し、さまざまな情報発信を行っています。



## (2) 環境情報分野の行動方針体系

### 環 境 学 習

誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。

方針 1	多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進
------	-----------------------

### 環 境 活 動

誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。

方針 1	多様な主体と協働した環境活動の推進
------	-------------------

方針 2	体験型環境活動の推進
------	------------

### 人 材 育 成

環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。

方針 1	地域環境リーダーの育成
------	-------------

### 情 報 発 信

環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。

方針 1	環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進
------	--------------------------

## 2 環境情報分野の行動方針

### 2-1 環境学習

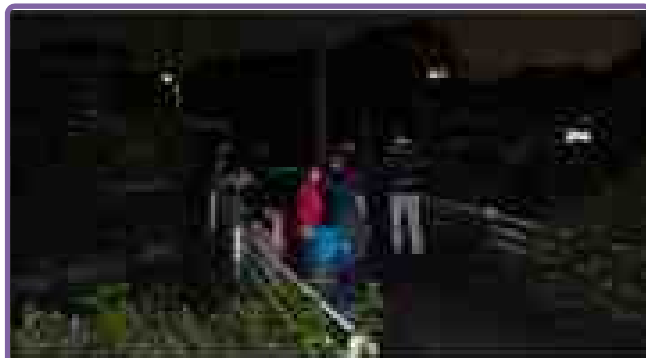
#### 方針1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進

##### (1) 多様な主体と連携してすすめる環境学習に関する状況

市内では、環境問題を改善するために、環境学習を行う市民等や事業者等が増えることにより、地域や多様な主体と連携した環境学習機会創出のニーズが増えています。

市では、生涯学習センターゆとろぎや図書館などの生涯学習関連施設を中心に、市民等や事業者等があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、学習・文化・歴史などの活動ができるよう必要な環境の整備を図るとともに、市民等や事業者等の多様な学習ニーズを踏まえ、これらに適切に対応するために必要な学習の機会の提供、情報の提供等を行い、生涯学習の推進を図ってきました。

小中学校における環境学習、市民団体と連携したみどりの環境教室やホテル観察会、NPO法人等と連携したリユース事業の運営、大学と連携した環境フェスティバル、企業と連携した環境講演会など、多様な主体と連携して環境学習を推進しています。



毎年6月中旬から7月上旬に行っているホテル観察会  
市民団体との協働により、ホテルの生態などの学習と観察を行っています

#### 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
	4	6	8	

多様な主体と連携して行っている環境学習関連の事業数  
(24年度 ホテル観察会、水辺観察会、緑の環境教室、環境フェスティバル（環境講演会を含む）、その他環境学習事業（出前講座など）)

##### (2) 環境行動指針

地域・市民・学校・団体・企業などの多様な主体は連携し、あらゆる機会を通じて環境・みどり・生物多様性などの環境学習を推進します。

#### 各主体の主な環境行動

市民等	☆事業者等や市との協働により、多様な主体と連携した環境学習を推進します ☆環境学習機会へ積極的に参加するよう努めます
事業者等	☆市民等や市との協働により、多様な主体と連携した環境学習を推進します ☆従業員の環境学習機会への積極的な参加を推進します
市	☆市民等や事業者等と協働して、多様な主体と連携した環境学習を推進します ☆職員等の環境学習機会への積極的な参加を推進します

## 2-2 環境活動

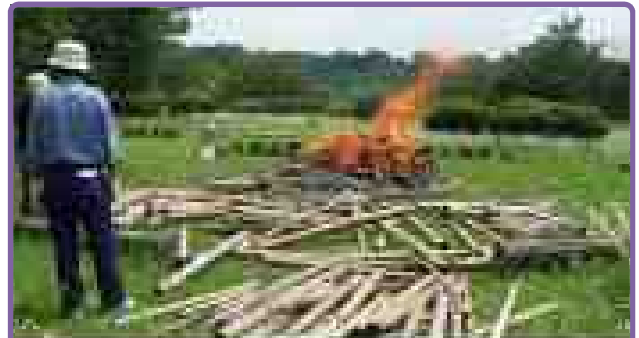
### 方針 1 多様な主体と協働した環境活動の推進

#### (1) 多様な主体と協働した環境活動の推進に関する状況

市では、これまで、花いっぱい運動や町内会・自治会による環境美化活動など、多様な主体と協働した環境活動を推進してきました。

また、平成 24 年 5 月には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 26 条に基づき、市内の地球温暖化対策地域協議会として「エコネットはむら」が設立され、竹炭による炭素固定活動、先進的環境活動団体とのディスカッション、羽村市環境フェスティバルの運営における協働など、環境問題全般について、幅広い活動を行っています。

平成 24 年度から開催している羽村市環境フェスティバルでは、市民・事業者・団体・小中学校・大学などの多様な主体と連携し、企画から運営までを協働することによって、環境活動を行う機会とするとともに、来場者には環境問題に関する啓発、各主体の活動成果の展示など、市内の環境活動について学べる場にもなっています。



エコネットはむらで行った、竹林整備などで不要となった枯れた竹を燃やして炭素固定する“竹炭”（消炭）づくりの様子、竹炭は土壌改良剤などとして活用しています  
（竹炭づくりは、社会教育活動・竹林保全活動事由により例外として認められている焼却行為です）

#### 多様な主体と連携した環境活動の推進の進捗

管理指標	19 年度値	現状（24 年度値）	計画の達成度合い	備考
		3	6	9

事業に関連のある環境活動団体の数  
（24 年度 螢研究会、稲荷緑地の会、羽村みどり東京計画実行委員会、エコネットはむら、環境フェスティバル運営委員会、美原里山保存会）

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協働して、環境活動の機会を創出するとともに、主体的に環境活動に参加することによって、一層の環境活動の活性化を図ります。

また、多様な主体と協働した環境・みどり・生物多様性に資する環境活動を推進します。

#### 各主体の主な環境行動

市民等	☆環境活動に積極的に参加します ☆環境活動を支援します
事業者等	☆事業所等の環境活動について検討します ☆環境活動について、多様な形で支援します
市	☆市民等や事業者等と協働して、環境活動を推進します ☆職員等の環境活動への積極的な参加に努めます

## 方針 2 体験型環境活動の推進

### (1) 体験型環境活動の推進に関する状況

体験型の環境活動とは、参加者が自ら様々な環境や生物に触れ、学び、感じる“体験”によって、環境の大切さ、自然の大きさ、生物とのつながりなどを体と心で認識することができる重要な機会です。

市では、これまで、洋上セミナーなどの青少年教育などを通じて、自然環境などと直接触れ合う体験型の学習を行ってきました。

また、参加者が自ら採捕した多摩川の水生生物の生息状況等（生物相）から学ぶ水辺観察会や、東京島嶼部・臨海部・地域の環境や生物相を比較しながら、地域の相違により環境や生物の多様性があることを学ぶ環境教室など、幅広い体験型環境活動を行ってきました。



毎年、夏休みに市内を流れる多摩川で行っている水辺観察会の様子  
自分達で採捕した水生生物を調べたり、水質判定・生態系などを学びます

### 体験型環境活動の推進の進捗

管理指標	19年度値	現状（24年度値）	計画の達成度合い	備考
	4	5	7	

環境学習要素をもつ体験型の環境活動に関連する事業数  
(24年度 ホタル観察会、水辺観察会、緑の環境教室、崖線ウォークラリー、環境フェスティバル)

### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が、連携・協力し、相互に支援することによって、体験型の環境活動機会を創出するとともに、各主体が体験型環境活動への積極的な参加を推進し、より一層の環境・みどり・生物多様性に資する体験型環境活動の推進を図ります。

#### 各主体の主な環境行動

市民等	☆事業者等や市と協力し、相互支援によって体験型環境活動を推進します ☆積極的に体験型環境活動に参加するよう努めます
事業者等	☆体験型環境活動の推進と、多様な形での支援に努めます ☆積極的な従業員等の体験型環境活動への参加を推進します
市	☆市民等や事業者等と連携・協力して、体験型環境活動を推進します ☆体験型環境活動機会を創出します



## 2-3 人材育成

### 方針 1 地域環境リーダーの育成

#### (1) 地域環境リーダーの育成に関する状況

地域環境リーダーとは、環境問題の改善に際して、地域のリーダーとなる人材や環境学習、環境活動の際に中心的に活動することができる人材のことを指します。

市では、地域や多様な主体と協働した環境学習や環境活動を推進していますが、一度の参加で終わらないように、これらの参加者等について、環境学習や活動事業に企画・運営する機会を設け、継続して環境に関する事業に携わり、環境活動等のリーダーとなる人材の育成に努めてきました。

これらの地域環境リーダー育成に関わった参加者は、これまで培った知識や体験を生かして、ボランティア活動や企業活動などに携わる方、市の事業に継続して協働する方など、多岐に渡って活躍しています。



平成 23 年度実施の環境教室の様子。島嶼部と地域の環境や生物の異なりを、子どもの視点からまとめました。企画・運営、体験期間中の子ども達の引率や意見のまとめなどリーダーとしての様々な役割を大学生や社会人が体験しました。

地域環境リーダーの育成の進捗				
管理指標	19 年度値	現状 (24 年度値)	計画の達成度合い	備考
	3 人	18 人	50 人	
地域環境リーダー育成に関連する事業に携わったリーダー等参加者数の累計 (24 年度関連事業 八丈島環境教室、みどり東京計画実行委員会、環境フェスティバル実行委員会など)				

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が、連携・協力し、相互に支援することによって、地域環境リーダー育成の機会を創出するとともに、各主体が主体的に地域環境リーダーの育成に努め、様々な場所や機会において、環境・みどり・生物多様性に関する問題、学習、活動のリーダーとなる人材の育成を図ります。

各主体の主な環境行動	
市民等	☆事業者等や市と協働して、地域環境リーダーの育成を推進します ☆積極的に地域環境リーダー育成機会への参加に努めます
事業者等	☆市民等や市と協働し、相互に支援しあって、地域環境リーダーの育成機会を創出します ☆従業員の積極的な地域環境リーダー育成機会への参加を推進します
市	☆市民等・事業者等と協働して地域環境リーダーの育成機会を創出します ☆職員等の積極的参加を推進します

## 2-4 情報発信

### 方針1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

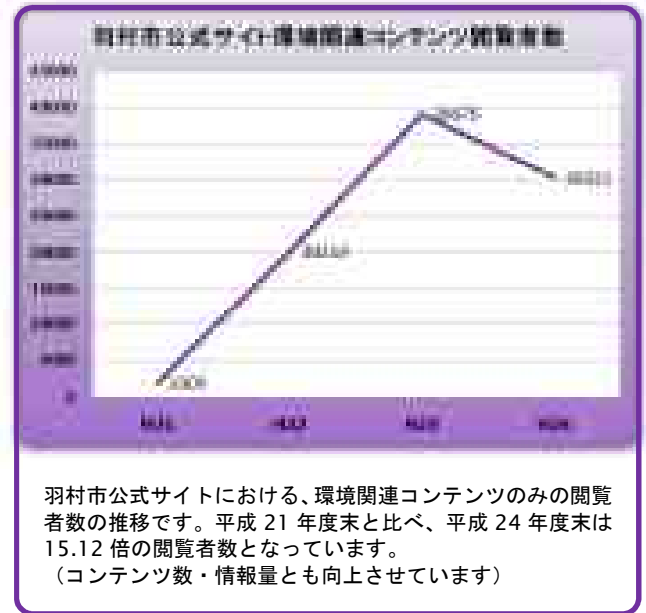
#### (1) 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進に関する状況

環境問題や環境の保全に資する学習・活動などを、市民・事業者・市等が協働して推進するためには、相互に環境に関する情報を共有化する必要があります。

しかし、高度情報通信ネットワークや情報通信技術の進展に伴い、正しいとはいえない情報も多く存在するようになってきました。

市では、広報はむらなどの紙媒体の情報発信に加え、テレビはむら、羽村市公式サイト、電子メールの配信、報道機関への情報提供などの多様な手段により情報の正確さと充実を図ってきました。

近年では、羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツの閲覧者数が飛躍的に向上していて、高度情報通信ネットワークや情報通信技術の進展により、環境関連情報の取得に高度情報通信ネットワークを選択する人が増えていることが伺える状況となっています。



環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進				
管理指標	19年度値	現状(24年度値)	計画の達成度合い	備考
		—	30,321件	36,385件
達成度合いは、羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツ数を充実し閲覧者数の増加を図り、年平均2%を基準とします				

#### (2) 環境行動指針

市民等・事業者等・市が協働し、かつ主体的に、環境・みどり・生物多様性に資する環境情報について、相互に環境情報を発信・共有し、より一層の環境情報の充実に努めます。

各主体の主な環境行動	
市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆自らが得た環境情報を積極的に、正しく発信します</li> <li>☆環境情報の共有化、正確な情報の取得に努めます</li> </ul>
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆主体的かつ積極的に事業活動等の環境情報を発信します</li> <li>☆市民等や市と環境情報の共有化に努めます</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆市民等や事業者等と連携して、環境情報の発信の充実化を図ります</li> <li>☆環境情報の共有化、正確な情報の発信と普及を推進します</li> </ul>

# 第V章

## 推進体制と進行管理

# 1. 推進体制と進行管理

## (1) 推進体制

本計画を推進していくためには、市だけでなく、市民等、事業者等など多様な主体とのパートナーシップによって推進していくことが重要です。

そのため、市では、公募市民や知識経験者、事業者等で構成する「羽村市環境審議会」を中心に、広く市民等及び事業者等の声を施策に反映させるとともに、市民等及び事業者等との協働により、より効果的な事業を実施していきます。

また、全庁的・横断的に環境の視点から施策や事業を実施し、本計画等を推進する組織体制として、「羽村市地球温暖化対策等推進委員会」を設置しており、本計画の進行管理及び点検・評価を実施します。

### ◆羽村市環境審議会

羽村市環境基本条例第21条に基づき設置された「羽村市環境審議会」（以下「審議会」といいます。）は、市長の附属機関であり、「羽村市環境審議会規則」に定められた市民公募委員、知識経験者、事業者の代表、環境保全等に関する行政機関の職員によって構成されています。

審議会では、環境基本計画に関すること、環境の保全等の施策に関すること、環境の保全等に関する基本的事項などについて調査及び審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができます。



■環境審議会の様子（平成26年1月）

### ◆羽村市地球温暖化対策等推進委員会

「羽村市地球温暖化対策等推進委員会」（以下「温対委員会」といいます。）は、副市長を委員長、教育長を副委員長、各部長が委員となり構成された組織で、本計画は温対委員会において計画の推進・点検及び評価を行い、市長に報告します。

この温対委員会は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」の規定に基づき指定された、特定事業者としてのエネルギー使用の合理化のため講ずべき措置及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置並びに市の環境マネジメントシステムである「エコクリはむら」を統合した計画である、「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」を推進・点検するための庁内組織でもあります。



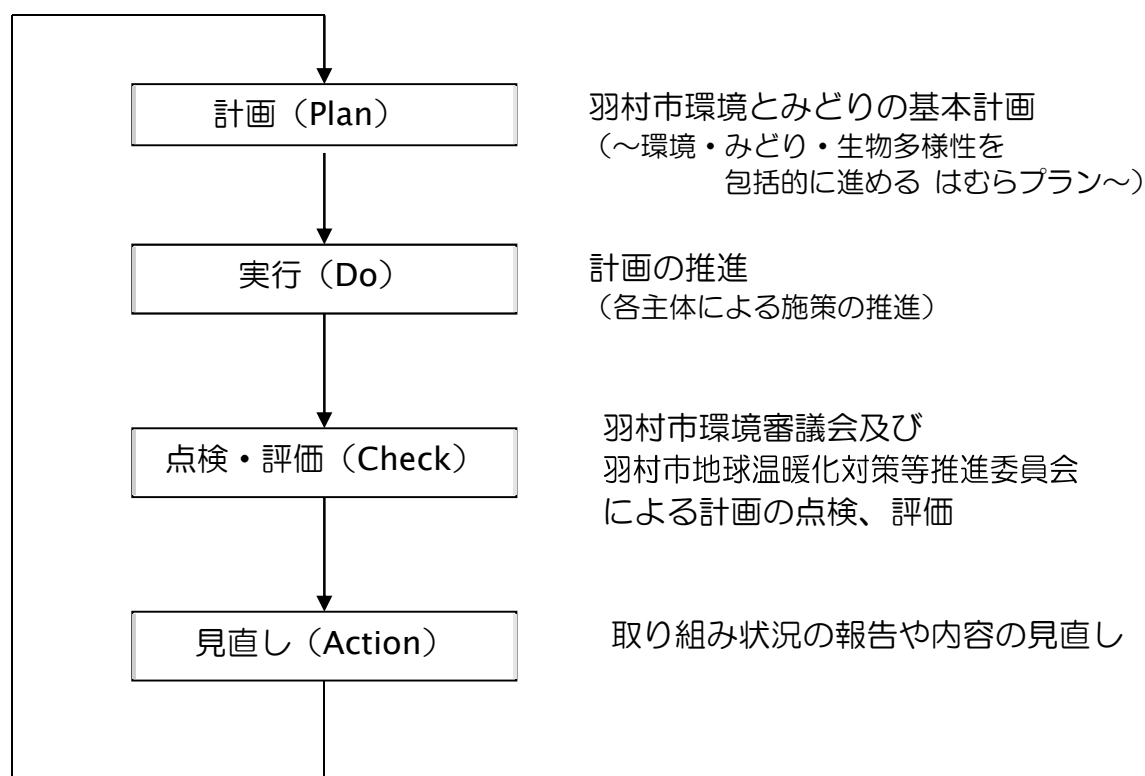
■市民・事業者等との協働により実施する  
第3回環境フェスティバル実行委員会の様子  
（平成26年1月）

環境フェスティバルについては、8頁のコラム参照

## (2) 進行管理

本計画の実効性を確保するために、施策の進捗状況の把握は、PDCA サイクルにより、毎年度、進行管理を実施します。

また、必要に応じて、管理指標などについても、見直しを行っていきます。



## (3) 環境報告書による結果の公表

市民等・事業者等が環境の現況に対する理解と認識を深め、自主的かつ積極的な環境の保全とよりよい環境の創造の取り組みがより促進されるよう、環境の状況や計画に基づく施策の実施状況等を、羽村市環境基本条例第 13 条の規定に基づき「羽村市環境報告書」として毎年作成し、公表します。

## 2 国・東京都・その他自治体との連携

### (1) 関係機関との連携

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物問題、エネルギー、生物多様性、地球温暖化など、現在の環境問題は羽村市単独で解決できるものは少なく、より広域的な視点に立つての対策が必要です。

そのため、国・東京都・その他自治体と協力して問題を解決していくことは、市の環境を守るうえできわめて重要です。

この計画の実効性を確保し、目標を達成するため、国・東京都・その他自治体との連携に努めます。

#### ◆情報の共有

大気や水質のモニタリングデータなど環境に関する情報交換を行い、情報の共有化に努めます。

#### ◆広域的連携

東京都市環境・公害事務連絡協議会や多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会など、既存の協議会を利用し、環境に関する共通の課題を協議していきます。

# 資料編

## 「環境とみどりの基本計画」策定経過

### 1 羽村市環境審議会の構成、検討内容

#### ●羽村市環境審議会委員名簿

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	福嶋 司	知識経験者	東京農工大学名誉教授
副委員長	大崎 玄	公募市民	
委員	大宮 妃路子	公募市民	
委員	岡 誠	公募市民	
委員	谷口 宏乃	公募市民	
委員	船木 信雄	公募市民	
委員	大塚 秀則	事業者代表	カシオ計算機株式会社
委員	藤井 孝之	事業者代表	株式会社ジェイテクト
委員	北浦 勝平	知識経験者	元都立高等学校教諭
委員	丹野 紀子	関係行政機関	東京都環境局多摩環境事務所環境改善課長

#### ●羽村市環境審議会検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）羽村市環境とみどりの基本計画について</li> <li>・これまでの経緯と今後の進め方について</li> <li>・基本計画第 1 章～第 3 章について</li> </ul>
平成 25 年 12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）羽村市環境とみどりの基本計画について</li> <li>・基本計画第 1 章～第 3 章の修正点について</li> <li>・基本計画第 4 章都市環境分野について</li> <li>・基本計画第 4 章自然環境分野について</li> </ul>
平成 26 年 1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）羽村市環境とみどりの基本計画について</li> <li>・基本計画第 4 章地球環境分野について</li> <li>・基本計画第 4 章環境情報分野について</li> <li>・基本計画第 5 章推進体制と進行管理について</li> </ul>

### 2 計画策定における市民や事業者の意向の反映

#### (1) 環境基本計画地域懇談会の実施

地域懇談会は、「環境基本計画」の策定にあたり、市が市民の意見や提案等を直接お聴きする場として、平成 25 年 8 月に、3 つの会場で実施しました。

開催日	会場	参加者数
平成 25 年 8 月 19 日	中央館	2 人
平成 25 年 8 月 20 日	栄会館	5 人
平成 25 年 8 月 26 日	三矢会館	6 人



## (2) 市民・事業者ワーキンググループの構成、検討内容

### ●市民ワーキンググループ名簿

志田 保夫（座長）	大崎 玄	加藤 純夫	倉地 篤子	高田 和登
鈴木 君子（副座長）	加藤 えり子	加藤 文治	清水 善征	

### ●市民ワーキンググループ検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○策定スケジュールについて</li> <li>○環境基本計画（第 1 次）の達成状況</li> <li>○（仮称）環境とみどりの基本計画の基本フレームについて</li> <li>○環境分野の目標について</li> <li>○分野別項目と目標について</li> </ul>
平成 25 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市環境分野について</li> <li>・自然環境分野について</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境分野について</li> <li>・地球環境分野について</li> <li>・環境情報分野について</li> </ul> </li> </ul>

### ●事業者ワーキンググループ名簿

氏名	所属		
瀧島 忠典（座長）	株式会社滝島商店	藤巻小百合（副座長）	ローストハウス豆香
小作 豊	有限会社小作物産	指田 勇	多摩包装工業株式会社
細田 寛人	松菱金属工業株式会社	田中 晃	日野自動車株式会社
尾形 和巳	富士フレイバー株式会社		

### ●事業者ワーキンググループ検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○策定スケジュールについて</li> <li>○環境基本計画（第 1 次）の達成状況</li> <li>○（仮称）環境とみどりの基本計画の基本フレームについて</li> <li>○環境分野の目標について</li> <li>○分野別項目と目標について</li> </ul>
平成 25 年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市環境分野について</li> <li>・自然環境分野について</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者の具体的な取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の指摘事項について</li> <li>・自然環境分野について</li> <li>・地球環境分野について</li> <li>・環境情報分野について</li> </ul> </li> </ul>

## (3) 意見公募手続

（仮称）環境とみどりの基本計画の案をあらかじめ公表し、広く市民等からの意見を求めるため、平成 26 年 2 月 5 日から 3 月 6 日までの間、意見公募手続を実施し、1 人から 3 件の意見を受け付けました。

### 3 庁内策定委員会等の構成、検討内容

#### ●羽村市地球温暖化対策等推進委員会名簿

氏名	所属	氏名	所属
北村 健	副市長(委員長)	小林 宏子	子ども家庭部長
角野 征大	教育長(副委員長)	中島 秀幸	建設部長
廣瀬 和彦	議会事務局長	阿部 敏彦	都市整備部長
桜沢 修	企画総務部長	加藤 博	水道事務所長
小作 貴治	財務部長	小林 健朗	会計管理者
宮崎 長寿	市民生活部長	井上 雅彦	生涯学習部長
竹田 佳弘	産業環境部長	小林 理人	生涯学習部参事
雨倉 久行	福祉健康部長		

#### ●羽村市地球温暖化対策等推進委員会検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 12 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)羽村市環境とみどりの基本計画について</li> <li>・これまでの経緯と計画案全体について</li> <li>・基本計画第 1 章について</li> <li>・基本計画第 2 章について</li> <li>・基本計画第 3 章について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成 25 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)羽村市環境とみどりの基本計画について</li> <li>・基本計画第 1 章～第 3 章の変更点について</li> <li>・基本計画第 4 章環境行動方針 (都市環境分野・自然環境分野・地球環境分野・環境情報分野)</li> <li>・基本計画第 5 章(推進体制と進行管理)</li> </ul>
平成 26 年 1 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(仮称)羽村市環境とみどりの基本計画主な修正点等について</li> <li>○環境行動計画について</li> </ul>

#### ●羽村市環境基本計画庁内ワーキンググループ名簿

氏名	所属	氏名	所属
竹田 佳弘	産業環境部長(座長)	石田 哲也	生活環境課長
橋本 昌	企画政策課長(副座長)	本橋 正規	土木課長
高橋 誠	財政課長	河村 康博	都市計画課長
飯島 直哉	契約管財課長	石川 直人	区画整理事業課長
粕谷 昇司	産業課長	市川 康浩	生涯学習総務課長
山口 ひとみ	環境保全課長	田中 祐子	郷土博物館長

#### ●庁内ワーキンググループ検討内容

開催日	主な内容
平成 25 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本計画(第 1 次)の達成状況</li> <li>○(仮称)環境とみどりの基本計画の基本フレームについて</li> <li>○環境分野と目標について</li> <li>○分野別項目と目標について</li> <li>○環境行動方針(施策)について</li> </ul>

平成 25 年 10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境分野と目標について</li> <li>○分野別項目と目標について</li> <li>○環境行動方針（施策）について</li> <li>○その他</li> </ul>
平成 25 年 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境分野と目標について</li> <li>○分野別項目と目標について</li> <li>○環境行動方針（施策）について</li> <li>○その他</li> </ul>
平成 25 年 12 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○（仮称）環境とみどりの基本計画第 1 章から第 3 章の修正点概要</li> <li>○第 4 章実現に向けた行動方針 1～都市環境分野～について</li> <li>○第 4 章実現に向けた行動方針 2～自然環境分野～について</li> </ul>
平成 25 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 4 章実現に向けた行動方針 3～地球環境分野～について</li> <li>○第 4 章実現に向けた行動方針 4～情報環境分野～について</li> </ul>

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
  - 第2章 環境の保全等の基本的施策（第7条—第14条）
  - 第3章 市、市民及び事業者の協働（第15条—第18条）
  - 第4章 工場等の設置に関する協議等（第19条—第20条）
  - 第5章 羽村市環境審議会（第21条）
  - 第6章 雑則（第22条）
- 付則

私たちのまち羽村は、羽村堰や玉川上水をはじめとする歴史的、文化的遺産を先人から受け継ぎ、多摩川や武蔵野の面影を残す雑木林などの水と緑に恵まれた環境の中で美しいまちとして発展してきた。

一方、今日この発展を支えてきた経済活動や物質的に便利で豊かになった生活は、大量の資源やエネルギーを消費するとともに、大気汚染や自然の減少などの身近な生活環境への影響をはじめ、地球温暖化やオゾン層破壊など地球環境にも少なからず影響を及ぼしている。

私たちは、このことを十分に認識し、健康で文化的な生活を営むうえで必要とされる良好な環境を確保するとともに、その環境を将来の世代に引継いでいかなければならない。

このため、私たちはともに力を合わせ、地球環境問題への早急な対応を図るとともに、人と自然との共生を目指し、緑を守り育て、水や空気や土壌を汚さず、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちを実現しなければならない。

このような認識に立って、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、羽村市（以下「市」という。）の環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民及び事業者が健康で安全かつ快適に暮らすことができる環境を確保することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境保全を図るうえでの支障となるおそれのあるものをいう。
- (2) 事業者 市内において継続的に物の生産又は役務の提供等の事業活動を行っているものをいう。

（基本理念）

**第3条** 環境の保全等は、市民及び事業者が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、循環型社会を基調とした、環境への負荷が少なく自然との調和のとれた社会を構築するため、すべてのものの積極的な取組みにより推進されなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべてのものが日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組みにより推進されなければならない。

（市の責務）

**第4条** 市は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全及び人と自然とのふれあいの確保に関すること。
- (3) 良好な景観及び歴史的文化遺産の保全等に関すること。
- (4) 環境への負荷の少ない役務、原材料、製品等の調達に関すること。
- (5) 循環型社会の形成並びにエネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

2 市は、環境の保全等を図るうえで市民及び事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策にこれらのものの意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

**第5条** 市民は、基本理念に基づき、日常生活において発生する環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等について関心を高めるとともに、必要な知識の習得に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

**第6条** 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に係る環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるとともに、情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、市及び市民と協働して環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全等の基本的施策

（環境基本計画）

**第7条** 市長は、第4条、第5条及び第6条に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等の具体的な目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ羽村市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画を変更する場合について、これを準用する。

（環境行動計画）

**第8条** 市長は、前条に規定する環境基本計画に基づき、環境への負荷の低減に寄与するための規範となる行動に関する計画（環境行動計画）を策定しなければならない。

（施策の策定に当たっての調整等）

**第9条** 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある施策を策定し、実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（環境状況等の把握）



**第10条** 市長は、大気汚染等の環境状況の把握、環境の変化の予測及び環境の保全等の施策の推進に必要な監視及び測定等を実施しなければならない。

2 市長は、前項の規定により実施した必要な監視及び測定等の結果を公表しなければならない。  
(国、東京都などとの協力)

**第11条** 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組みが必要なときは、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(環境マネジメントシステムの運用等)

**第12条** 市は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムを適切に運用しなければならない。

2 市は、事業者が環境マネジメントシステムの構築を促進するよう必要な対策を講じなければならない。

(施策等の報告及び公表)

**第13条** 市長は、環境基本計画等に基づき実施された環境の保全等に関する施策について、その実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境に配慮した物品等の購入の推進)

**第14条** 市、市民及び事業者は、物品又は役務を調達する際は、環境に配慮した物品等の購入に努めなければならない。

### 第3章 市、市民及び事業者の協働

(市、市民及び事業者の協働)

**第15条** 市、市民及び事業者は、協働して環境の保全等に努めなければならない。

(情報の提供等)

**第16条** 市、市民及び事業者は、環境の保全等に関する情報を相互に適切に共有できるよう、情報の収集及び提供に努めなければならない。

(環境学習の推進)

**第17条** 市、市民及び事業者は、環境の保全等について理解を深め、適切な取組みが推進されるよう、互いに学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めなければならない。

(自発的な活動の相互支援)

**第18条** 市、市民及び事業者は、それぞれが自発的に行う環境の保全等に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めなければならない。

### 第4章 工場等の設置に関する協議等

(工場等の設置に関する協議等)

**第19条** 環境に影響を及ぼすおそれがある工場等（以下「工場等」という。）を設置しようとする者（以下「設置事業者」という。）は、あらかじめ環境への配慮について市長と協議しなければならない。

2 設置事業者は、前項の規定による協議終了後、当該工場等を設置することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策（以下「環境への配慮の方策」という。）を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 設置事業者は、前項の書類を提出したのちに市長から要請があったときは、環境への配慮の方策について近隣住民等に周知しなければならない。

4 設置事業者は、近隣住民等から申出があったときは、環境への配慮の方策について説明会等を開催し意見を聴くとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

5 設置事業者は、前項の規定による報告をしたのち、市長から要請があったときは、当該工事等を設置することに係る環境への影響に関し必要と認める事項について、配慮しなければならない。

6 市長は、前項の要請をするときは、あらかじめ羽村市環境審議会の意見を聴かなければならな



い。ただし、軽易な要請については、この限りでない。

7 第1項に規定する工場等の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物又は第2号に規定する特殊建築物で、敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）第2条第7号に規定する工場又は第8号に規定する指定作業場
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分等を業として行う者がその処分等のために設置する施設又は同法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物の処分等を業として行う者がその処分等のために設置する施設で、かつ、環境確保条例第2条第7号に規定する工場又は第8号に規定する指定作業場
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が環境の保全等に関し必要と認めるもの  
（紛争の解決）

**第20条** 設置事業者は、当該工場等を設置することにより近隣住民等との間に紛争又は障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

## 第5章 羽村市環境審議会

（羽村市環境審議会）

**第21条** 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査及び審議するため、羽村市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全等の施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

## 第6章 雑則

（委任）

**第22条** この条例に定めるもののほか、環境の保全等について必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。